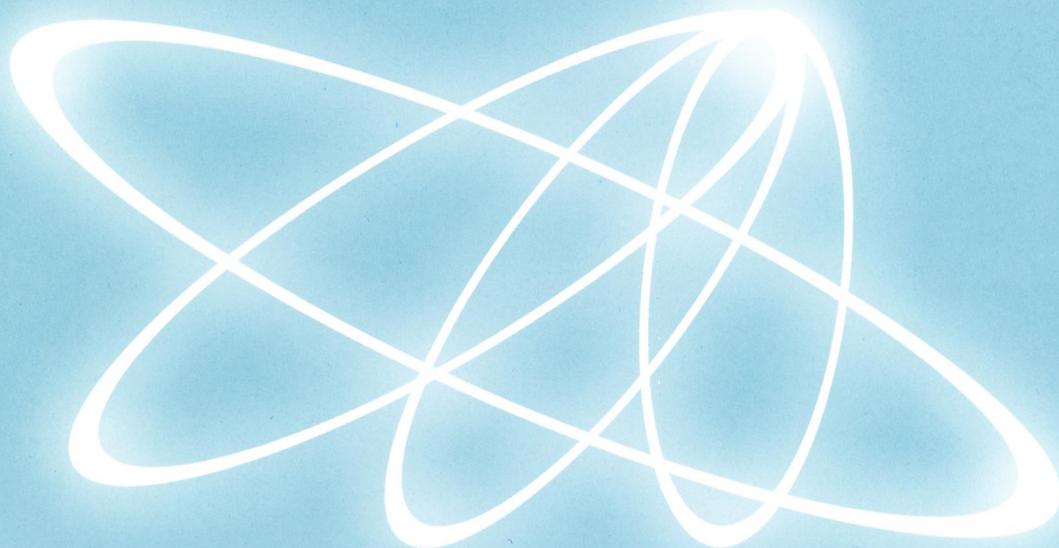


平成 20 年度 障害者保健福祉推進事業
(障害者自立支援調査研究プロジェクト)

「罪を犯した知的障害者の自立に向けた
効果的な支援体制と必要な機能に関する研究」 報告書



独立行政法人
国立重度知的障害者総合施設 のぞみの園

目 次

はじめに	1
調査研究事業計画	7
調査研究事業報告	9
I. 「罪を犯した知的障害者等の地域生活支援の手引き」 ——地域生活定着支援センターに期待するもの——	13
II. 「事例集」	57
III. モデル事業実施報告書	91
1. 社会福祉法人 南高愛隣会	93
2. 社会福祉法人 滋賀県社会福祉事業団	135
3. 独立行政法人 国立のぞみの園	141
IV. 資料	175
1. 研究検討委員会「現状と課題・対応策」	177
2. 研究検討委員会「中間のまとめ」	187
3. 第38回全国心身障害者コロナー連絡協議会のまとめ	195
V. 研究検討委員会委員名簿	197
VI. 参考文献	199

はじめに

独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

理事長 遠藤 浩

1. 経緯

当法人は、平成15年10月の独立行政法人への組織替えを契機に、その目的と業務も大きく変更され、厚生労働大臣から指示された中期目標を達成すべく、重度知的障害者の自立を総合的に支援する施設「のぞみの園」の運営、調査研究事業、人材の養成研修事業などを行っています。

平成19年度までの第Ⅰ期中期目標期間では、長年施設の中で生活してきた人たちの地域生活への移行を最大の課題として取り組み、平成20年度から始まった第Ⅱ期中期目標期間では、地域生活への移行とともに、「行動障害などがあり、著しく支援が困難な人たち」について、自立した生活が可能となるようなサービスモデルの構築に取り組むこととなりました。

この「支援が著しく困難な人たち」について、どのような人たちを対象とするかを検討していく中で、「罪を犯した知的障害者」への対応も大変重要な政策課題となりつつあることを認識しました。

すなわち、知的障害があるにもかかわらず、福祉サービスや所得保障等のセーフティネットから漏れて、罪を犯して刑務所に入り、出所（院）後は寄るべき術もなく、所持金もわずかで、やむを得ず罪を重ねるという人たちをめぐる政策的な課題です。

このような人たちについては、つい最近まで障害者福祉政策の課題として直接取り上げられることはありませんでしたが、長崎県の社会福祉法人南高愛隣会の田島理事長を中心とする研究班が、厚生労働科学研究費補助金を受けて、平成18年度から3年計画で調査研究に取り組んできました。

その平成18年度報告書では、15の刑務所の収容者合計2万7000名余りのうち、知的障害者は91名、知的障害が疑われる者は319名、これら合計410名のうち療育手帳所持者は26名に過ぎないこと、また、再犯者は410名中285名で、70%に達していることなど、知的障害の福祉に携わっている関係者にとって衝撃的な実態が明らかにされました。

平成19年度報告書では「矯正施設、更生保護施設と福祉サービス事業等をつなぐ架け橋として、社会生活支援センター（仮称）を都道府県単位で設立」すべき旨の提言が行われました。

一方、国においては、障害者に加えて高齢者なども対象として、「刑務所出所者等の社会復帰支援に関する関係省庁連絡会議」が設けられ、社会の安全、安心という観点も含めた大きな政策課題として、社会復帰のための効果的な支援体制の構築について厚生労働省、法務省を中心に検討が進められてきました。

このような田島班の研究成果を踏まえ、また、関係省庁連絡会議の検討状況等を勘案して、当法人としては、「社会生活支援センター（仮称）」（現在は「地域生活定着支援センター」とされている。以下「支援センター」と略称する。）の担うべき具体的な機能、さらに、地域の関係者の連携協力による支援体制の仕組みなどについて、地域生活への移行と定着に関するモデル事業を含めた研究を行うこととしました。

社会福祉法人南高愛隣会の田島理事長にもあらかじめご相談した上で、厚生労働省の「平成20年度障害者保健福祉推進事業」の補助金を受けて、「罪を犯した知的障害者の自立に向けた効果的な支援体制と必要な機能に関する研究」に取り組むこととなりました。

この研究に取り組むに当たり、昨年4月1日付けで、当法人の中に「社会生活支援センター（仮称）準備室」を設置し、11人の職員を他の業務との兼務で配置するとともに、法人の職員全体でこの研究事業の意義と目標を共有するため、法人内で4回の研修会を開催しました。

また、罪を犯した知的障害者については、国立のぞみの園の支援の現場でほとんど関わってこなかったことから、刑務所等に入所（院）している知的障害のある人たちの現状、入所（院）に至った事情や背景、出所（院）に向けての様々な課題等を勉強するために、昨年5月から8月上旬までの間に、

- ・ 神奈川医療少年院
- ・ P F I 方式による新しいタイプの刑務所である「喜連川社会復帰促進センター」
- ・ 従来型の刑務所である「前橋刑務所」
- ・ 群馬県内の更生保護施設

などを視察しました。

これらの視察を通じて、個人的な印象ではありますが、厳格な秩序と規律のある、矯正

施設においては、内部の職員が被収容者の出所（院）後の生活について親身になって相談に応じることはなじまないのではないか、外部の専門家が矯正施設の中に入り、対応することが望ましいのではないかと考えさせられました。

また、更生保護施設において、社会福祉の領域でも高齢者福祉や生活保護に比較して予算的に規模の小さい障害者福祉、更に言えば、障害者福祉の中でも数的にマイナーである知的障害のある人たちについて、その障害特性と福祉などの諸制度の詳細を理解して適切な対応をとることは一般的に期待し難いということも実感しました。

2. 本研究の概要と経過

本研究は、次の三つの柱からなっています。

- ① 罪を犯した知的障害者を実際に受け入れ、地域生活移行に向けたモデル的な支援を行う実践的な研究
- ② ①の実践を踏まえつつ、法務と福祉の橋渡し役を担う支援センターの仕組みや機能に関して課題を整理し、国に対して提言を行う研究
- ③ これらの研究の成果について情報発信をするために全国をいくつかのブロックに分けてのセミナーの開催

①の研究では、モデル的な受入を行う施設・事業所として、長崎県の社会福祉法人南高愛隣会と、滋賀県社会福祉事業団にも参加いただき、全国3か所において実施することとしました。

当法人では、「のぞみの園」においてモデル的な受入を行うに際して次のような支援の方針を定めました。

すなわち、

- 有期限（2年以内を目途）として、年間2名程度を受け入れること。
- 受入に際しては、関係者から構成される合同支援会議を適宜開催するとともに、福祉サービス利用等の必要な手続きを進めること。
- 実際の受入の方法は、施設入所支援、短期入所、あるいは、通所（日中活動のみの受入で、住まいは更生保護施設など）の中から、ケースごとに最も適切な方法を選択すること。
- 受け入れ後は、地域生活移行に向けて、生活支援、就労移行支援等の福祉サービスを提供するが、他の施設利用者と区別せずに支援を行うこと（特別な居住区や活動の

場を設定しないこと)。

○ 当面は、比較的罪や非行の程度の軽い者の受入を中心とし、段階的に難易度を上げていくこと。このような方針の下、昨年10月に1人を受け入れ、本年2月に2人目を受け入れました。

次に②の研究については、基本的な事項について協議検討し、最終的に提言をまとめる研究検討委員会と、実務的・具体的な検討を行うワーキングチームを設置しました。

そのメンバーには、当法人の役職員の他、自治体関係者、福祉施設や相談支援センターの関係者、更生保護施設の関係者などにご参加いただきました。

また、研究内容が国の施策とも密接な関係があることからアドバイザーとして、法務省矯正局と保護局、地方更生保護委員会、保護観察所、厚生労働省障害保健福祉部からそれぞれ担当官の方にご出席をお願いしました。

昨年7月4日に第1回研究検討委員会を開催した後、ワーキングチームで協議検討を進めましたが、厚生労働省、法務省は、地域生活定着支援に関する新規施策を盛り込んだ平成21年度予算概算要求を8月末に財務省に提出し、また、翌9月には関係省庁連絡会議の中間取りまとめの案も明らかにされるなど、国における動きが具体的に見えてきました。

年末に向けて国における検討作業もさらに煮詰まっていくものと予想されたので、本研究事業の成果を国における新規施策の検討に是非反映していただきたいと考え、11月21日の第2回研究検討委員会において中間のまとめを行い、厚生労働省に報告しました。

昨年末に閣議決定された平成21年度予算政府原案の厚生労働省予算の中で、都道府県を実施主体とする補助率10分の10の新規補助事業として「地域生活定着支援センターの設置」が計上されたことから、この新規補助事業も踏まえて支援センターの機能などについて更に検討を進め、本報告書をまとめました。

本報告書の構成については、上述した本研究の枠組みに沿えば、モデル的支援の実践の報告、次に支援センターに関する報告となりますが、本報告書の中核は後者にあるため、あえて順序を逆としました。

すなわち、冒頭の調査研究事業報告の総括的な説明については、調査研究事業計画に対応して要点を簡潔に記述しましたが、本論では、まず、支援センターに関する報告として「罪を犯した知的障害者等の地域生活支援の手引き」を掲載しました。この手引きの部分は、想定される支援センターの事業内容を踏まえ、その職員にとって有用な知識、情報、

あるいは、留意事項等をできる限りわかりやすく記述したものです。また、支援センターが日々の業務を遂行していく上で帰住地の確定、療育手帳の取得、福祉サービスの利用等に関して困難な問題に直面することも予想されることから、これまで先駆的に取り組んできた団体からその解決におおいに役立つと考えられる事例を提供していただき、事例集としてまとめました。

このように、本報告者は、支援センターにおける実務に有効に活用されるように、学究的な内容より、実践的な内容に重点を置いてまとめたものであることをご理解願います。



本研究の内容には、上述のように研究の成果を発信するためのセミナーの開催も含まれていることから、本年2月に当法人の所在地である高崎市において「罪を犯した知的障害者の地域生活支援に向けて」をテーマにセミナーを開催したところ、34都道府県から250名以上の参加者を得ることができました。福祉施設職員、自治体の福祉部局の職員等のほか、矯正施設や保護観察所の関係者、保護司等も多数参加していただいたことにより、まさに福祉サイドと法務サイドの関係者が一堂に会し、熱く語り合い、連携協力の第一歩を踏み出す象徴的なセミナーとすることができました。

本研究にご協力いただいた方々、セミナーに参加していただいた方々に心より感謝申し上げますとともに、この報告書が罪を犯した知的障害者などの支援に関わる方々に大いに活用され、ひいては、各都道府県の支援センターの速やかな設置と関係者の方々の連携プレーによる円滑な運営に寄与することを心より願っています。

調査研究事業計画

1. テーマ

「罪を犯した知的障害者の自立に向けた効果的な支援体制と必要な機能に関する研究」

2. 目的

罪を犯した知的障害者は、矯正施設出所（院）後、地域社会に復帰するための支援が不十分なために再犯を繰り返す確率が高く、社会的な問題となっている。

こうした知的障害者の再犯を防ぎ、地域生活移行を推進するために、どのような機能を持った支援体制を整備することが効果的であるか、その体制のあり方と必要な機能について研究するもの。

3. 調査研究事業

(1) モデル的事業

○ 実施法人（全国3カ所）

南高愛隣会（長崎県）

滋賀県社会福祉事業団（滋賀県）

国立のぞみの園（群馬県）

○ 事業内容

① 合同支援会議の開催（社会生活支援センター（仮称）機能を想定する）
法務省関係機関と連携し受刑（在院）中に、矯正施設、更生保護委員会、保護観察所、市町村福祉等との合同で支援会議を開催する。

1) 身元引受人・帰住地の確定による仮釈放の推進

2) 受刑（在院）中の福祉サービスの受給手続き

療育手帳・障害福祉サービス受給者証（障害福祉サービス費受給決定）・障害基礎年金（生活保護）

3) 矯正施設から地域生活移行後の生活までを念頭においた障害者ケアマネジメントを実践する。

4) 更生保護施設との連携による就労・地域生活支援

* 各地方更生保護委員会、保護観察所、矯正施設からの個人情報保護を厳守しながら、情報の提供を受け合同支援会議の協議に参加する。

② モデル的受け入れ

実際に罪を犯した知的障害者を矯正施設から福祉施設が直接受け入れ（長期、短期、通所）、自立訓練や就労移行支援事業を行い地域生活移行に繋げる。（有期限・有目的）

実際の取組みを行う経緯・成果を検証し、研究検討委員会に報告する。

具体的実践の中での支援技術の蓄積と各制度の課題を検証する。

③ セミナーの開催

具体的事例に基づく支援技術を習得し、事業の必要性について普及を図る。

(2) 社会生活支援センター（仮称）の研究検討

① 社会生活支援センター（仮称）機能の検討

受刑（在院）中から地域での生活支援を行うため、今後、整備を求められている社会生活支援センター（仮称）の仕組みと機能について協議し、国に提言する。

協議事項 機能、職員の種類と人数、運営マニュアル、必要経費

協議方法 運営マニュアル等については、ワーキングチームを編成・協議し研究検討委員会に報告する。

研究検討委員会は、モデル事業実施施設、先駆的事业実施団体の報告やワーキングチームの報告を基に協議する。

② 全国の支援ネットワーク化

地方コロニーを中心にセフティーネットとして、ケアマネジメントできる機能を全国に普及させる。

③ 困難事例の収集と検証

全国で先駆的に取り組まれている事例を収集し検証する。

調査研究事業報告

1. モデル的事業の実施

① 合同支援会議の開催

モデル事業実施3団体において、8名について受け入れを前提に実施されました。

なお開催にあたっては調査研究事業ということで、法務省矯正局・保護局や該当する刑務所・少年院・地方更生保護委員会・保護観察所の全面的なご協力をいただいております。

合同支援会議の目的は、受刑（在院）中に関係者（矯正施設、保護観察所、更生援護の実施者である市町村、福祉関係事業所）が一同に会し、それぞれが保有している本人に関する情報を共有して、お互いの役割を認識し、本人の出所（院）後の地域生活において、円滑に福祉サービスの利用につなげることにあります。

報告では、本人に関する共通認識のもと、福祉サービスの受給手続や個別支援計画の作成など実際のサービス利用につながっているとされています。（「モデル事業実施報告書」参照）今後、設置が予定されている「地域生活定着支援センター」の機能の一つとして、この合同支援会議が開催されることが期待されています。

② モデル的受け入れ

モデル事業実施3団体において、4名を受け入れました。

現在も福祉サービスを利用しての支援は継続中です。支援の方法は、本人の状況およびそれぞれの団体（事業所）の有する資源によって異なっていますが、信頼できるキーパーソンを配置している、ということは共通しています。（「事例集」参照）

なお、住まいの場を入所型施設に置く場合には、個別支援計画の中で有期限とすることを明記しています。

また、罪を犯した知的障害者等をどう地域移行させるかということよりは「どんな支援ニーズがあるか」を考える等今後支援プログラムの開発が必要とされました。

さらに、福祉施設と更生保護施設との連携については、今後の課題となっています。社会福祉法人だけでなく、更生保護施設と福祉サービスが連携することでより効果的な地域生活移行ができるのではないかと認識も提示されています。

③ セミナーの開催

全国3か所でセミナーを開催することができました。

平成21年1月 26日 大津市

平成21年2月 9.10日 高崎市

平成21年2月21.22日 大津市

3会場とも満席に近い状態であり、このテーマへの関心の高さが認識されました。参加者もこれまでの福祉関係セミナーとは異なり、法務省関係職員も多く見られまし

た。講師陣においても法務省関係者の協力が得られています。

2. 社会生活支援センター（仮称）の研究検討

① 研究検討委員会の設置

「社会生活支援センター（仮称）の基本的な機能の検討と国の制度の見直しの提言」を目的の研究検討委員会と「社会生活支援センター（仮称）が実際に事業を開始するに当たっての運営マニュアルを作成し研究検討委員会に報告する」ことを目的としたワーキングチームを設置しました。

研究検討委員会	第1回	平成20年 7月 4日（東京）
	第2回	平成20年11月21日（東京）
	第3回	平成21年 3月13日（東京）
ワーキングチーム	第1回	平成20年 7月 4日（東京）
	第2回	平成20年 8月29日（東京）
	第3回	平成20年 9月25日（群馬）
	第4回	平成20年10月24日（東京）
	第5回	平成20年11月21日（東京）
	第6回	平成21年 1月23日（東京）
合同研修	平成21年2月9、10日（群馬）	

② 提言書の提出

国が平成21年度予算の概算要求で、「地域生活定着支援センター」を全国に設置すること、対象者も知的障害者に限らず、三障害や高齢者や何らかの福祉サービスが必要とする者などとする事、また、法務省も矯正施設に福祉担当職員を配置することとしたため、本委員会として、討議途中ではありますが、厚生労働省社会・援護局総務課へ平成20年10月16日に討議状況の報告、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課へ平成20年12月12日「中間のまとめ」（資料参照）を提出しました。

③ 運営マニュアルの作成

運営マニュアルについては、ワーキングチームの会議において、支援内容を対象者への支援経過に沿って、課題となる項目について「現状と課題・対応策」に分けて検討しました。（資料参照）

第1段階	矯正施設入所（院）中から出所（院）まで
第2段階	受刑（在院）中の福祉サービスの受給手続き
第3段階	福祉施設での受け入れ
第4段階	地域移行に向けた課題等
第5段階	その他

平成21年度より「地域生活定着支援センター」の都道府県1カ所ずつの設置の方針が確定し、運営要綱が定められることから、ワーキングチーム会議で討議された課題・期待については、「罪を犯した知的障害者等の地域支援の手引き——地域生活定着支援センターに期待するもの——」としてQ&A方式でとりまとめることとしました。

- ④ 第38回全国心身障害者コロニー連絡協議会・総会において、今回のテーマについて説明し、セーフティネット機能と、全国のネットワーク機能を担うよう呼びかけました。

総会としての意見集約が行われ、12月12日の中間のまとめに反映されました。
(資料参照)

- ⑤ 事例の収集

全国で先駆的に取り組んでいる団体に対して、設定した事例について報告をお願いしました。

述べ18事例の協力が得られました。(「事例集」参照)

罪を犯した知的障害者等の地域支援の手引き

——地域生活定着支援センターに期待するもの——

1. 矯正施設入所（院）中から出所（院）まで

- (1) 出所（院）の時期
 - ① 満期釈放と仮釈放…………… 1 7
- (2) 出所（院）後の生活の検討
 - ① 更生保護施設とは…………… 2 1
 - ② 福祉サービスの制度の周知…………… 2 3
- (3) 福祉サービスへの引き継ぎ
 - ① 対象者の選定…………… 2 4
 - ② 適正な個人情報の共有と必要な個人情報…………… 2 5
 - ③ 個人情報の保護（個人情報保護管理規程の整備）…………… 2 7
 - ④ 福祉サービス利用の同意書と関係機関との個人情報保護に関する協定書…………… 2 8

2. 受刑（在院）中の福祉サービスの受給手続き

- (1) 更生援護の実施者の確定
 - ① 帰住先と更生援護の実施者の確定…………… 2 9
- (2) 福祉サービスの受給手続き
 - ① 福祉サービスの受給手続き…………… 3 2
 - ② 受給申請が必要と思われる福祉サービス…………… 3 3
 - ③ 知的障害の認定（療育手帳の取得）…………… 3 4
- (3) 合同支援会議
 - ① 関係機関による合同支援会議の開催…………… 3 6
- (4) 職員養成・研修
 - ① 研修制度の必要性…………… 3 7

3. 福祉施設での受け入れ

- (1) 受け入れ施設の確保
 - ① 矯正施設から地域社会への間での社会福祉施設の有効な活用…………… 3 8
- (2) 福祉施設の有期限の利用
 - ① 福祉施設の有期限の利用…………… 4 0
- (3) 障害程度区分
 - ① 障害者自立支援法上の入所型施設の利用根拠…………… 4 1
- (4) 利用者の個人負担
 - ① 所得保障の必要性…………… 4 3
 - ② 施設利用上の個人負担…………… 4 5
- (5) 効果的な支援の提供
 - ① 更生保護施設からの地域生活移行…………… 4 6
 - ② 安心できる生活と精神的な支え…………… 4 7

4. 地域生活移行に向けた課題等

- (1) キーパーソンの確保
 - ① 精神的支えとなるキーパーソンの存在…………… 4 8
- (2) 地域の関係機関との連携
 - ① チームケアによる支援システムの存在…………… 4 9
- (3) 施設のレスパイトの役割
 - ① 本人が信頼できる緊急避難場所の確保…………… 5 0
- (4) 再犯に至った場合の保護体制
 - ① 警察等司法当局との対応…………… 5 1

5. その他

- (1) 対象者の拡大
 - ① 知的障害者以外の障害者・高齢者・生活困窮者への対応…………… 5 2
- (2) 各種様式例
 - ① 合同支援会議様式…………… 5 3

1. 矯正施設入所（院）中から出所（院）まで

(1) 出所（院）の時期

①満期釈放と仮釈放

福祉の支援を必要とする知的障害者が矯正施設を退所する場合、福祉サービスを利用する際には仮釈放の方が優位といわれますがどうしてでしょうか？

[現 状]

- 刑務所に収容される期間は裁判で定められており、その期間の満了によって、受刑者は釈放されます。収容中から釈放後の生活環境を整えることが、円滑な社会復帰のために不可欠です。
刑期の満了前であっても、地方更生保護委員会の決定により、仮釈放が許されることがあります（仮釈放の基準は資料のとおり）。仮釈放者は、仮釈放の期間中、保護観察に付され、保護観察官や保護司の指導を受けます。
- 仮釈放の場合は、釈放に当たり居住者と引受人が確保されており、また、必要な範囲内で保護観察による補導援護が行われますので、本人が福祉サービスの受給申請等を必要とする場合、家族や保護司等の支援を得ることができ、福祉サービスを受給しやすい環境にあると言えます。ただし、釈放後に手続を開始しても受給等までに時間を要することがあります。
- 一方、満期釈放者の中には、支援してくれる人や帰住先がなく、釈放後直ちに途方に暮れることが心配される人もいます。必要な福祉サービスの申請の機会も得られないことも考えられます。

[方 向 性]

- 満期釈放・仮釈放にかかわらず、受刑（在院）中に福祉サービス受給の申請またはその準備を行い、出所（院）直後から本人に合ったサービスを受けられることが必要とされています
- 矯正施設内で、福祉関係者が出来るだけ早い段階から福祉サービス提供の必要性を見極めるシステムが必要です。

受刑（在院）者の生活環境の調整の中で、「この障害を持った者にはこうした福祉サービスが提供できれば自立できるかもしれない」、「釈放後の住居、引受人がなく毎回満期釈放となっているが、福祉団体が引受人になってもらえるなら、仮釈放に結び付くかもしれない。」という視点で進めていくことが望ましいと考えられます。

- 今回、国が計画している地域生活定着支援センターが、受刑（在院）中に福祉サービスの提供について矯正施設と更生保護機関と福祉側が協議できる機能を持つということで大きな期待が持たれます。

[資 料]

仮 釈 放 等

□ 仮釈放等の種類

- 懲役又は禁錮の刑の執行のため刑事施設等に収容されている者に対する
仮釈放
- 拘留の刑の執行のために刑事施設に収容されている者又は労役場に留置された者に対する仮出場
- 保護処分の執行のために少年院に収容されている者に対する少年院からの仮退院
- 補導処分の執行のために婦人補導院に収容されている者に対する婦人補導院からの仮退院

- 仮釈放や少年院からの仮退院を許すかどうかは、全国に8つある地方更生保護委員会が判断します。その許可の基準等は次のとおりとされています。

○ 仮釈放

地方更生保護委員会は、懲役又は禁錮の刑に処せられた者に改悛の状があるときは、決定をもって、仮釈放を許す処分をすることができます（刑法第28条、更生保護法第39条第1項）。

「改悛の状があるとき」を具体化した仮釈放の許可基準として、「仮釈放を許す処分は、悔悟の情及び改善更生の意欲があり、再び犯罪を犯すおそれがなく、かつ保護観察に付することが改善更生のために相当であると認められるときにするものとする。ただし、社会の感情が仮釈放を是認すると認められないときは、この限りでない」と法務省令で規定されています。

なお、次に示す期間の末日を経過した後でないと、仮釈放を許す旨の決定はできません。

- ・ 有期刑については、刑期の3分の1
- ・ 無期刑については、10年
(少年のときに言渡しを受けた者については特規が定められている。)

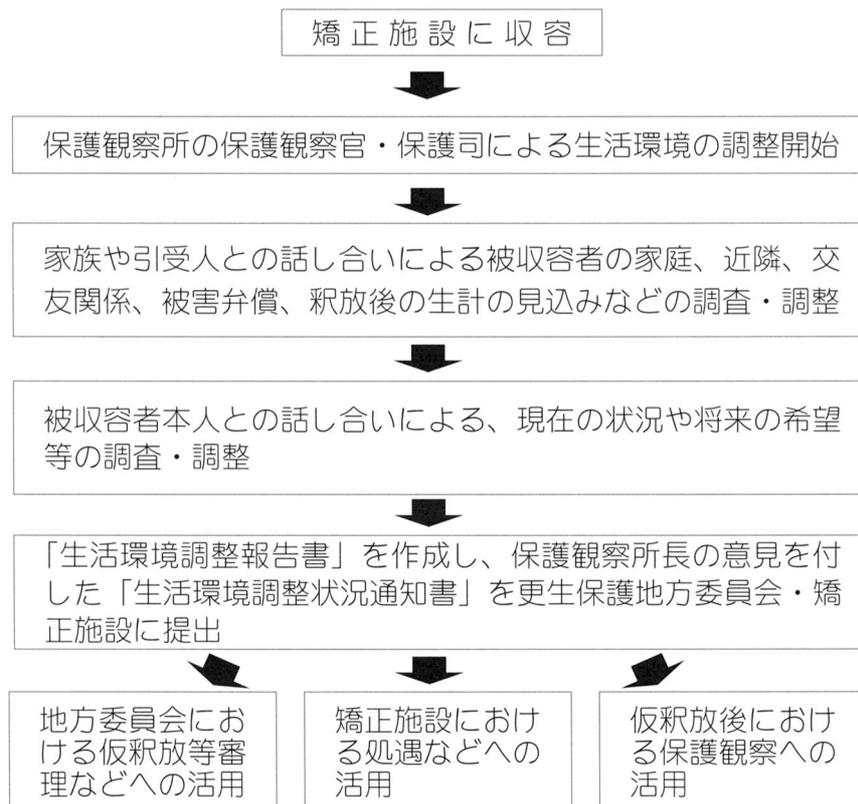
○ 少年院からの仮退院

地方更生保護委員会は、保護処分の実行のために少年院に収容されている者について、次の場合、決定をもって仮退院を許します。

- ・ 処遇の最高段階に達し、仮に退院させることが改善更生のために相当であると認めるとき
- ・ 処遇の最高段階に達していない場合において、その努力により成績が向上し、保護観察に付することが改善更生のために特に必要であるとき

生活環境の調整

生活環境の調整は、刑務所や少年院などの矯正施設にいる人の釈放後の帰住環境を調査・調整し、仮釈放等の審理等の資料等とすると共に円滑な社会復帰を目指すものです。



保護観察の目的と種類

○ 目 的

保護観察は、犯罪をした者又は非行のある少年が、実社会の中でその健全な一員として更生するように、国の責任においてこれを指導監督・補導援護するもので、次の5種の者がその対象となります。

○ 種 類

保護観察対象者	保護観察の期間
家庭裁判所で保護観察に付された少年	20歳まで又は2年間
少年院からの仮退院を許された者	原則として20歳まで
矯正施設からの仮釈放を許された者	残刑期間
裁判所で刑の執行を猶予され保護観察に付された者	執行猶予の期間
婦人補導院から仮退院を許された者	補導処分の残期間

○ 方 法

保護観察は、保護観察官及び保護司が協働して、指導監督及び補導援護を行います。

指 導 監 督

- 面接その他の適当な方法により保護観察対象者と接触を保ち、その行状を把握する。
- 保護観察対象者が遵守事項を守り、生活行動指針に即して生活・行動するよう必要な指示その他の措置をとる。
- 特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇を実施する。

補 導 援 護

- 適切な住居などを得たり、同所へ帰住するよう助ける。
- 医療・療養、職業補導・就職、教養訓練を得るよう助ける。
- 生活環境の改善・調整、生活指導を行う。

(2) 出所（院）後の生活の検討

①更生保護施設とは

更生保護施設とはどのような施設ですか。福祉施設との関係はどうか。

[現 状]

- 更生保護法人が設置運営する「更生保護施設」は、全国に101カ所（定員2,277人）あり、犯罪や非行をした人たちの中で、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立更生することが困難な人たちに一定期間、宿泊場所や食事を提供したり、就職指導や社会適応のために必要な生活指導を行うなどして、円滑な社会復帰の手伝いをする施設です。（「図説更生保護」より）
- 更生保護施設でも、犯罪や非行をした知的障害者と思われる多くの人を受け入れてきています。しかし、保護できる期間や定員が限られていることや職員体制、障害者支援に対する専門的職員が少ない退所後の自立の確保がむずかしい等の理由により積極的に知的障害のある者を受け入れられる状況にはないようです。
- 社会福祉法人においても、知的障害者の入所型施設や救護施設でこれまでも多くの犯罪や非行をした知的障害者を受け入れている状況は見られています。
しかし、入所後の地域生活移行という観点からは難しい状況のようです。
一方、とりあえずの生活の場の提供や、障害に関する専門スタッフが必要な福祉サービスにつなぐなど、社会福祉施設の役割はあると思われます。

[方 向 性]

- 更生保護施設には、平成21年度に福祉担当職員の配置が予定されています。
ただし、更生保護施設を利用する前に、就職に向けての準備、次の住居地の目途、利用しようとする福祉サービスなどの計画を立てることが出来ればより効果的な支援が行われると思われます。
その意味では、国の計画している地域生活定着支援センターの役割への期待は大きいものがあります。

更生保護施設利用期間の日中はこれまで、就職活動や生活資金の貯蓄のために当てられていました。今後は福祉サービスを活用する場合に、障害者就労・生活支援センター事業を利用しての職場実習等が可能になるようプログラムの作成が必要です。

- 社会福祉法人の入所型施設について、ここで言う「福祉サービス」は施設での生活をどうすれば良いかという狭義の福祉サービスではなく、地域の中で自立した生活を送るために福祉サービスをどう提供していけば良いかということ。

故に、施設も住まいの選択肢の一つに過ぎず、入所・通所・短期・ケアホーム等、ひとり一人にあった形で選べば良いと思われれます。むしろ日中の就労に向けたサービスにどう結びつけば良いかが大切になります。

②福祉サービスの制度の周知

受刑（在院）中に福祉サービス内容を知らせるためにはどうしたらよいでしょうか。

[現 状]

- 今日、一部の矯正施設においては、障害者等に対する専用の矯正プログラムが実施されています。依然として多くの施設には福祉に関する専門スタッフが配置されておらず、福祉サービスに関する情報が受刑（在院）者に十分に伝わっていないのではないかとのおそれがあります。また、更生保護事業においても、障害者等を持つ受刑（在院）者に対して出所（院）後に紹介できる受け皿が少なく、選択肢が限られています。そのためには、矯正施設職員等が受刑（在院）者に対して、福祉サービスに関する説明を適切にできるよう専門スタッフの配置等の体制整備が必要です。

[方 向 性]

- 国では矯正施設に、福祉の支援が必要な者の選定とニーズの把握、福祉サービス等の申請手続きの援助を行うために社会福祉士を配置し、保護観察所にも福祉的な支援を必要とする矯正施設入所（院）者の円滑な福祉への移行及び再犯の防止を目的として連携・連絡調整を実施する職員が配置される予定であり、大きな期待が持たれています。
- 福祉制度を熟知した職員をどう配置できるか、大きく変わろうとしている福祉制度をいち早く周知させるかが大切であり、研修の場の確保は不可欠です。
- 福祉側も矯正・更生保護の制度についてこれまで習得する機会を持っておらず、お互いの制度の狭間になっていたことは事実であり、関係者が互いの制度を研修する場の確保が急務であり、国が研修制度を整えることが不可欠であると思われます。
- 職員への制度の周知により、受刑（在院）者に対して福祉サービスの情報が正確に伝わり、自分の人生の選択肢の一つとして適正な判断が出来るようにする必要があります。

(3) 福祉サービスへの引き継ぎ

①対象者の選定

地域生活定着支援センターの支援の対象者は、どのように決まるのでしょうか。

[現 状]

- 新しい制度であり、今後国の要綱等の作成を待つことになります。
- 身元引受者がおらず、毎回満期釈放になっている累犯知的障害者、矯正施設内での知能テストの結果で知的障害と疑われた者なのか、帰住先の有無は関係あるのか等疑問が持たれていますが、現状ではどのように対象者を選定するかは矯正施設の職員の判断に委ねられています。
- 現状では矯正施設内で絞り込みを行い、その後福祉側が面接等をして決定していくという想定ようです。
- 本人から福祉サービスを受給することの同意を得る必要がありますが、中にはその時点で福祉の利用を拒否される場合もあります。

[方 向 性]

- 対象者の選定には地域での自立生活という福祉的視点も必要です。出来るだけ早い時期からの矯正施設、保護観察所との協議により福祉サービスが必要かどうかの見極めが必要と思われます。
- 本人への説明には矯正施設の職員だけでなく、必要に応じて福祉の現場の職員による説明・説得も必要ではないかと思われます。

②適正な個人情報の共有と必要な個人情報

福祉サービスを利用するには、福祉側として矯正施設に対してどのような情報を求めていけばよいでしょうか。

[現 状]

- 個人情報について、矯正施設・更生保護機関から、福祉関係者に提供される場合には本人の同意を得て行われています。
しかしながら、提供される情報が、必ずしも福祉側が必要とする内容ではなく、適切なサービスの選定が難しいことが多く見られます。

[方 向 性]

- 自立した地域生活に向けた個別支援計画の作成には、矯正施設や更生保護機関からの情報の積極的な提供と共有が必要と思われます。
特に、犯罪に至った要因、生育歴、矯正施設で再犯防止のために取り組んだ状況などが重要です。
- 福祉サービスを活かすためにはどんな個人情報が必要か、地域で生活する上で最低限必要な情報は何かを明確にして提供を求めていく必要があります。
- 研究検討委員会で必要とされた情報は下記の項目でした。

- ① 氏名 男女別 生年月日 年齢
- ② 本籍地 受刑（入院）前の住所地 帰住予定地
- ③ 現入所（院）施設 （刑務所・少年院）
- ④ 本件犯罪 （非行）内容
本件犯罪に至った要因
- ⑤ 出所（院）日 仮釈放可能な年月
- ⑥ 家庭環境 両親／家族
詳細な親子関係／経済状況
身元引受人
親族又は本人が拒否している理由
- ⑦ 生育歴 幼児時期から主な経歴
福祉関係の教育・医療・福祉サービスの受給経歴養護学校、
精神病院、福祉施設の利用経験

障害者手帳（身障手帳・療育手帳・保健福祉手帳）
年金等（生活保護、障害基礎年金等）

- ⑧ 心身状態 IQ（検査・方法検査日）
病歴
服薬情況
カウンセリングの必要性
- ⑨ 福祉サービスを利用する事についての本人の同意の有無
- ⑩ 入所（通所）型施設利用を必要とする理由
- ⑪ 本人のこころのよりどころとなっている者の有無
- ⑫ 社会人としての更生意欲
- ⑬ 就労意欲／就労特性（受刑（在院）中の様子から）
- ⑭ 所持金（作業報奨金も含む）
- ⑮ 本人面会の時期
 - * 本人との面会により人となりを確認することが出来ます。
極めて有効な情報収集の機会となります。

③個人情報の保護（個人情報保護管理規程の整備）

福祉サイドにおける個人情報保護に関しては、どのような視点の下で対応していけばよいでしょうか。

[現 状]

- 矯正施設に対して情報の共有を求める一方、その前提として、福祉側も個人情報保護の管理体制を整える必要があります。

[方 向 性]

- 福祉関係機関において、独自に「個人情報管理規程」を制定していることは当然のことであり、定めのないことであってもデータ管理等に細心の配慮が必要です。
 - 1) 支援会議等で配布された個人資料は回収されているか。
 - 2) 研修等で使用する場合の事例のプロフィールは本人を特定できないものになっているか。
 - 3) 資料作成・データ管理上使用しているパソコン等の管理は徹底されているか。（管理者専用または、パスワード設定）
 - 4) ケースファイルは、鍵のかけられる書庫で保管されているか。持ち出す場合は「持出簿」を備えて管理されているか。
 - 5) 不要になったデータ（紙・電子とも）の廃棄は徹底されているか。

④福祉サービス利用の同意書と関係機関との個人情報保護に関する協定書

矯正施設から個人情報の提供を受ける場合、どのような取り決めを作っておけばよいでしょうか。特に矯正施設との協定書等は必要となるのでしょうか。

[現 状]

- 本調査研究においては、まず、福祉サービス自体を利用することの同意と、研究発表の事例とする場合には、本人の個人情報、個人が特定されない形で、提供され協議されること、研究発表の事例となることについて同意書を得ています。
- また、個人情報について適正な管理が行われよう、対象者ひとり一人について矯正施設・保護観察所・福祉施設間で協定書を締結しています。
- 一方、今後全国的に地域生活定着支援センターが展開された場合に、本人から確認書は、今後も当然ながら得ていくことは必要ですが、関係機関で個別の協定書をその都度作成することは事務の著しい煩雑化に繋がる恐れもあります。

[方 向 性]

- 地域生活定着支援センターは、地元の矯正施設からの出所（院）者だけでなく、他の都道府県の矯正施設の出所（院）者でも、帰住地として希望された場合には所管すると想定されています。
また、仮釈放の場合の保護観察所も同様であり、対象者ひとり一人について協定書を締結することはかなりの時間を要すると考えられます。
- 矯正施設から地域生活定着支援センターへの情報提供が、保護観察所を経由することが原則と考えると、支援センターが個人情報管理規程を整備していることを前提に、支援センターを運営する者と地方更生保護委員会間で協定書を締結するなどの事務の簡素化を図ることも考えられます。

2. 受刑（在院）中の福祉サービスの受給手続

(1) 更生援護の実施者の確定

① 帰住先と更生援護の実施者の確定

更生援護の実施者の決定について、どのように対応していけばよいのでしょうか。

[現 状]

- 全く住所地が確定できない場合は、矯正施設の所在地が更生援護の実施者になるという通知が下記のとおり出されていますが、適用例が多くなると矯正施設所在地の市町村の負担だけが大きくなるという問題があります。
このようなことから現状は、この通知があまり周知されていないこともあり、適用例はほとんどないようです。
- 現実には、知的障害者の場合には保護者の住所地や出身地が優先され検討されることが多く、決定までに時間を要していることが多いようです。

[方 向 性]

- 知的障害者福祉法では、出所（院）後は、本人が育った住所地ではなく、本人が希望する居住地とも読めます。
受刑（在院）中に本人の希望を聞き、話し合いを行って決定することも考えられます。
- 受刑（在院）中の本人との面会の中で、家族の情報を得て、出所（院）した後の相談に応じてくれる福祉制度上の保護者になっていただければ、更生援護の実施者も決定しやすく、ひいては仮釈放の条件の一つである身元引受人の確定にも繋がります。
- 国としての高齢者福祉・障害者福祉についてわかりやすい指針が示されることが待たれています。

矯正施設収容者に対する身体障害者福祉法の適用について

〔 昭和32年6月19日社発第441号 〕
〔 厚生省社会局長通知 〕

1. 居住地の認定について

矯正施設収容者の居住地は、施設に収容されたことによって施設所在地に移ったとみるべきではなく、収容前に居住地を有し、かつ現在そこに家族が居住していて釈放後本人が復帰する見込みのあるときは、当該地を引き続き現在の居住地と見るべきである。

従って、この場合、身体障害者手帳の交付は、当該居住地の都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が行い、また当該居住地を管轄する福祉事務所管理する都道府県知事又は市町村長が援護の実施に当たるものである。

収容前に居住地を有しないか又は明らかでない者、或は収容前の居住地に復帰する見込みのない者については、矯正施設所在地の都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が身体障害者手帳の交付を行い、また援護の実施に当たる者であること。

更生援護の実施者

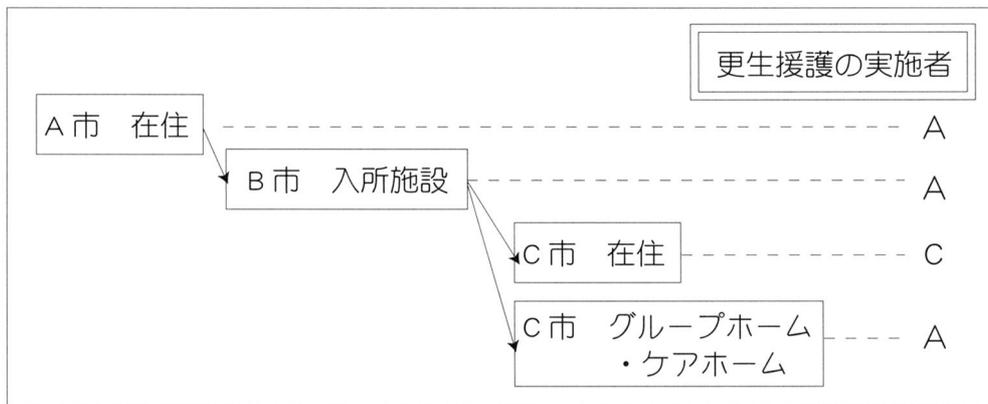
〔 知的障害者福祉法 昭和35 法律37
改正 平成18 法律20.53 〕

第9条

この法律に定める知的障害者又はその介護を行う者に対する市町村（特別区を含む。以下同じ。）による更生援護は、その知的障害者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、知的障害者が居住地を有しないか、又は明らかでない者であるときは、その知的障害者の現在地の市町村が行うものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、第16条第1項第2号の規定により入所措置が採られて又は障害者自立支援法第29条第1項若しくは第30条第1項の規定により同法第19条第1項に規定する介護給付費等（第15条の4及び第16条第1項第2号において「介護給付費等」という。）の支給を受けて同法第5条第1項若しくは第5項の厚生労働省令で定める施設、同条第12項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）に入所している知的障害者及び生活保護法（昭和25年法律第144号）第30条第1項ただし書の規定により入所している知的障害者（以下この項において「特定施設入所知的障害者」という。）については、その者が障害者自立支援法第5条第1項若しくは第5項の厚生労働省令で定める施設、障害者支援施設、のぞみの園又は生活保護法第30条第1項ただし書に規定する施設（以下この項及び次項において「特定施設」という。）への入所前に有した居住地（継続して二以上の特定施設に入所している特定施設入所知的障害者（以下この項において「継続入所知的障害者」という。）については、最初に入所した特定施設への入所前に有した居住地）の市町村が、この法律に定める更生援護を行うものとする。ただし、特定施設への入所前に居住地を有しないか、又は明らかでなかった特定施設入所知的障害

者については、入所前におけるその者の所在地（継続入所知的障害者については、最初に入所した特定施設への入所に有した所在地）の市町村が、この法律に定める更生援護を行うものとする。



居 住

出典：フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』

移動：ナビゲーション, 検索

居住（きょじゅう）とは、一定の住まいを定め、そこに住んで自分たちの生活を営むこと。その場所を居住地（きょじゅうち）といい、通常そこが自宅（じたく）とされる。

そこに家族の生活の拠点を定めて、寝食をそこで共にし、その住宅空間（居住空間）を自分たちのものとしてデザインしていくこと。

また、その意味から派生して、必ずしも住宅、住居ではなくても、一定空間で快適で、満足感が得られることも居住性として語ることがある。車の車内空間など。

(2) 福祉サービスの受給手続き

①福祉サービスの受給手続き

福祉サービスの受給申請は、どの段階で行うことが適切でしょうか。

[現 状]

- 市町村の福祉担当者が、自分の所管しなければならない知的障害者が矯正施設等に収容されている、ということを知り得ていないと思われます。釈放される段階で家族からの相談を受け、初めて知ることになる例が多いようです。
矯正施設としても、収容しているということを行政側に伝える義務は必ずしもありません。
よって、通常は、釈放後になって本人又は、家族によって受給申請が行われるのですが、釈放直後の生活には間に合わないのが現状です。
さらには、手続きが苦手な知的障害者は、福祉サービスの受給資格があることを知りながら、場合によってはあること自体知らずに申請しない状態となります。
- 結果的に、釈放後のとりあえずの住まいや生活費も得られず、途方に暮れ、最悪の場合には、再犯に至ってしまうこととなります。
- 福祉サービスの受給手続きを適正な時期にかつ効果的に実施するための支援が必要です。

[方 向 性]

- 福祉サービスを効果的に受給するためには、受刑（在院）中に受給申請手続きを済ませるか、出所（院）直後に提出できるよう準備を行う必要があります。
- 申請者は本人からの同意を得て、本人又は代理申請を行うこととなります。
この場合、成年後見制度を活用できないかという議論もありますが、受刑（在院）しているということでの責任能力の問題、成年後見人の選任までの期間、その経費など解決しなければならない課題も多いようです。
- 地域生活の自立や再犯防止に大きく影響するものであり、様々な福祉サービスが早期に受給できるよう、都道府県・市町村の協力が不可欠です。

②受給申請が必要と思われる福祉サービス

受刑（在院）中に受給申請準備を行うべき福祉サービスはどのようなものがありますか。

[方 向 性]

○ 知的障害者の場合次のことが言えます。

1. 受給資格

(1) 「療育手帳」：知的障害者としての認定

法的には療育手帳の所持が障害福祉サービスを受けるための必要要件にはなっていませんが、多くの市町村が利用のための条件としている実態があります。

＊受刑（在院）中の申請・審査・発行可能

(2) 「障害程度区分認定」

＊受刑（在院）中の申請・審査・判定可能

2. 住まいの場の確保

(1) 「障害福祉サービス受給申請」

福祉関係施設利用（入所・通所・ケアホーム・短期入所）

＊受刑（在院）中に手続きを行い、出所（院）と同時認定可能

(2) 「介護保険サービス認定」

65歳以上（例外あり）の介護保険施設利用

＊受刑中に手続きを行い、出所（院）と同時に認定・待機

3. 所得保障

(1) 障害基礎年金

20歳以上 1級約8.2万円／月 2級約6.6万円／月

＊社会保険事務所への申請となり、決定までに時間を要する。

(2) 生活保護

家族がいてもその支援が得られない場合は、世帯分離の手続きを行い出所（院）と同時に申請する。

＊受給までに1ヶ月程度を要する。（申請日に遡って受給可能）

＊健康保険については医療給付で無料になる。

4. 健康保険

(1) 国民健康保険

出所（院）と同時に住民票を異動し、申請する。

③知的障害の認定（療育手帳の取得）

福祉サービスを受給する際に、知的障害者については療育手帳の所持が有効であると言われてますが、取得に向けてどのような手続きが必要となるのでしょうか。

【制 度】

- 療育手帳は、知的障害者（児）と保護者に対する療育の指導・相談や知識の普及等の様々な福祉施策を受けやすくすることを目的としたものです。

知的障害者福祉法による援護以外にも、JRなどの公共交通機関を割引料金で利用することができます。

- 但し、療育手帳制度は身体障害者手帳のような法律的根拠は持たず、国の通知である「療育手帳制度要綱」により都道府県毎に定めているものです。身体障害者手帳と異なり、療育手帳の判定方法・判定区分は全国共通ではなく、2段階から4段階だったり、都道府県により名称も異なります。

また、知的障害だけでなく、身体障害との合併による判定を認めており、必ずしも療育手帳が知的障害だけの認定というわけではありません。

- 申請手続き（主たる）



- 知的障害の判定の前提

知的機能の障害が発達期（概ね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの。

- ① 発達期（概ね18歳まで）の障害であること
- ② 知的障害があること
- ③ 社会生活上の適応障害があること

* 「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）

* 「療育手帳の実施について」（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）

- 受刑（在院）中に申請手続きを行うことは可能です。また、交付を受けることも可能です。もちろん、本人の同意が前提です。
- 療育手帳の取得が福祉サービスを受ける必要条件と判断されている市町村が多いの

が現状のようです。

- 療育手帳自体が都道府県によって制度が異なることから、更生援護の実施者の都道府県への申請になります。

また、既に取得している場合でも、成人後、幼児期に判定を受けた都道府県に生活実態がない場合は、居住する都道府県での再交付が必要です。

- 療育手帳の交付に、申請してから、3ヶ月程度の長期間を要していることから、その期間を見込んだ準備が必要なようです。
- 療育手帳の判定には、概ね18歳までに障害があらわれていることの証明が必要であり、高齢や住所が未確定な者への判定にはさらに多くの時間を要したり、出所(院)に間に合わず、福祉サービスが受けられない事例も見られます。
- 受刑(在院)している矯正施設が、必ずしも更生援護の実施者の都道府県にあるとは限らず、判定機関が判定に矯正施設所在地に出向くか、他の都道府県への依頼によって実施できる状況ですが、必ずしもうまく機能しているとは言えないようです。

[方 向 性]

- 18歳までに障害があらわれたことを証明できるよう、矯正施設・保護観察所で持っている情報のうち、何らかの福祉サービス・教育を受けた経験等の生育歴の情報が手帳取得に有効なことがわかっています。
例えば「特殊学級に在籍していた。」「幼児期を知っている親族の存在」など。
- 療育手帳交付手続きに要する時間や、判定の委託に関する連携がスムーズに行なわれることについての行政への協力要請が必要です。
- また、判定に関して矯正施設内で行った心理検査等の結果を福祉側の判定機関に本人の同意を得て提供することについての検討も必要と考えられます。

(3) 合同支援会議

①関係機関による合同支援会議の開催

出所（院）後、円滑に福祉サービスを受けるために、事前に関係者間で行われなければならないことはどのようなことでしょうか。

[現 状]

- 本調査研究においては、受刑（在院）中に関係機関が集まり、本人の同意のもとに、出所（院）後の地域生活自立に向けて個別支援計画の協議を行いました。

出席者 当該矯正施設職員

当該保護観察所保護観察官

当該市町村福祉担当者（更生援護の実施者）

具体的サービス提供者（社会福祉施設職員等）

協議内容 矯正施設での生活の様子（今後の支援上有効な事項）

生活環境の調整の様子（家庭環境・本人の更生意欲等）

福祉サービス受給計画

地域生活移行までの個別支援計画

- 法務・福祉間の互いの取り組み内容を理解する上では極めて有効な会議であり、あくまでも、地域生活の自立に向けての意思確認が出来るとともに本人の人間像を確認するためにも大きな意義があります。

[方 向 性]

- 「地域生活定着支援センター」が発足した場合には、この合同支援会議の機能を果たしてくれるものと期待されています。

これまでは、保護観察所が中心となって開催してきた支援会議ですが、支援センターが積極的に開催することで、出所（院）までの手続きが計画的かつ効果的に進むことが期待されています。

- ただし、更生援護の実施者となる市町村があらかじめ決まり、保護観察所と支援センターにより、福祉関係者への積極的なアプローチが求められます。
- 合同支援会議の会議録様式は別添しました。

(4) 職員養成・研修

①研修制度の必要性

研修制度も必要と思われませんが、どうでしょうか。

[現 状]

- 矯正施設や更生保護機関職員が、福祉制度で特に地域生活を支える仕組みや利用するための手続きについて周知されていないことが多く、出所（院）後の生活環境の調整において、福祉サービスの活用について適切な説明が出来ないという懸念があります。
- 福祉関係者も、矯正施設や更生保護制度の仕組み・規則等についてはほとんど知らないのが現状です。
- 更生保護事業の中で、地域での自立を図っているにもかかわらず、これまで福祉サービスにうまく繋がってこなかったのは、「制度の狭間」にあり、法務・福祉の両制度に適切に係わることができなかったことが要因であると思われます。
例えば、「出所（院）後に更生保護施設に入居し、日中は障害者就業・生活支援センターを利用して就職先を探せないだろうか。入居中に福祉サービス受給申請を行えないだろうか」など現行制度でも十分対応できるものがあるのではと思われます。

[方 向 性]

- 国で計画している地域生活定着支援センターの職員は、矯正、更生保護、福祉、就労等を熟知し、効果的にコーディネートできる高度なスキルを持った専門職員の配置が必要です。
- また、関係する制度は多方面に渡ることや今日のめまぐるしく変化する福祉制度にも絶えずスキルアップを図っていくことが必要です。
- さらには、矯正施設・更生保護機関職員や福祉関係職員についても互いの制度を知る機会が必要になってきます。特に矯正施設に配置される予定の社会福祉士については支援センター同様の知識が必要になってくると思います。
- 一方、実践事例の中から学ぶことも多く、事例研究の必要性も求められます。
- 故に、国による研修の機会が定期的開催されるよう期待されています。

3. 福祉施設での受け入れ

(1) 受け入れ施設の確保

①矯正施設から地域社会の間での社会福祉施設の有効な活用

福祉施設は矯正施設を出所（院）する知的障害者を、積極的な受け入れで留意すべきことは何ですか。

[現 状]

- 更生保護施設が受け入れ、就職活動を支援する仕組みがあります。知的障害者に対しても、現実的に受け入れを行っています。
しかし、定員・障害者に対する支援技術の面で課題があり、すべてを受け入れることは難しい環境にあります。
- 社会福祉法人としても、矯正施設の実刑に至らなかった者、責任能力を求めることが出来ないものの地域での生活が困難になり、施設で受け入れている例が見られます。
また、矯正施設から福祉施設が受け入れている実績はあります。

知的障害施設 H15～19年

1.125/2.350 施設回答 47.8%

受け入れ施設 157法人176人

280人 290事例

(厚生労働科学研究「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」

平成18～20年度研究代表者田島良昭) 参照

- しかし、多くは本人の正しい情報が得られないため、「罪名」のみで判断し、不安だけが先行して受け入れ自体を拒否しがちな状況です。
- 不安の中身としては次のことがあげられます。
 - ・他の利用者に危害を加えないか・職員の話聞いてくれるのか
 - ・一人で行方不明にならないか・近所の方に迷惑をかけないか
 - ・興奮したり暴力をふるわないかそしてそれを見守る職員の精神的負担もあげられます。
- 「罪を犯した」者を受け入れているということを公表した場合に、地域住民から拒否反応を憂慮することもその理由とされています。

- 出身地又は自分が希望する地域で、更生保護施設、社会福祉施設の受け入れが困難なときに、緊急で受け入れる施設が矯正施設所在地に必要な場合も見られています。
- 社会福祉施設に入所した障害者がそのまま留まっていなかったか、本当に地域生活移行に繋がっているか心配されています。

[方 向 性]

- 福祉関係団体へのこの事業の必要性の啓発が必要です。
 - ・ 罪を犯した障害者に対する支援の現状・必要性の認知が施設間に乏しくセーフティネットとしての役割の啓発が必要ではないかと思われます。
 - ・ 制度の狭間にある、罪を犯した障害者への支援を進めることに対して福祉現場としての使命の共感が必要ではないかとも思います。
 - ・ ただし、あくまで目的は地域生活移行ですので生活環境については、職員宿舎やケアホームなど出来るだけ地域生活に近い環境とすることも必要と思われます。
 - ・ 福祉施設の利用方法も、入所、通所、短期利用など本人に合わせた利用方法の検討が必要です。
- 本人の個人情報の共有が必要です。
 - ・ 矯正施設・更生保護機関・福祉行政との間で、本人の「人となり」が伝わるような正確な情報を得られるようにすることが必要です。
 - ・ 受刑（在院）中の本人の様子、生活歴、犯罪歴等、本人の精神的よりどころとなる近親者の存在や、犯罪要因の解消の手段なども重要です。
- 地域生活定着支援センターのネットワーク化が必要です。
 - ・ 緊急的に一定期間、矯正施設の所在地施設で受け入れた後、本人の希望地や地元の地域等で受け入れ体制が整えば、その施設等に移るなど、連携して支援する必要があります。

(2) 福祉施設の有期限の利用

①福祉施設の有期限の利用

福祉施設への入所となるとその長期化が懸念されますが、矯正施設を退所する知的障害への支援上求められる視点とはどのようなことなのでしょうか。

[現 状]

- 矯正施設より出所（院）後に、すぐには社会生活に適応しにくい者に対して一定期間、生活支援や就労支援が必要な方もいます。

現在は、そのような時に、多くは社会福祉施設に入所していますが、結果的に施設生活が長期間に渡ってしまう場合もあります。

[方 向 性]

- 施設はあくまで福祉サービスの一部であり、利用に当たってはひとり一人の状況に合わせた支援計画が必要です。
施設利用に当たっては、有期限・有目的であることは当然です。
- 施設での入所期間の長期化を防ぐため、本人、家族、施設、更生援護の実施者のそれぞれに利用目的と利用期間という目標を意識した個別支援計画を求める必要があります。
- 日中活動については、就労移行支援（概ね2年以内）を行い地域移行を目指す必要があります。
- 施設入所であっても、出来るだけ職員宿舎や街の近隣の自立訓練ホーム、ケアホームの体験利用など、生活環境も地域に近い場を用意することで、職員も本人にも常に地域生活移行を意識づける必要があります。

(3) 障害程度区分

①障害者自立支援法上の入所型施設の利用根拠

矯正施設から出所（院）する知的障害程度区分では非該当となることも考えられます。その際にできる対応はどのようなことがありますか。

[現 状]

- 本人の障害程度区分の判定が行われた場合には、身辺処理能力等は高く、また、自己表現力も高いために「3」以上が認められることは難しく、50才以下での入所利用は難しいのが現状のようです。
- 障害程度区分の判定方法に社会適応が困難な者への見直しが求められていますが、早期の解決は難しいようです。

[方 向 性]

- 日中活動で「就労移行支援事業」の訓練等給付を受け、「通所を利用できない特段の理由がある場合には利用できる」を市町村が適応することで可能です。（2年間）
- 本人は生活介護事業ではなく、あくまで就労を目指しているのですから、日中活動は「就労移行支援事業」等訓練棟給付であり、障害程度区分は適応されません。さらに、施設が身元引受人となり本人を受け入れざるを得ない状況ですが通所は困難であり入所できない特段の理由にあたると考えられます。

「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」

（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）

別表 第10 施設入所支援

注1. (抜粋)

次の(1)から(3)のいずれかに掲げる利用者に対して、ルについては次の(2)又は(3)のいずれかに掲げる利用者に対して指定障害者支援施設が行う施設入所支援にかかる指定障害者サービス(以下「指定施設入所支援」という。)又はのぞみの園が行う施設入所支援(以下「指定施設入所支援」という。)を行った場合に、それぞれ所定単位数を算定する。

(1) 区分4(50才以上の者)にあつては、区分3)以上の者

(2) 第11の11の注1に規定する指定自立訓練(機能訓練)等、第12の1の注1に規定する指定自立訓練(生活訓練等)(同注に規定する指定宿泊型自立訓練を除く。)又は第13の1の注1に規定する指定就労移行支援事業(以下「指定自立訓練棟」という。)を受け、かつ居宅から当該指定自立訓練等が提供される指定障害者支援施設等へ通所することが困難である者

(4) 利用者の個人負担

①所得保障の必要性

出所（院）後の地域生活支援においては、所得保障が欠かせないと言われていますがどんな取り組みが必要ですか。

[現 状]

- 矯正施設から釈放され、とりあえず必要なのが住むところと食べるためのお金です。身元引受人がいたり、逮捕前に当面、生活することに困らない額の所持金があれば良いのですが、所持金といえは、矯正施設内の作業で得た収入だけという方もいるようです、金額的には数千円から数万円というところでアパートを借りられるような金額ではありませんし、数日間の食事代もままならない状況です。
収入は、当然働くことで得られますが、知的障害等を持っている場合には単独でのハローワーク等で仕事を見つけることは手続きから始まって大変むずかしいものとなります。また、収入を得るまでには時間を要してしまいます。
- とりあえずの公的な支援の機会を得て、いずれ就職して生活を安定させると言うことが求められています。
- 受刑（在院）中に、本人の障害状況に応じて年金の受給手続きを行うことは重要なことです。

障害基礎年金

20歳以上の障害者が無拠出で受給できます。精神判定や身体障害認定手続きが必要です。

1級約8.2万円/月

2級約6.6万円/月

既に受給されていた方は出所（院）と同時に住所地において申請できますが、受刑（在院）中に障害者手帳（療育手帳）を受け新たに申請する場合には、申請書類を受刑（在院）中に整えて、出所（院）直後に提出したとしてもかなりの時間を要します。

生活保護給付

単独世帯として出所（院）直後に申請できます。申請書提出後14日以内に判定が行われ申請日に遡って受給できます。

金額は地域によって異なりますが、施設入所の場合は医療費や食事代を含めて給付され、手元にも2万円程度は残るようになっています。

- どちらの年金も実際に現金が本人に給付されるには時間がかかるため、出所（院）後のとりあえずの現金がないというのが、大きな課題となっています。
施設利用者の場合は、給付までの間は法人が何らかの支援をしているか、請求をとどめたりしているのが現状です。
- かつての「措置時代」との狭間が見えてきています。経済的意味での措置制度は問題が大きいわけですが、とりあえずの生活資金を借りられる制度の必要性が見られています。
(社会福祉協議会で運営している生活資金貸付制度は緊急対応としては有効ですが、あくまで審査が前提であり、返済も当然あります。)

[方 向 性]

- 受刑（在院）中に更生援護の実施者となる市町村を交えた合同支援会議において、本人の同意を得た上で、どの年金の申請手続きを行うかを決め、出来るだけ早く受給できるよう働きかけることが必要です。
- とりあえずの生活費がありません。障害者自立支援法に基づく「やむを得ない理由により一時的に措置入所を行う」を、こうした事例でも適用できないか、検討が必要です。
- あくまで、地域での生活自立を目指すためには、就労による賃金を得て、障害基礎年金で補填するという形が望ましいことであり、生活保護は取得しなくても出来るだけ早く障害基礎年金に切り替えていく必要があると思われます。生活保護は、賃金はその受給上限以下の場合はその差額分を受給するという制度です。本人の労働意欲という意味でも本人との話し合いが必要です。
- 施設の役割として、出来るだけ早く就労に結びつけられるよう取り組むことが本人の生活設計上不可欠なものと言えます。

②施設利用上の個人負担

緊急的に福祉福祉施設を利用した場合は、福祉施設の利用料は所得のない人は免除されるのでしょうか。またその際の負担は誰が行うものとなるのでしょうか。

[現 状]

- 矯正施設を出所（院）直後に、住む場所がなく緊急で施設に入所した場合でも、現在の障害者自立支援法では、応益主義負担となっているため利用料がかかります。

もちろん、収入がないわけですので免除されると思われませんが、原則としてその他に、食事代と光熱費は自己負担となります。これは、グループホームやケアホームでも同様です。

施設の場合は全額負担の場合は58,000円程度のが必要となります。

また、緊急的に入所利用した場合には、衣類を中心とした日用品も大変不足しているのが現状です。

支援方法は、各施設の自主的な手段に任されているのが現状です。

- 早期に所得保障の手続きをとり、地域生活移行をめざして家賃などの資金を貯めるということも必要になっています。

[方 向 性]

- 未解決な部分です。
- 「やむを得ないことを理由に一時的に措置入所をする」の適用可能かの検討が待たれます。
- 障害基礎年金等の受給手続きを速やかに行い、できるだけ出所（院）直後から受給できるよう求められています。

(5) 効果的な支援の提供

①更生保護施設からの地域生活移行

更生保護施設から地域生活移行を進めるには専門スタッフが不可欠と言われて
います。

[現 状]

- 一定期間更生保護施設に入所し、職員の生活・就労支援を受けながら、自立に向けた準備を行っています。

知的障害者等については、更生保護施設では、移行後の働くための適応力を養うということはできますが、移行先について独自に開拓していくことは、かなり難しい状況でした。

[方 向 性]

- 国の方針では、平成21年度より全国の更生保護施設に福祉関係スタッフを配置し、障害者等の福祉への移行準備を行うと共に社会生活に適応するため指導・訓練を実施する予定であり、専門スタッフの配置と言うことで期待されています。
- 更生保護施設の後の移行先についても、受刑（在院）中に更生援護の実施者の市町村や地域生活定着支援センターで個別支援計画により、方向性を見出すところまで、取り組まれるのかどうか注目されています。
- 本来は、移行先については、本人が居住地として希望する場所の障害者談支援センター・障害者自立支援協議会に具体的な支援を要請することになります。日常から更生保護施設を含めた地域支援チームの連携が求められています。

②安心できる生活と精神的な支え

施設やケアホームで受け入れるときにもっとも大切にすべきことは何でしょうか。

[現 状]

- 本人の自立に向けた生活には、精神的に支えとなる者が不可欠であり、その担当者を中心とした受容から、心身ともに安心できる生活をさせることが必要です。
- 本人は多くの場合に、地域から、家族から理解されず、信じることの出来るのは自分だけという様に傷ついている場合が多いようです。
- 地域の中で生きづらさを感じてきている者が多いようです。
- 家族の中に精神的ささえとなる者がいない場合に、施設等で担当職員がその役割を担う必要がありますが、ニーズを確認し、本人との信頼関係を築くためには多くの時間を要しているのが現状です。

[方 向 性]

- 施設等の生活の場を、本人にとって「安心できる場」にしていくことが最大の目標です。
自分の味方であり、受け入れてくれる場であることが大切と言えます。
- 本人の生育歴・生活環境などなぜ犯罪を行うに至ったかの経緯や要因については、保護観察所や福祉事務所の持つ情報は極めて有効であり、情報を共有し取り組みが必要です。

4. 地域生活移行に向けた課題等

(1) キーパーソンの確保

①精神的支えとなるキーパーソンの存在

地域生活での支援に関わる上で大切なことは何でしょうか

[現 状]

- 地域生活移行後も精神的な支えとなり、何でも相談できる担当者を位置づけて支援していくことが必要と思われます。
- 時には家族・親に自分を認めてもらいたい、理解してもらいたいためわざと犯罪に至る方もいます。この場合は親がキーパーソンであり、支援者はまず親が本人と向き合うことの理解を得て家族を含めた支援をつくり出す必要がある場合もあります。
- 矯正施設から施設へ、施設から地域へという場合、信頼できるキーパーソンがその都度変わらざるを得ず、本人にとまどいを招くおそれがあります。その意味では、ケアホームに直接移行させることが望ましい場合もあります。
- キーパーソンは何でも相談しやすいという存在の反面、甘えの対象となることにもなります。時には本人の意と違っていてもきちんと対峙し理解を求めなければならない場合もあると思われます。時にはチームで対応することも必要かも知れません。

[方 向 性]

- 一時的には、障害者相談支援センターのコーディネーターが担うことになるとは思いますが、1人で行うことの精神的リスクと本人への位置づけから見ると、複数又はチームで支援グループを作り、その時々で係わっていく行くという方法も必要と言われています。

(2) 地域の関係機関との連携

①チームケアによる支援システムの存在

地域の中で本人の生活を支えるために必要とされる組織やシステムとはどのようなものでしょうか。

[現 状]

- 罪を犯した障害者の地域で支える仕組みづくりについて対象者個々のケースに応じて新たに作るということに苦勞していることが多いようです。
- 矯正施設を出所（院）した後の方々の窓口については、地域生活定着支援センターではなく、障害者相談支援センターが担うべきものと思われます。ただし更生保護施設の場合は、社会資源を自ら開拓するしくみが受刑（在院）中に支援センターや更生援護の実施者の市町村が更生保護施設の後の移行先の開拓についても一定の方向性を示す必要があります。
- 地域生活移行については、プロセスとしての施設やケアホーム、相談支援センターのそれぞれに個別支援計画を立てるのではなく、地域に定着するまでは、更生援護の実施者による本人のライフプランとしての個別支援計画を立て支援していく必要があります。

[方 向 性]

- 施設を利用している段階又は、受刑（在院）中に地域生活移行を目的とした、出身地又は本人が希望する地区で障害者自立支援協議会を、行政主導で開催され、各種福祉サービスのコーディネートが行われることが必要です。
更生援護の実施者として行政の積極的な関わりが期待されています。
- 高齢者の場合には、介護保険活用のために、地域包括支援センターとの連携が不可欠です。
- 一つの場所で高齢者も障害者も、児童も成人も、生活支援も就労支援も相談できるシステム作りが求められています。
- 「罪を犯した」ということの情報をごとまで提供していくか、本人の支援会議についてどんなメンバーにするのが課題です。ケースバイケースで対応しているのが現状です。
- 具体的事例が少ないため、関係者による事例収集と研究が求められています。

(3) 施設のレスパイトの役割

①本人が信頼できる緊急避難場所の確保

本人が地域生活の中で悩んだり躓いたりした場合、どのような機関がその支援にあたればよいのでしょうか。

[現 状]

- 逮捕前・矯正施設・施設等の生活そして地域へとめまぐるしく変わる生活環境の中で、本人が戸惑った時に、いつでも受け入れてくれる場所を準備しておく必要があります。
- キーパーソンになる者が第一次的な緊急避難先になると思いますが、福祉施設も夜間に緊急に泊まることの出来る機関の一つとして存在しています。
- 最近では、街の中の障害者相談支援センター内に宿泊設備があり、ケアホームの仲間と喧嘩したり、1人悩んでいるときに相談を受け落ち着くまでの部屋として提供する場合も見られています。これらの施設は本人達にとって心のよりどころになる選択肢の一つになっているようです。緊急避難場所の確保については施設本体としてだけでなく、さまざまな施設機能を活かしているようです。

[方 向 性]

- 矯正施設又は施設以後の生活において、躓いたり、挫折する場合もあるでしょうから、そんなときにはいつでも相談に応じ、心を落ち着かせることのできる施設の存在は、本人に明確に伝えると共に、いつでも帰ることのできる場所の一つとして安心感を持たせることは重要だと思われます。
- 地域生活移行の後も見守り続ける機能を担っていかなければなりません。

(4) 再犯に至った場合の保護体制

①警察等司法当局との対応

地域生活をおくる上で再犯防止の視点は必要とされるのでしょうか。

[現 状]

- 再犯防止というのは結果であって、あくまで知的障害者の地域での自立が目的の取り組みです。その中で犯罪の加害者になってしまうことは、過去に罪を犯した経験があるかどうかと言う事には関わりなく発生した場合は対応して行かなければなりません。
- 結果責任は当然本人が負わなくてはなりませんが、なぜそうした行為に至ってしまったのか、障害特性を含めて本人の理解力や警察等での質問を理解しているか、回答する内容がうまく伝わるか等援助しなければならない部分は多くあると思われます。
また、今後の裁判等にも大きく影響を与えてくる部分でもあることから障害特性を理解した支援が必要となります。

[方 向 性]

- 事件発生時に警察等が福祉関係システムに協力をもとめたり、本人をよく知る支援者に繋げる機能を作るなどのあらたな体制を構築する必要が求められています。
* 「事例集」参照

5. その他

(1) 対象者の拡大

①知的障害者以外の障害者・高齢者・生活困窮者への対応

知的障害者だけでなくその他の障害者や高齢者・生活困窮者へも支援の必要性があると言われております。

[現 状]

- 本調査研究は知的障害者を対象としてはじめましたが、利用できるはずの各種福祉サービスを自らの力だけでは利用できず、地域での生活が自立できないという意味では、知的障害者以外の障害者高齢者及び生活困窮者が該当していくというのは当然のことと思います。
- 本人の意思を大切に、ひとり一人に合わせた生活設計を支援するという方向性は同じであると思われれます。

[方 向 性]

- 障害者自立支援法と介護保険法を両輪で又は駆使して地域生活の支援メニューを作ることが大切です。
- 原則として65歳以上の知的障害者は、介護保険サービスが優先されますが介護保険サービス以外のサービスを障害福祉サービスで補うことは認められています。
例えば、介護保険サービスを受けながら、市町村事業の障害福祉サービス「移動支援」を利用することは可能です。
- 地域生活定着支援センターには障害福祉だけでなく、精神保健福祉、介護保険事業を熟知した職員の配置が必要であり、又このことを支える研修体制が必要です。さらにはそうした有資格者を配置できるだけの運営費の確保も大切です。
- 地域での障害者相談支援センター等において介護保険事業所又は地域包括支援センターのサービスや就労支援も一カ所で提供できるような体制が求められています。

(2) 各種様式例

①合同支援会議 様式

合同支援会議で話し合われた内容の記録としては、下記のものを使用しております。

○. ○個別支援計画について

日 時	平成〇〇年〇月〇〇日 (〇) ~
会 場	〇〇矯正施設
出席者	矯 正 〇〇矯正施設 更生保護 〇〇保護観察所 行 政 〇〇県〇〇市 施 設 〇〇〇〇 支援センター 〇〇〇
氏 名	○. ○
生年月日 (年齢)	昭和〇〇年〇月〇〇日 (〇〇才) 男・女
本 籍 地	〇〇県〇〇市
現 住 所	〇〇矯正施設
本 件 犯 罪 (非 行 名)	
期 間 満 了 日	平成〇〇年〇〇月〇〇日 (〇〇月〇〇日〇〇釈放予定)
家族構成・生育歴 身上状況等	別紙アセスメント資料のとおり
矯正施設での 本人への処遇留意点	①本件に至った要因についての想定 ②矯正施設での生活・処遇から今後留意すべき事項
支援目標 (主訴)	・地域での自立した生活
本 人 の 福祉サービス及び 施設利用の同意	
本 人 の 心 の よ り ど こ ろ	(今後人生を歩んでいく中で、本人が現在最も信頼し、心の支えとなっている人物は存在しないか。)
施設等の利用を 必要とする理由	例 ①帰住予定地もなく、所持金も少ないことから矯正施設を満期出所 (院) 後直後に何らかの罪を犯す可能性が極めて高く、福祉サービスの活用により、一時的に生活の場を確保し、自立の場にむけての支援を必要としている。 ②出身地において施設等も受け入れを拒否している。

施設等での支援方針	目 的	<p>例</p> <p>①地域生活に向けての自立心と労働意欲を高めるため、一般社会生活体験と就業体験を実施する。</p> <p>②在籍中に障害福祉サービスの受給手続、所得保障を整える。(地域移行時期までにある程度預貯金を貯める。)</p> <p>③地域生活移行後の生活基盤(衣食住、就労、支援団体を確保する)を行う。</p>
	期 間	<p>例</p> <p>①自立意欲も高く、就労の意識も高いと考えられるので、短期間で、地元県内への地域移行をめざす。</p> <p>(国立のぞみの園として2年間以内利用の有期限・有目的の特別枠入所利用対象者とする)</p>
	精 神 的 支 え	<p>例</p> <p>①本人のこころのよりどころとなるよう担当者が支援する。</p> <p>②本人の生活の目標を明確にする。</p>
	生活支援	<p>例</p> <p>①居住寮は固定せず、生活寮、職員宿舎、施設外体験訓練ホームを状況にあわせて検討する。当面(1週間から1ヶ月は夜勤体制の生活寮で生活する。)</p> <p>②本人への遵守事項・禁止事項を設定し、受刑(在院)中に遵守の確認をとる。</p> <p>③週1回程度の臨床心理士によるカウンセリングを行う。</p> <p>④余暇支援(将来に対する夢や希望、休日の過ごし方)</p>
	日中支援	<p>例</p> <p>① 就労移行支援事業を行うことで、就労意欲、体力・集中力等の能力の確認を行う。</p> <p>② 就労移行支援事業を提供することで、地域移行後のB型就労継続支援事業の対象とする。</p>

施設等での支援方針	地域移行	<p>例</p> <p>① 地域移行課は、入所当初より、原則として、地元県内の事業所に対して地域生活への移行とその後の支援を要請する。</p> <p>② 住まいはグループホーム又はケアホーム、就労は一般就労、A型又はB型就労継続支援を模索し、収入の確保を進める。</p> <p>③ 地域移行後の地域としての支援体制の確保を地元事業所・福祉と連携して確保する。</p> <p>④ のぞみの園は地域移行後もレスパイト施設として緊急時の受け入れ・支援は行う。</p>
福祉サービスの受給 (〇〇市福祉との協議事項)	項 目	対 応
	① 療育手帳	
	② 障害サービス受給申請 (訓練等給付で就労移行支援事業の対象とし、通所不可として夜間支援も受ける(入所(院)))	
	③ 年金の受給申請 (一旦生活保護とし、地域移行に向けて障害基礎年金の申請も視野に入れる)	入所後に調整する。 当面生活保護利用予定
	④ 健康保険	
	⑤ 施設利用契約	
	⑥ 当面の小遣い(被服・消耗品費)	
	⑦ 地域移行先の確保	<p>地域移行課を中心として、地元県内事業所への調整</p> <p>* のぞみの園としても関係機関への要請活動を進めている。</p>
更生援護の実施者の支援方針		
その他	① 本人の同意書の締結	

事 例 集

1. 帰住先と更生援護の実施者の確定と療育手帳の取得……………	5 9
2. 所得保障の必要性（1）……………	6 2
3. 所得保障の必要性（2）……………	6 4
4. 矯正施設から地域社会の間で施設利用の必要性……………	6 7
5. 更生保護施設での効果的支援……………	7 0
6. 有期限とすることでの施設利用（1）……………	7 3
(就労移行事業のとりくみ)	
7. 有期限とすることでの施設利用（2）……………	7 6
(段階的個別支援計画に基づく支援)	
8. 安心できる生活と精神的な支え（1）……………	7 9
9. 安心できる生活と精神的な支え（2）……………	8 1
10. 精神的支えとなるキーパーソンの存在……………	8 4
11. チームケアによる支援システムの存在……………	8 6
12. 再犯に至った場合の警察等司法当局との対応……………	8 8

1. 帰住先と更生援護の実施者の確定と療育手帳の取得

南高愛隣会 調査研究班長

吉本ひろみ

事例 A氏：男性。広汎性発達障害、分裂病質人格障害との診断。療育手帳の判定はB。入所度数は1回。

(支援内容)

○ 帰住先の確定

- ・ 入院中の少年院より、退院後の帰住先が決まっておらず、福祉の支援が必要ではないかと思われる対象者がいるとのことで南高愛隣会に相談がありました。
- ・ 矯正関係、保護関係、福祉施設が一同に少年院に会し合同支援会議を開催し、今後のA氏の進路について協議を行いました。会議前までに、A氏の詳しい個人情報はわからなかったため、更生援護の実施者である市町村には会議への出席を呼びかけていません。

(出席者：矯正管区、地方更生保護委員会、保護観察所、少年院、南高愛隣会)

- ・ 合同支援会議において、対象者の成育歴、家庭環境、罪を犯した時の状況、少年院入院中の処遇内容、それを受けてのA氏の変化、現在の保護状況について、少年院側より詳しく説明を受けました。
- ・ A氏の父親は出院後引き受ける意思は無く、保護司と話し合う気も無いとのことで、帰住先が決まっていない状況とのこと。また、父親は支離滅裂な受け答えが多く、A氏が今回福祉施設を利用するための同意を得ようとしたものの聞く耳を持たない状況であり、同意がとれていないとのことでしたが、A氏が20歳を過ぎているため、A氏の同意のみで今回の福祉サービス利用は進めて行きたいとの少年院側の考えでした。
- ・ 合同支援会議後、A氏と福祉施設職員とで面接を行い、A氏の意味を確認し、働くための訓練を受けたいとの希望を聞きました。A氏の周りの環境を整えることで再犯を防ぐことが可能であること、年齢も若く就職を目指すことが十分可能であることから、社会福祉法人南高愛隣会の事業所で受け入れを決定しました。
- ・ 帰住先として、共同生活介護事業所の中のケアホームを設定し、事業所管理者が身元引受人となり、受け入れの手続きに入りました。
- ・ 今後、A氏の家庭状況を掴むために、家庭訪問を実施する予定にしています。
- ・ 今回はモデル事業としての取り組みであったため、福祉サービス申請、障害基礎年金申請、実際の受け入れに際しては、少年院側より把握している範囲での情報を

十分に提供していただきました。

○ 更生援護の実施者の確定

- ・ 合同支援会議後、A氏の住民票がある市町村へ援護の実施について、相談を行いました。A氏が療育手帳を所持しているため、スムーズに了承をいただきました。
- ・ 福祉サービスの申請書類を南高愛隣会へ送っていただき、記入例を作成した後、少年院へ送付し、少年院より更生援護の実施市町村へ申請を行っていただきました。仮釈放の期日まで3ヶ月ほど時間があつたため、申請の準備を確実に行うことが出来ました。
- ・ 障害程度区分認定調査は、更生援護の実施市町村より少年院まで調査員の方に来ていただき、少年院内で行いました。その際、南高愛隣会職員も同席を許可していただきました。
- ・ 出院後すぐ福祉サービスが利用出来るよう、決定通知を出していただくことが出来ました。しかしA氏の日常生活能力のみで判断され、しA氏が少年院に入院することになった社会適応性の問題については、少年院分職員より詳しく説明をされ、また受け入れ施設側としても見解を述べましたが、区分に反映されませんでした。(ケアホームが利用出来る最低のラインである「区分2」との決定でした。)
- ・ 先述したとおり、A氏の父親はA氏の引き受け意思が無いにもかかわらず、A氏が福祉サービスを利用することに対して拒否的でした。そのため、本来であれば福祉サービスの利用に際し、世帯主の資産状況等を確認するために保護者である父親に連絡をとる必要があるのですが、今回は出院後A氏が安心して生活できる場を提供することを最優先するため、更生援護の実施市町村に相談し、父親への連絡は特に行わないことで申し合わせました。

○ 療育手帳の取得

- ・ 少年院入院前の保護観察期間中に、児童相談所に一時保護されたことがあり、その後療育手帳の交付を受けています。そのため、今回のモデル事業における支援の流れにおいては療育手帳取得に関する動きはありません。

○ 所見

今回の対象者であるA氏はIQが高いにも関わらず、療育手帳が取得出来ていたため、福祉サービスにスムーズに繋がることが出来ました。しかし、保護観察中に児童相談所に一時保護されていなければ、福祉の支援が必要と周囲もA氏本人も気付くこと無く再犯を繰り返していたかもしれません。

依然として、福祉サービスを受けるためには何らかの障害者手帳を所持していることが求められることがほとんどです。療育手帳の制度が出来る前に18歳を迎えていた人たちの中には、自分の生き難さが障害によるものと思わずに福祉の支援を全く受けることも無く生活をされている人もいます。そのような人達が罪を犯し矯正施設に入ることによって、この人は知的に障害があるのではないかと気付かれて初めて福祉サービ

スにつながる道筋が開かれるようになってきました。しかし、療育手帳を取得するには多くの都道府県で18歳までに知的に障害があったと推認できる資料の提出を求められます。家庭的に恵まれない人、家族との関わりがほとんど無い人は家族、親族からの証言を得ることは難しく、また、教育委員会の指導要録を取り寄せようにも保管期間を過ぎている場合がほとんどであるため、療育手帳の取得は困難を極めます。

福祉サービスが必要であっても療育手帳が取得できなければ、その人への支援はそこでストップしてしまいます。その人に安心して生活できる場所を提供することが将来的には再犯を防ぐことにつながるのではないのでしょうか。療育手帳の取得要件については、柔軟な対応をお願いしたいと考えます。

2. 所得保障の必要性（1）

南高愛隣会 調査研究班長

吉本 ひろみ

事例 B氏：男性。療育手帳判定B2。少年院仮退院後、自宅から養護学校に通う生活を送っていましたが、問題行動が生じ、福祉施設利用となりました。

（支援内容）

○ 支援に至る経緯

B氏が在籍している養護学校より、B氏の支援について相談が入り、一度養護学校側、更生援護の実施市町村、保護観察所、福祉施設が集まって、今後のB氏の進路をどうするかについて協議を行うこととなりました。この合同支援会議は本対象者においては、計3回実施しました。

学校側としては、B氏の問題行動が続いているため現在自宅待機をしてもらっている状況。その間に今後のB氏の進路を決め、受け入れ先の施設が決まり次第自主退学してもらう方向で考えられています。（施設の体験利用をする上では、学校に在籍している方がB氏のためによいという配慮で、問題行動後、即退学という処置はとられていません。）保護観察期間中でもあり、会議には担当保護観察官、担当保護司も加わっていただきました。また、更生援護の実施市町村もはっきりしているため、今後の福祉サービス利用をスムーズに進めるために参加していただきました。

現在は在宅での生活で、両親はB氏のことをかわいがっている様子は伺えるのだが、指導力、保護能力については不安が感じられ、今後も問題行動が起きないように自宅で指導していくことは難しいと思われましたので、施設利用の方向で協議を行いました。

○ 浮かび上がる所得保障についての課題

福祉サービス利用に向けて協議を行う中で、以下のような所得保障に関する問題点が生じました。

- ・ 母親に所得があるため、利用者負担の区分が「一般」になると思われる。
- ・ 収入が母親のパート収入のみであり、経済的な実費の支援を保護者が出来ない。
- ・ 未成年であるため、世帯分離をして生活保護にかけることが出来ない。（未成年であるため基本的には保護者に扶養義務が発生する。）
- ・ 障害基礎年金の申請が出来る20歳までにまだ年数がある。
- ・ 特別児童手当を申請しているが、支給が決定するかどうかは未定。支給されたとしても、特別児童手当だけでは実費負担は補えない。等

本人の支援に緊急性があったとしても、経済的な実費の負担が出来ないという点でサービスが受けられない状況になるのはおかしいため、家庭的に恵まれない20歳未満の対象者を福祉サービスにつなぐ際、実費負担をどうするのが、課題として生じました。

○ 今回の解決策として

今回の合同支援会議の主な議題は、B氏の支援をどこの施設で行うかではなく、福祉サービスを利用する上での実費負担をどうするかに置かれました。会議の各出席者がそれぞれの分野でどのような支援が出来るのかを会議で持ち寄り、支援策を探りました。

更生援護の実施市町村より)

- ・ 特別児童手当は支給が決定し、月額33,000円支給されることとなった。
- ・ 福祉サービスの利用者負担については、児童相談所へ意見を求めたところ、本人の年齢により月額1,500円となる。

保護観察所より)

- ・ 利用料の負担ということで、保護側としては「委託保護」の制度が使えないか法務省へ問い合わせをしたところ、社会福祉法人への委託という前例は無いが、南高愛隣会は全国でも先駆的に取り組まれているところなので、試験的に実施出来るよう前向きに検討したいとの回答を得ている。「委託保護」とは、本人の改善、更生のために施設等へ援助を委託するもので、本来は更生保護施設へ委託している。委託が出来るポイントとしては、生活保護等他の福祉的支援を受けていないこと、総計の援助額がどの程度になるのかの2点。この点に関して資料を提出すれば、法務省で再度検討される。

その後、南高愛隣会への「委託保護」が決定されました。社会福祉法人には委託事務費が出せないため、委託事務費を除いた金額で1日1,900円×B氏が当月に在籍した日数が支払われることになっています。「委託保護」の期間については、毎月B氏と担当保護観察官が面接をし、保護観察期間が終了するまで(20歳の誕生日の前日)B氏の状況が変わらない限り、更新される予定です。

現在、日中活動は自立支援事業所を障害者自立支援法の制度により利用、生活の場はケアホームを保護観察所からの委託保護での利用をされています。特別児童手当は自宅のために使うのではなく、B氏のために使うことで保護者からも了承をいただいています。

今後、家庭的に経済的な支援が難しく、なおかつ緊急の支援を要する20歳未満の方の支援については、社会福祉法人への「委託保護」が今回のように特例としてではなく、制度として活用出来るように検討していただければと思います。

3. 所得保障の必要性（2）

国立のぞみの園 生活支援部
小林 隆 裕

1. 福祉施設入所（院）前の状況

① 所持金について

のぞみの園で受け入れた2つの事例においては、いずれも所持金が極端に少ない状態で入所を受け入れました。

事 例 C氏：男性 1Q80代
領置金（逮捕時における所持金）90円、少年院での職業報奨金 9,000円

事 例 D氏：男性 1Q40代
領置金25円、矯正施設での作業報奨金は約3,000円

C氏では満期退院の理由としても身元引受人の拒否などから支援してくれる人が見つからず、ましてや金銭的支援を受けることさえも厳しい状況にありました。D氏においては家族を身元引受人とすることを本人が望まなかったことと、更生保護施設への入所がかなわなかったことから、のぞみの園が身元引受人になることで仮出所に結びつけたケースとなります。2つのケースともに所持金が極端に少なく、ましてや住むところも無い状態では無理をしても数日しかもたない状況にあり、仮に何も支援が受けられなければ再び犯罪に結びつく可能性が極めて高い状態にありました。

② 福祉制度とのつながりについて

C氏は、これまで福祉につながった経緯もなく療育手帳も所持していない状態で福祉施設の利用に当たっては療育手帳の取得からはじめ、最低限の課題からクリアしていかなければなりません。はじめに、のぞみの園で行なったことは、少年院、保護観察所を通じて出身自治体へ療育手帳の発行、生活保護の申請、障害程度区分認定、施設利用申請、福祉制度上の保護者の確保を働きかけると同時に少年院・保護観察所・更生援護の実施者である出身自治体・のぞみの園による合同支援会議の開催を求めてきました。そして合同支援会議においては、出身自治体において更生援護の実施者の確定および福祉サービスの確定を行なうとともに福祉施設での支援の方向性の確認、福祉施設利用契約における保護

者と施設の仲立ちとして自治体担当者が協力をしてもらえることを確認するとともに本人像の確認、児童期までの生育歴、生育環境の確認をすることができ、最低限の課題から始めたにも係わらず短期間に手続きを済ませることができました。

D氏は、過去に療育手帳の所持をしていましたが、本人の紛失により療育手帳の再発行を行わなければならず、出身自治体にそのことを求めてきましたが、本人の帰住先が出身自治体とならないことからその発行を拒否をしてきた経過がありました。D氏においてはこのままでは福祉につなげることが難しいものとなることから、更生援護の実施者を矯正施設のある自治体に向け、生活保護の申請ほか同様の福祉施設利用に関する申請を矯正施設を通して行い、合同支援会議にまで結び付け、施設入所につなげることができました。特にこのケースにおいては過去において福祉とのつながりがあったにもかかわらず、帰住先の問題から福祉の制度につなげるまでの調整に時間を要しました。

③ 更生緊急保護の申請

2名とも誰からも支援が得られず、帰住先が見つからないことから、福祉施設であるのぞみの園の利用を開始したということですが、特に所持金が少ないことと生活保護の支給がほぼ約束されていたものの、支給までに時間を要することから福祉施設での本人の生活に少しでも役立てるために退院、出所と同時に保護観察所に出向き、更生緊急保護の申請を行い、作業着の支給および更生援助金の支給を受けました。この制度は着衣の他、ほぼ何も持たずに福祉施設に入所した際に、当面使用する生活用品をそろえるためにも役立ったことは言うに及ばないものとなっています。

2. 入所後の状況について

福祉施設における本人の生活に関する利用料は生活保護が支給されるまで未払いとし、後日支払っていただくこととしました。しかし、福祉施設入所当時から必要となる個人の生活用品については着衣の他、ほとんど何も所持していないことから先の更生援助金を活用すると共に、C氏においてはあらかじめ少年院の保護者会から必要となる生活用品を現物により支給してもらい、またD氏においては、矯正施設出身であることから出所後全ての衣類を含めた必要な生活用品については福祉施設に移ってから施設職員にお願いをしながら不要となっている物品等の拠出を職員に働きかけながらかき集めざるを得ませんでした。矯正施設においては個人の生活のほぼ全てを国が賄うことから生活が成り立っていますが、福祉施設においては生活保護の受給が確保されるとは言え、当面生活するに当たって必要となるもの全てが個人負担であり、必要な用具等に関しては何らかの方策を立ていかなければなりません。

福祉施設利用が確定し、保護者となりうる人との調整においては、C氏においては受入れを拒否していた親族が福祉契約上の保護者となってもらったことと衣類を含め当面の小遣いまで支援してくれるものとなり、D氏においても、兄が保護者となり、衣類を含めた支援および当面の小遣いに至るまで支援をしていただけるものとなりました。これらのことは、福祉が関わる事によって保護者の確定およびそれらの人から支援を得る事につなげることができました。言い換えれば、現行システムには限界があることから分野別に役割分担をしていく方が効果的であるように思えます。

3. まとめ

出所（院）にあたっては親族等の身元引受人を見つけることが出来ず、福祉施設につながる場合は、福祉制度の受給が生命線となることは明らかなです。少ない領置金や、作業報奨金から知的障害をもった人たちがいきなり社会の中で一人で生活するにはあまりにハードルは高すぎるように思います。福祉制度が本人の生命線となることからその前提として考えられる療育手帳の交付や福祉サービスの受給手続きが何より速やかに処理されることが必要です。特に療育手帳の申請から発給までは時間がかかると言われますが、優先的な処理や手続きの簡略化などは今後は改善が求められる事項であると思われます。また、その際に必要となる、心理的・精神的な判定が、矯正施設でおこなったものが利用可能となるようなシステムづくりも必要と思われます。特に更生援護の実施者という面においては自治体の負担も大きなものがあり、制度としてあちこちの自治体で綱引きがおこなわれるなど様々な経過があることから、議論の余地がないように制度として確立をしていく必要があるように感じます。いずれにしても本人の生活は一時でも停止することは出来ず、知的に障害を持った人たちが矯正施設から福祉につながる場合にはその全てをカバーできる体制や制度を作っていく必要があるように思います。受け入れた2つの事例では出所（院）と同時の福祉制度の利用が可能となりそのことが生活の柱になっていますが、多くの人達による好意による支援が生活を成り立たせてきた現状もあり、罪を犯した知的障害者が地域の中で、または施設の中で生活をしていくためにはこまかな部分も含め、支援が行き届くような制度が必要であることを感じます。

4. 矯正施設から地域社会の間で福祉施設利用の必要性

国立のぞみの園 地域支援部
古川 慎治

矯正施設から地域社会に出る間で、一旦福祉施設を利用する必要性。また、自立訓練棟を利用した生活訓練の有効性について、事例から検証してみたいと思います。

1. 事例 C氏：男性 1980代

C氏については、少年院在院中に予定していた身元引受人が死亡し、他の身内も引き取りを拒否したことにより、長期の在院となっていました。また、少年院内では特に大きな問題は起こさなかったものの、コミュニケーション等に問題を指摘され、障害が疑われていましたが、帰住地が定まらず、満期退院が迫り、所持金もないことから、退院後短期間で再犯が危惧されていました。この様な緊急性から、とりあえずのぞみの園に有期限で受け入れ、過去に福祉にも全く関わっていなかったため、収入の確保と福祉制度の手続きを行うこととしました。

2. 施設での生活

1) 「一般寮」での生活（短期入所専用部屋）

C氏は、少年院在院中から、療育手帳・障害程度区分、生活保護の申請を行い、合同支援会議の実施や障害程度区分の認定調査を受けた後に満期退院しました。退院日にのぞみの園の職員が迎えに行き、保護観察所を経由して、のぞみの園へ来ました。

のぞみの園では、当初「一般寮」と呼ばれる重度の知的障害者が、20人程度生活している寮で生活をしてもらうことになりました。日中活動についても、のぞみの園の活動支援部に通ってもらうことにしました。施設での制限のある生活や、「勝手に施設外へ行かない」等の個人的な約束、それ以上に「重度の知的障害の利用者と上手く暮らしていいのか」という心配もありましたが、団体生活や他の利用者との関係も特に問題なく、生活は軌道に乗りました。受入後の精神科の受診や臨床心理科での検査結果では、典型的な「発達障害」との診断を受け、ケースカンファレンスでは、規則のある単純な団体生活が、むしろ本人には向いているとの判断もあり、約1ヶ月「一般寮」で生活しました。その間に、改めて本人のアセスメントを行い、のぞみの園から地域移行した後の暮らしの方向性と、それに向けての本人のニーズを探ることが出来ました。

2) 施設内にある自立訓練棟「あおぞら」での生活

「一般寮」での生活を通じて、施設に慣れ、本人の居心地の良さも見られるようになり、このままでは施設に慣れすぎてしまうことから、地域移行を意識した自立訓練棟へ移り、生活訓練を始めることとしました。のぞみの園は長期入所の利用者が多く、そのような利用者の地域移行の訓練として、職員宿舍の空き部屋を利用した自立訓練棟「あおぞら」や、市街地での生活体験が出来る施設「くるん」・「ひじり」を持っています。次のステップとして、地域移行を目指し、「あおぞら」に移ることになりました。

「あおぞら」は、1ユニットに3室の個室があり、それが1階に2ユニット、2階に2ユニットの計12部屋で構成されています。Aさんについては、2階のユニットで1名の利用者と一緒に生活を始めました。本人は生活の場を変えることに抵抗があったものの、自立訓練の目的を理解することで、納得して移りました。最初の1週間は、環境の変化と支援する職員の変更に戸惑い、睡眠障害や拒食が見られ、「前の寮に帰りたい」という言葉も聞かれましたが、徐々に慣れ、生活のリズムを取り戻すことが出来ました。慣れてくると、生活訓練の中から積極的に職員の手伝いをしたり、料理の機会を通じて、他の利用者のために簡単な料理会を主催するなど、新たな一面も見られるようになりました。1ヶ月半ほど経過した頃、本人と共に市街地にある生活体験棟「くるん」を見学すると、自ら「移りたい」と苦手な環境の変化を選択し、市街地での生活を希望できるようになりました。

3) 市街地にある生活体験棟「くるん」での生活

市街地にある生活体験棟の中で、職員が常駐していることから、7名定員の身体障害を併せ持った人が暮らせる建物「くるん」で、新たな生活をする事としました。生活訓練の一環として、本人と話し合い、新たな約束（単独での外出や夜間の外出の禁止等）をすることとしました。やはり移った当初は、不眠等が見られましたが、前回と違い比較的短期間で慣れることができました。ここでの生活訓練については、周辺での買い物や廃品回収等の行事を通じた地域との交流が中心となり、また、退所後の帰住予定地の受け入れ事業所見学や日中活動でも就労実習を行うなど、のぞみの園からの地域移行を意識した支援内容となっています。これにより、本人も苦手だったコミュニケーションや環境の変化に対して、徐々に順応できるようになり、このことによって得た自信から、帰ることを拒んでいた故郷への地域移行を意識するようになってきました。

3. 福祉施設利用の必要性について

今回の事例を通じて、福祉施設利用の必要性について以下のように考えます。

① 緊急一時保護としての有効性

帰る場所も所持金もない状態で出所（院）となっていく人に対して、一時的に福祉施設を利用することで、福祉制度を利用するための申請等の手続きを行うことが可能となり、また、ある程度の自己資金を貯蓄できる方法と時間的猶予を作る事ができる。又、本人のニーズを探り、社会復帰時に本人にあわせた福祉サービスの構築が可能となる。

② 社会復帰のための自立訓練棟等を利用した生活訓練施設としての役割

出所（院）と同時に訪れる大きな環境の変化に対応することの難しい障害をもった人に対して、自立訓練棟等を使用した生活訓練を行うことで、改めて、市街地での暮らし

を支援者と一緒に考え、地域生活に必要なルールやスキルを習得する機会を与えることができる。

以上のことから、矯正施設から地域生活を始める間での福祉施設利用は、障害のある人達の社会復帰を円滑にし、再犯を防ぐことが可能となると考えます。

5. 更生保護施設での効果的支援

更生保護法人清心寮

藤 本 信 次

- 1 更生保護事業法の施行により、更生保護施設の法的性格が明確となり、犯罪者の処遇施設としての位置付けとともに、保護観察における補導援護の委託を受ける位置付けが付与されました。それにより高齢者や障害のある被保護者の受け入れもより期待が増してきたと言えますが、被保護者の社会的自立までの保護施設側の支援機能が弱く、また、それを社会福祉の支援につなぐ仕組みの整備がないなどのために、高齢・障害を有する受刑者の増加が課題となる現状においても、積極的な受け入れがなされてきませんでした。なかにはかなりの障害を前提に更生保護施設に受け入れる場合もなくはないが、委託の期間に限度があることや地域生活支援の専門的機能を有していないなかでの受け入れは難しかったという実情がありました。この状況下において、懸案であった高齢・障害者の地域生活定着支援に向けて福祉サイドから解決に向けての提案がなされた意味は大きく、改めて更生保護施設での受け入れの可能性と役割を検討する契機となっています。
- 2 更生保護施設での受け入れに関しては、法務省保護局の協力を得て厚生労働科学研究田島班清水研究員が、平成18年9月に全国更生保護施設から退所した479人についてのサンプル調査を行っています。統計的な実態調査から知能指数に関係づけた分析によりますと、受刑中の障害者率とほぼ同様にIQ69以下の障害率は約20%に及び、年齢50歳以上が70%、60歳以上が30%、矯正施設入所歴2入以上が60%と累犯傾向が認められるとあります。抽出調査ですがそれを保護の内容からみますと、知的障害者としての判定に基づく支援プログラムの用意やニーズに対応した計画的な受け入れや処遇はなされておらず、比較的問題の生じにくい人を知的程度にかかわらず受け入れていたことが指摘されています。平成19年度においても434人について同様にサンプリング調査を行っています。18年度調査を裏付けるものとなっています。19年度においては、同研究員の下でその受け入れ状況について具体的事例に基づき、地域生活支援移行における更生保護施設の実情と問題解決の糸口を明らかにするため、全国101の施設から5施設を選定し、ヒヤリング調査を行っています。

そこでの調査によりますと、更生保護施設での知的障害者の受け入れは本人と面接の上総合的見地から判断をしており、受け入れようとした要素、着目した指標として、①その他の疾病・障害の有無②知的能力以外の適性、過去の犯罪歴・生活歴③集団生活への適応性等を挙げています。さらに、受け入れた人への対応、援助の現状を踏まえて、知的障害と推定される人たちの受け入れ拡充に必要な課題を、地

域での自立生活への準備期間としての機能を前提に、地域生活指導と種々の関係機関へのつなぎにあるとして制度の仕組み等について、①受け入れて適切な移行支援が可能な障害者の範囲・類型、それに応じた処遇、支援モデルの検討②地方更生保護委員会の仮釈放準備調査機能を発揮するための方策の検討③地域移行支援としての受け入れを進めるための職員体制の充実、あるいは福祉の専門的視点からバックアップや連携体制の必要④地域生活移行を前提として入所中から療育手帳の取得、教育訓練、引受先調整の一貫したフォロー⑤ハローワークと連携した就労支援の強化⑥受け入れに必要なファクターとして障害の程度に応じた委託費の増額⑦知的障害に併存する精神症状、さらには就労を前提とした施設の中で長期間の不就労状態は、事実上困難で1か月を区切った「出口の見える」受け入れならば対応が可能等を挙げています。

3 更生保護施設が担う知的障害者受け入れの課題は、上記調査が示すように更生保護施設の処遇で自己完結ができるものではなく、本研究のテーマであり矯正施設収容者を地域支援につなぐという施策を基本に、一連の制度上の枠組みの中でその機能が発揮できるかにあります。いわば襷をつなぐ駅伝同様に、渡す側と受け取る側の意図的な作業連携の中で成り立つものといえます。その意味においては、仮釈放の社会生活移行機能に対象者を乗せていく運用、仮釈放に先立って行う引受先・帰住先の生活環境の調整、仮釈放後の社会福祉との連携支援機能、特に地域支援をコーディネートする地域生活定着支援センターの機能が十分に発揮されることが期待されており、それ如何によって施策の枠組みに組み込まれる更生保護施設の機能も有効に働くこととなります。更生保護施設の地域生活支援につなぐ課題は、先に挙げたサンプル調査と、それに基づくヒヤリング調査結果として挙げられていますが、清水研究員の助言者の研究においても知的障害者の地域生活定着支援につなげるために必要な課題が報告されており、そのなかから幾つかを併せて列挙しておきます。

- ① 矯正施設入所中の早い時期から支援ニーズの把握と具体的な社会支援メニューに結びつける方策を講ずる必要があること。それにはそのノウハウや支援スキルを有する福祉側のスタッフが矯正処遇の早い段階から、本人のニーズ把握やケアプランとしての地域移行計画の調整に加わり、具体的で見えるつなぎをつくっていく必要がある。
- ② 更生保護施設での受け入れは、限られた委託期間や人的体制・能力、他の被保護者との関係維持など、シェルターとしての役割を担うにしても自ずと限界があり、長くても3か月が限度となろう。また、その間に行う社会適応を高めていく支援プログラム・犯罪性を取り除くための教育プログラムも必要となる。
- ③ 更生保護施設に社会福祉士の配置を予定されているが、配置されたとしても地域生活定着支援センターに代わる機能を付与されるわけではない。その働きはこの支援センターとの関連において連携の中で活かされていくものであり、この支援センターの機能に負うところが大きい。
- ④ 満期出所者・起訴猶予・執行猶予者等の対象者の多くは刑務所入所者と異なり、情報の少ないまま受け入れることが多く、受け入れた後に必要な情報収集と、支援

ニーズを把握し、福祉支援にアクセスすることになる。このタイムラグを埋めて早期に地域支援につなげるために、センターとの一層の作業連携が必要となる。

- ⑤ 社会生活の定着のためにはハローワークとの連携による能力に応じた就労支援も重要な支援課題となる。

- 4 最後に、この施策の鍵はそれぞれの関連機関・団体が共有することになるが、それぞれが十全に機能することであると地域移行支援の実績は望めそうにありません。なかでも地域生活定着支援センターの役割への期待は殊更に大きく、その実施主体となる地方公共団体を始め受け皿となる現場の取り組みが成否の鍵を握ると言えます。

同時に、犯罪をした者への社会的支援は、罪に対する特殊な感情が付きまとうだけに、理解が深まらず支援が得にくい特性があります。この施策も社会の理解と支援がなければ成り立たないことを考えると、犯罪や犯罪者への拒否感情を乗り越えて、犯罪をした者を社会に取り込み共生できる福祉文化の創造が強く望まれていると思います。

6. 有期限とすることでの施設利用（1）（就労移行事業のとりくみ）

国立のぞみの園 活動支援部
渡 邊 正 幸

事 例 C氏：男性 1080代 軽度の知的（発達）障害

国立のぞみの園では、日中活動として就労移行支援事業を利用して、就労意欲、体力、集中力等の確認を行い、移行後も一般就労、就労継続支援事業A型の利用を視野に入れ支援することとし、その役割を活動支援部就労支援班の「ちゃれんじ」が担うこととしました。

就労支援班「ちゃれんじ」は、本人を含め利用者数は5人で、他の4人は全員在宅からの通所利用者です。男性3人、女性2人の構成で、年齢は、全員ほぼ20代前半です。

「ちゃれんじ」に所属している利用者の目標は、一般企業等への就職であり、経済的な自立を果たすことです。支援期間は2年としていますが、本人については、初期の支援計画として、生活能力と作業能力、働くことに対する意欲、また国立のぞみの園の基本方針である地域生活への移行支援等から判断し、約6ヶ月間と設定しました。

1) 支援目標

- ・地域生活移行を目指し、働く意欲を養う
- ・様々な作業を体験し、作業能力、適性の把握に努める
- ・群馬県障害者職業センターの職業評価を受ける
- ・適性にあった職場実習を行えるようにするなどです。

2) 経過

入所後1ヶ月目は、主な活動内容は、朝礼と終礼への参加、しいたけ作業への参加で、活動時間は午前9時～午後5時半までとしました。（他の「ちゃれんじ」利用者は午後3時半まで）

毎日9時から行われる朝礼では、活動スケジュールや服装、健康の確認、住まいでの様子や出来事を話し合い、作業態度やマナー、生活習慣等の向上が図れるよう働きかけると同時に一日の活動に向けて穏やかな気持ちでスタート出来るよう配慮しました。また、終礼においても、その日の出来事、作業中に出来たこと、出来なかったこと、教えてもらって出来たことなどを職員と話し合い、自分で日誌に記入をしてもらうようにしました。

作業においては、本人の希望も取り入れながら、しいたけ班でのしいたけの収穫、機械による菌床製造を設定しました。作業への参加に際して、のぞみの園での遵守事項も説明

し、守ることを確認しました。

作業そのものは特に問題なくこなすことが出来ましたが、重度の利用者に対して、「いないほうが仕事はかどる」ということを言ったりしていましたが、職員が丁寧に根気強く説明を繰り返す中で、次第に重度の障害者も一緒に働く仲間として意識するようになっていきました。

2ヵ月目は、しいたけ班での作業のほか受託と請負作業班で活動できるよう、予めスケジュールに組み込み、作業内容を説明し、作業技能の習得と体力の維持・向上に努めました。園内の地理にも慣れ、各班での作業全般の流れ、工程や手順を覚え、簡単な指示のみで作業に取りかかることが出来るようになってきました。また、職員にも丁寧に正確な仕事ぶりをほめられ自信もついてきたようでした。

3ヶ月目に入り、障害者就業・生活支援センターに職業評価、職場実習について相談し、本人の状態や思いを伝え、実習先の選定を依頼しました。職場実習にあたっては、いくつかの条件を用意しました。①これまで経験したことのない仕事であること、②通勤は遠距離にならないこと、③実習時間は6時間以内で行うこと、などでした。幸いにして、車で30分の場所にあるリネンクリーニング関係の会社で実施することが決まりました。

4ヶ月目に入り、10日間の職場実習を実施しました。実習時間は、休憩時間を含めて6時間、バスタオル等のプレスや選別をする仕事でしたが、特に大きな失敗もなく、終了することが出来ました。実習終了後の反省会で、社長さんに仕事ぶりをほめられ、「このまま社員として雇用したいくらいだ」と言われ、就労に向けての自信にもつながったようでした。ただ本人は、もし就職を目的に会社訪問する場合には、矯正施設に入っていたことを正直に話した方がいいか、黙っていた方がいいのかが悩みだと言っていました。

5ヶ月目は、群馬県障害者職業センターにおいて、職業評価を受けました。評価を受けるにあたって事前に職業センターに相談をし、その際、評価は移行先で行い、圏域の障害者就業・生活支援センターやハローワークに繋ぐ方法がより効果的ではないかとのアドバイスを受けました。

3) 所見

今回の事例を通して、罪を犯した知的障害者を受け入れることに対して現場職員の意識が変わったことが成果として上げられます。「ちゃれんじ」では、今回初めて罪を犯した知的障害者を受け入れ、就労移行支援の取り組みを行いました。どんな人だろうか、嫌になつてのぞみの園を無断で出て行かないだろうか、また罪を犯すのではないかなどの不安をかかえながらのスタートでした。一ヶ月間、生活寮と活動支援棟の往復に職員が付き添うという過剰とも言える見守りも本人が不慣れで支援が必要だということの他に、上記のような職員側の不安、一時も目を離してはいけないという思いがあったからにほかなりません。しかし、今回の事例では、本人と関わり、本人を知る中でこうした不安や思いも解消されていったように思います。

成果の二つ目は、本人にとっても一時的にせよ福祉施設を利用することが、安心感や自信を取り戻すことに繋がるということです。就労支援班の作業活動においてお礼を言われたり、ほめれることにより、これまで社会の中であまり体験できなかったと思われる「自分も人の役に立っている」という思いや自信を得てきているようです。実習先の企業で

「このまま雇ってもいいくらいだ」と言われたことも初めての経験で、本人はうれしかったようです。

三つ目は、罪を犯した知的障害者の就労移行支援とは言え、何か特別な支援というものがあるわけではなく、通常の就労移行支援事業の流れの中で支援ができるのではないかとのことです。今回の事例では、利用期間を6ヵ月に設定して、この間、「チャレンジ」の基本的な流れに沿って支援を行い、冒頭にあげた4つの目標についてはある程度達成できたところでした。

しかし、群馬障害者職業センターで職業評価を受ける相談をした際に、予め住む場所が県外とわかっていたら移行先の県で評価を受けた方が良いという指摘を受けたこと、本人の生活歴についてもどこまで情報を伝えるか、などは今後の課題と言えそうです。

7. 有期限とすることでの施設利用（2）（段階的個別支援計画に基づく支援）

国立のぞみの園 生活支援部
小林 隆 裕

事 例 C氏：男性 1Q80代

1. 矯正施設での面接と受け入れまでの本人のイメージ

① 面接について

非常に礼儀正しく、福祉施設の職員の質問にもほぼ的確に受け答えができ、しっかりとしている印象の中で、いったい何に問題があるのか。罪名とは結びつかない本人達の姿を目の前にして、率直にこれまで経験したことの無いレベルの人たちである事に少なからず戸惑いを感じました。重度の知的障害者のみを対象としてきた私たちには、この人たちの問題点をどのようなところに求めれば良いのか、何が原因・背景なのか、そして何故犯罪を犯してしまったのかと複雑な思いになったことも事実です。

② 受け入れ前の本人のイメージについて

罪名から想像された受け入れ側の勝手な個人像としては、弱いものをターゲットとした狡猾なイメージを拭いきれず、支援の必要な障害を持った人として本人を見るよりは犯罪者としてのイメージに傾いていたことも事実であったと思います。しかし、入所を開始してからは、調書からだけでなく支援者の目から本人の事情や様子がわかるにつれ、罪を犯してしまったことはむしろ2次的な問題であり、福祉的な支援が受けられなかったからこそ発生した問題であると認識されるようになりました。

2. はじめての福祉施設での支援について

① 24時間体制での見守り

はじめに福祉施設の支援において求められた事項についてはC氏においては24時間体制での見守りを行い、本人の人となりを探ることが求められました。そこでは同時に本人の安心感が得られるように様々な場面を活用しながら、抱える悩み等についても相談できる体制を整え、互いの信頼関係を築く事に努めました。具体的には本人に日記を書いてもらいながら添削等を行うことから毎日決まった時間に相談できる体制を整えると共に、本人の不安や悩み、また思考傾向を探っていきました。同時に支援者向けには様々な機会を通じて、またツールを活用しながら本人の状況を常に確認できる状態にしなが情報共有につとめました。さらには精神科医師によるアドバイスや臨床心理士によるアプローチを行い、そのことから分かったことを本人の支援に役立てていきました。C氏については最初の福祉施設での受け入れという事もあり、受け入れ側としては特に慎重な対応となり

ました。

② 重度の人たちとの生活

のぞみの園での生活のスタートは2例共に重度の人たちと生活を共にすることから開始されました。個人の部屋については通常は短期入所利用者が使用する個室を利用し、空間としてはプライバシーを確保した上で生活が送れるものでした。矯正施設から福祉施設への入所という流れの中で、本人も障害があるとは言え、多くの身体介護を必要とする重度の人達と共に生活をする事によって、まわりの人達に対して自らにも役割があるということ、役割を果たす事によって多くの人から感謝されること、体験として自分が役に立つ存在であることが実感できたことが大変重要なことであったと思います。これまでの生育暦の中では多くの人達に馬鹿にされ、数々のいじめにも遭い、誰を信用して良いのか解らず、自殺を企図したり、また罪を犯してしまった自分自身を信じることが出来ない状態にあった人達がこのような機会を得て、生きていくことも悪くない、また生きていくことの意味を少なからず見つけることが出来たのではないかと考えています。

3. 段階的支援の必要性について

知的に障害を持った方々が、矯正施設を出たあと、すぐに自立した生活を営むことは非常に難しい課題であると思われます。また、矯正施設と社会の間には大きな隔りがあると言わざるを得ないと思います。この隔りから、時間的にも距離的にもそして様々な視点から段階を踏んだ支援が必要であり、生育の過程において社会生活スキルを獲得することの出来なかった人達であることから、段階的な支援は効果を生むものと思います。矯正施設から知的に障害のある人の場合、出所（院）までに福祉につなげ、生活の支えとなる所得保障をしていくことが入所までの主な課題であるように、入所後は段階を踏んだ支援を作り出していくことが必要と思われます。のぞみの園で受け入れた事例においては生活・就労・地域移行と3つの分野に分けるとともに、それぞれの担当を設けながら本人の状況を確認しつつ取り組みを行いました。具体的には生活の場面においては重度の生活寮をスタートとし、次に職員宿舎を利用した共同生活、そして施設外体験ホームへと進める形をとりました。また就労に向けての取り組みでは初めに適正確認を行い、次に就労意欲の向上、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターへの登録、そして職場実習へとつなげ、地域移行に関しては移行先の選定に始まり移行先の見学、体験、移行後の支援体制の整備へと進める予定であります。これらの取り組みのポイントは、住む場所や働く場所としての単なる場所の提供という事ではなく、必ず地域での生活があることを視野に入れ、具体的な支援を組み立てていく事にあります。社会生活上必要となる技能もこの段階的支援の中で随時提供、繰り返し行なう事から身につけていかなければならないものと思います。

4. まとめ

障害を持っている人達にとって、誰の支援も受けることが出来ず矯正施設からいきなり社会の中に入っていくことはあまりにも厳しい課題であり、社会の中に出ていくまでの間、その中間的役割として、施設が位置づけられるなら、その役割は大きなものがあると考え

ます。しかし、そこには常に地域の中で生活していくことを前提とした計画が必要ですし、個別支援計画に基づく段階的支援が必要であると思います。

また、支援を行うにあたっては、本人も多くの不安を抱えていることから、何よりも安心感を与える支援が必要であり必ず行わなければならないものであると思われます。その後については本人の状況を見極めつつ、今何が必要なのか、常に地域での暮らしを想定し、目標に向かって的確にそのことが提供されていかなければならないものと思います。しかしながら施設における支援においてはその問題点として、居心地が良くなるにつれ、また本人の先々への不安から施設から出たくないという思いも出てくることも予想されます。施設で行われる社会に向けて段階を踏む支援は、単に居心地がよいという場所にすべきではなく、社会に出ていく自信をつけると共に、本人にその中で頑張りたいと思わせる支援が必要であると思います。

8. 安心できる生活と精神的な支え（1）

知的障害者施設「かりいほ」施設長
石川 恒

「かりいほ」は社会福祉法人紫野の会が昭和54年4月に栃木県那須郡黒羽町（現大田原市）に開設した定員30人の東京都の都外施設。自然豊かな山の中（約6町歩、標高400メートル、川の源流がある）にあります。

様々な問題を抱え、家庭、地域での生活が困難になった中軽度の知的障害者を受け入れ、施設での生活、訓練を経て、再び家庭、地域での生活に戻る実践を続けてきました。刑務所、少年院から受け入れた利用者もいます。地域生活が困難な人を再び地域につなぐ中間施設の役割を果たしてきたと言えます。職員は施設内に住み込み、利用者が必要な時はいつでもかかわってきました。発達障害の二次的な障害を抱えた利用者が増えていて、一人一人に応じた個別の支援による「安心づくり」が「かりいほ」の取り組みの大きなテーマになっています。開設から現在までの退所者は約150人です。

事 例 E氏：専門学校を卒業して就職するが長続きせず、職を転々とする。ひきこもりホームレス、非行、犯罪グループに加わっていた時期もあった20歳代の時に知的障害者手帳を取得、かりいほ利用が始まる。

事 例 F氏：強盗で医療少年院へ入院。退院後の受け入れが設定できず、3年の入院となる。入院前に暴力や女子の体を触るなどの行為がたびたびあった。かりいほ入所後は犯罪になるような問題行動はない。

事 例 G氏：幼少時からものを盗る行為が止まらなかった。児童施設においても同様であり、かりいほ入所となる。入所後3年は他の利用者の私物の盗み、失禁が続いたが、その後急速に落ち着きが見られるようになった。地域移行を目指して、出身地の福祉事務所、福祉事業所といっしょに実習を設定し、半年間、毎月出身地に戻りグループホームの生活、福祉事業所での日中の作業の実習を行った。丁寧に地域につなぎ、受け入れ体制が整い地域移行となった。

この3人の利用者に、「かりいほ」利用前に必要な支援はきちんと届いていたのだろう

か。本人の障害、生き難さを理解し、共感した支援だったのだろうか。「かりいほ」の生活で見えてくるのは、障害を持ちこの社会を生きることの生き難さです。

「かりいほ」の支援のいくつかのキーワード

「生き直し」 都会から離れ、過度の情報から遮断された山の中の自然豊かな環境、わかりやすいシンプルな生活と訓練。本人の生育の過程で形成された二次的障害の整理、解決。

「安心の創造」 整理された環境の中で、人と人との関係を重視したかかわりによりその人に応じた安心を創り出す。

「24時間の支援」 必要なときにはいつでも支援をする。そのために職員の施設内居住が必要。

「個別支援」 人とのかかわりが苦手、社会性がなかなか身につかない利用者の増加。「安心の創造」には一人一人に応じた個別支援が要である。

「かりいほではどういう特別の支援、矯正教育をしているのか」と聞かれることがあります。「特別なことはしていません」と答えています。実際特別なことはしていません。矯正教育は矯正施設でやるから（フェンスがあるから）成立すると考えています。フェンスがなくてもやるのが福祉の支です。フェンスの代わりにするものは何か。それは「安心」です。一人一人の安心をどう創り出すかです。安心の要素は多様であるが共通していることがあります。それは人と人のかかわりにおいて提供され、創り出されるということです。「かりいほ」がもし特別な支援をしているとすれば、それは利用者一人一人の「安心づくり」「人と人のかかわり」を大事にしているということだろうと思います。「人と人のかかわりによる安心の創造」、それは福祉の原点ではなかったでしょうか。制度からこぼれ落ちる人たちに、なんとか支援を届けようとしたのが福祉ではなかったでしょうか。制度の中でやれることだけをやるのが福祉ではありません。社会の変化の中で生じる課題に目をつぶってはいけないのです。

9. 安心できる生活と精神的支え（2）

南高愛隣会 理事
阿部 百合子

私たちは本研究モデル事業において、少年院入院歴のあるA氏とB君を受け入れました。2人にとっての安心できる生活とは？精神的な支えとは？と考えてみます。

事 例 A氏：広汎性発達障害分裂病質人格障害

○ 初めての出会いの日

A氏と初めて会ったのは少年院の面会室でした。担当官と一緒に入ってきたA氏は長身の痩せ型でとても真面目そうなもの静かな好青年でした。本当にこの人が罪を犯したの？こんな人が少年院にいるの？手に負えない非行少年・不良少年のイメージは一掃されました。A氏と話す中で、見学も出来ずイメージも描けないまま新たな環境に居住し利用することになる福祉サービスへの不安と期待が感じられました。一方職員はA氏と実際に出会うことで不安や迷いは軽減され、むしろA氏の未来に向けて何ができるのかと活力が出た思いでした。

○ 受け入れ事前準備

A氏に関する情報は研究事業の一環ということで、少年院・保護観察所・福祉事業所間で合意書を交わすことにより詳しく提供していただきました。将来は一般就労が充分可能と判断できましたので、トレーニング部門で受け入れることとしました。

日中の活動は、自立訓練（生活訓練）に所属しますが、コミュニケーションが苦手で消極的な性格のため、大勢で勢いよく仕事をするより、地道に丁寧に落ち着いて活動ができる地鶏の雛の飼育の担当としました。

生活の場は定員5人の比較的年齢が若く生活自立度の高いケアホームの個室を準備し、通常は夜間支援の不要な通い型ホームを宿直体制とし、生活担当職員（キーパーソン）はA氏同様に特技が絵画の40代男性職員としました。

A氏の反社会性は盗みでしたが、危険物や薬は施錠した物入れに収納し、各人の貴重品は自己管理とする通常を取り決め通りとしました。ただし、他者に比べA氏の衣類や持ち物が極端に少なく、まだ相談も遠慮して言えないと予想されたため、職員に協力を求めて衣類・日用品を揃えて不都合がないように配慮しました。

○ 受け入れて

実際に受け入れてみたA氏の印象は、最初に会った時と殆ど変わりませんでした。

初日の質問は、ここから自宅へ帰省するにはどうしたらいいか？切符購入や乗り継ぎの支援はしてもらえるのか？とまだ福祉の現場が彼にとって安心できる場所ではないことを物語っていました。しかし日を重ねていく中で、自分から人間関係の不満や悩みを言えるようになり、自宅・家族の話が少なくなりました。

保護司とは月に1度の面接を実施し、色々な相談が出来ています。平成21年4月から、知的障がい者能力開発センターへの進学をすすめた時も、保護司との面談の仲で辞退したい。もう少し現状の環境下で自信をつけて次のステップに進みたいと打ち明け、職員は驚かされました。保護司からのアドバイスによると、彼は幼くして失くした母親への思いが強く、得意の絵画で母親を描き、その絵に語りかける習慣を持ってから、よく眠れるようになり気持ちが安定したということでした。最大の心の支えであった母親が亡くなり、父親からは愛情をもらえず、ゲームだけが唯一心を許せる相手という環境の中で、ゲーム機とソフトが欲しいために盗みを繰り返してしまった彼にとって、最大の精神的な支えである亡母に代わることは出来ませんが、自然や生き物やそして仲間達とのふれあいの中で、保護司、キーパーソンの職員を中心にチーム支援で、これからも彼にとって心地よいペースと距離感で支えていきたいと思えます。

事 例 B君：知的障害（軽度）

○ 初めての出会いの日

彼が間もなく退学をすることになるであろう養護学校の会議室にて両親同席で面談した際、軽く頭を下げてニコッと笑いました。体格が良くて力仕事得意そうな元気な少年でした。「悪いところを直して頑張りたい」と休学中の今の状況から新たな環境、仲間のところへ行ってみたい気持ち半分、自宅を離れる不安・心配が半分という様に感じられました。一方職員は養護学校からは多くの利用者を受け入れておりますので、新規利用者としてとらえることができました。

○ 受け入れ事前準備

彼は既に少年院を退院して養護学校生として再スタートを切ったものの、途中で再び反社会的行動が出てしまったので、年齢を鑑みA氏同様にトレーニング部門で受け入れることとしました。休学中により事前の数日間の実習を組み、今利用するサービス内容と、今後目標とする職業訓練校や就労継続支援A型やグループホームの見学・体験を実施しました。つまり将来への目標、希望をしっかりとイメージしてほしいという意図です。

彼の場合は、当面福祉の現場で矯正教育を実施する必要がありますので、日中の活動は、まず基本となる体力づくり、規律ある行動の育成から始めることにしました。生活の場も、豊かさよりはまずは規則正しい生活、ルールを守る、基本的な生活習慣からのスタートです

ので、生活訓練に適した7名定員の男性職員宿直のケアホームの1室を準備しました。担当となるキーパーソンはスポーツ好きで厳しいけれども子供好き20代の男性職員としました。

○ 受け入れて

初日から積極的に行動し環境には短期間で慣れ元気に活動していますが、反社会性（性の問題）の軽減については長期的な取り組みが必要だと感じています。地域の方々（警察、保健師、保護司等）に支援していただき、社会の規則、B君の心身の発達に応じた正しい性指導等もメニューに取り入れつつ支援しています。また、保護観察中ですので担当保護観察官との面接が毎月実施され、個人課題や目標の確認が行われます。性の問題は、将来への希望・目標や信頼できる人間関係の構築だけでは解決困難なことかもしれませんが、K君の成長という側面と、B君にとって問題が出にくい環境探しという側面から、活動・生活一体的なトレーニングチームで支えています。

10. 精神的支えとなるキーパーソンの存在

県東圏域障害者相談支援アドバイザー

関口清美

事例 H氏：40代男性 満期出所後に親族を頼ってきた

本人が中学生の時に両親が離婚し、A県の父親のもとで育ちました。養護学校高等部卒業後に地元で就職しましたが、会社が倒産してしまい、その後は旅館の住込みの仕事などに就きました。初犯でB県の矯正施設に約7年服役し、満期出所した時にはすでに両親は亡く、C県に住む母方の親族を頼りました。

ダンボール箱1つを送りつけ、いきなりやって来た30年間以上会ったことの無い本人(甥)を迎えた高齢の伯父さんは、ひと間だけのアパートに住んでいました。実際には、その近くに住む従妹が福祉の窓口で相談しました。従妹さんは、本人には子どもの頃に会ったきりで、自身は経済的な困難や病気の家族を抱えながら、本人のために相談窓口を探しました。

7か所目で障害者相談支援事業所にたどり着き、療育手帳(B2)を取得し、住まいと就労支援を受けるための入所型の施設の利用開始までの約2ヶ月間、従妹さんが中心になって本人の意向を確かめました。

本人は独特のこだわりがありましたが、旅館で7～8年間住込みの仕事が出来た方で、困った時にどの人に伝えれば良いかを理解しやすい方だったと思います。この事例の場合、相談支援事業のコーディネーター(相談支援専門員)は、福祉の手続きをすすめる上での調整役を担いましたが、本人の思いを受け止め、時には代弁したり、地域社会とつなぐ役割としてのキーパーソンは従妹さんでした。

現在、本人は企業に就職し、入所施設からグループホーム利用に向けて体験実習中です。現在のキーパーソンは施設の担当の支援員ですが、グループホーム移行後の、本人の日常的な相談役と、就労部分も含めたトータルな支援の調整役としてのキーパーソンを決める必要があります。

事例 I氏：30代男性 反社会的行動をくり返してきた

本人は、中学生時代に地域でトラブルを起こし、知的障害児施設に入所しました。20歳になり、就職先も決まって自宅に戻りましたが、就職は1週間も続きませんでした。そ

の後、厳格なお父さんが亡くなり、高齢のお母さんとの二人暮らしになりました。

ハローワークに行き、何か所か事業所を紹介されましたが、就職しても1週間も続きません。30歳の誕生日を前にして、お兄さんからきちんと仕事に就くようにと厳しくいわれ、本人も悩み出しました。

自分から福祉事務所に相談し、初めて通所施設に在籍しましたが、施設の近隣や公共施設等でいたずらをくり返しました。そのうちに悪い仲間が出来て、窃盗、器物損壊にエスカレートし、放火をしたと嘘を言ったり、自宅にも帰らなくなって街を放浪する生活になってしまいました。

とうとう警察に逮捕されましたが、本人は家族への連絡を拒否して、通所施設の施設長への連絡を頼みました。それ以前から、本人は施設長を「親分」と呼んで頼っていました。施設長が警察署に本人を迎えに行き、家族に事情を話し、本人も了承の上で入所施設を短期入所で利用することになりました。

約1か月間の短期入所で本人は落ち着きを取り戻し、自宅に戻りました。施設業務のかたわら、施設長が（どこにも所属していない）本人と一緒に食事をするなど、直接的な関わりを続けました。

本人は、福祉的な機関との関わりはありましたが、甘えたり、暴れたり、周囲を試すように色々なことを起こしてきました。そんな中で、所属も無くなった彼を心配し、怒ったり、一緒に過ごしてくれる施設長とのやりとりを通して、やっと人を信用できるようになったのだと思います。

現在も本人は施設長に時々電話をかけますが、自分なりに周囲の人の役割を理解したようです。困りごとや話したい内容によって、相談支援専門員や福祉事務所のケースワーカー、通所施設の支援員にそれぞれに電話できるようになりました。

ただ、本人は自分の思いをうまく伝えられなくてストレスが溜まると、反社会的行動をとってしまいます。また、様々な助言や情報を言われて混乱してしまいがちです。ですから、本人を混乱させないために支援の調整と情報の集中役を相談支援専門員が担うということを、本人も含め、関係者間で合意しています。

この事例の場合、本人と（仕事上の立場を離れた）施設長とが1対1で向き合うことによって初めて、本人が自分以外の人を信用し、頼る関係が出来ました。その後、施設長から相談支援専門員にキーパーソンの役割が移りましたが、本人と相談支援員と二人だけの関係から、本人をとりまく支援者の輪があることに気づき、本人みずから周囲との関係を少しずつ築き始めました。

11. チームケアによる支援システムの存在

宮城県船形コロニー総合施設長
高橋 勝彦

事例 J氏：(30代男性)、軽度知的障害者 (IQ70代)、障害程度区分2 療育手帳B所持

- 施設を最初に利用する(平成17年12月)ことになったのは、父親が仕事の関係で世話をすることができない期間ができたことと本人が矯正施設を出て間もないため、一人にしておくには心配(また同じ事を犯すのではないか)であったことなどから、担当福祉事務所より利用の依頼があり引き受けた事例です。利用方法は「短期入所利用」ということでの利用です。
- 施設で引き受けるにあたり、初めて利用する人であること、また矯正施設を出て間もないこと等から会議を行い支援体制については犯罪防止と集団生活での他利用者とのトラブルを回避するために、居住施設ではなく空いている職員宿舎を使用して職員と一緒に寝泊りをする24時間体制(利用期間が5日間であることからのマンツーマン体制)で支援をする体制をとりました。J氏について施設側への本人についての情報は障害程度やADL状況等は提供されましたが犯罪歴等に関しての提供はありませんでした。しかし過去に利用した施設の職員や当時の記録等から全体像を把握することが出来ました。
- マンツーマン体制での利用時については、職員の指示に従いなんら問題となることなく生活をしていました。その後も定期的に施設を短期入所利用するようになりますが、最初の利用時のような体制を取らずに生活場所を決め集団生活の中で支援を行うこととしました。ところが能力的に同じ人達の中ではトラブル等を起こすため、生活場所を重度の人が多く生活しているところに替えて支援をしたところ落ち着いて生活をしていきます。
- 施設利用はあくまでも気分転換(父親との生活だけではトラブルや無断外出あるいは犯罪などの問題行動が予想されるため)の意味であり、J氏の生活はあくまでも地域で自立した生活を送ることにあることから(本人もそれを望んでいる)地域生活をどのように組み立て支援をするかということで支援会議が開催されています。会議への参加については医療機関、相談支援事業所、保健所、地元福祉施設、警察署(地元警察署)、入所施設等の支援に関わる関係機関が参加しています。そしてこの会議のコーディネーターはJ氏の更生援護の実施者である福祉事務所が行っています。会議はほぼ毎月1回は

開かれており、それぞれの立場から支援の状況や抱える課題について報告がされています。J氏は支援会議が開催されるようになった時期（平成18年10月）には地元福祉施設が開設するグループホームへ入居して、日中は法人の運営する作業所へ通うという生活を送っています。支援会議の中で決められた支援の内容で事例に直接関わることはきちんと説明をして伝え、了解を得ています。場合によっては会議への同席もあります。そのことで多くの人に関わっていることを理解してもらうことで、地域での生活がJ氏にとって「安心」をもって生活ができることを感じてもらうことにも繋がっていると思われれます。

- この事例の場合、支援会議に警察署が参加しているが極めて異例のように思われますが犯罪未然防止のため所在確認が常に必要な人ということもあり、支援会議の場でも「このような会議への参加は異例であり、警察としても危機意識を持っている」ということを感じさせる意見が何度もあったということでもあります。（会議の記録から）また署員向けのマニュアルを作り対応しているということで警察としては住民生活の安全を守るという立場からすれば極めて当たり前のことと受け止められますが、一方でやや過剰とも思える対応にも見えます。しかし会議へ毎回参加していることから障害を理解することや支援に対しての情報を得る機会にもなっているように思えます。
- このようにそれぞれの機関が一人の罪を犯した障害者への支援ということで、ひとつのテーブルに着くことは大変意義のあることだと思われれます。そうした中で地元福祉施設は生活の場所と働く場所の環境を整え地域で自立して生活ができるように24時間生活全般にわたって支援をしています。また、J氏は自分の気持ちのコントロールがうまくできないときに父親とトラブルを起こしたり、グループホームを支援する職員や仲間との関係がうまく取れなかったりすることなどから医療との関係も地域での生活を送る上では大事なポイントの一つとなっており、精神的に不調になったときにいつでも通院や入院ができる体制ができています。そして相談支援事業所は地域生活についての相談の全般的な窓口となり、入所施設はレスパイト的役割としてその機能を果たすことで、J氏の地域生活を支えることに繋がっています。
- いずれにしても、それぞれの機関の立場や機能の違いがあるにせよ定期的に支援会議を開催することで問題・課題の共有化が図られ、適切な支援のあり方についてお互いが確認することで再犯防止と地域での安心した生活が可能になっていくと考えます。そして関係機関のコーディネートの役目を更生援護の実施者（担当福祉事務所）が果たし、お互いの顔が見える関係が作られていくことがチームケアの支援につながっていくと考えます。

12. 再犯に至った場合の警察等司法当局との対応

県東圏域障害者相談支援アドバイザー
関 口 清 美

※ ここでご紹介するのは、逮捕勾留の経歴がある方が、罪を犯してしまった際に対応した事例です。

事 例 Ⅰ氏：30代男性 器物損壊の被疑者として逮捕

先に、「キーパーソンの存在」の事例でご紹介した30歳代の男性Ⅰ氏です。周囲とも関係を築きはじめ、自分で予約をして2か所の通所施設を日中一時支援事業で利用し、近い将来に就職したいと希望していました。

そのため、そろそろ通所先を1か所に決めて、正式に通所利用をしたいとの希望が出されていきました。ある日、予約の時間になっても本人が来ないので、施設の支援員が本人の携帯電話に電話をかけたところ、「今日は行けない。警察に捕まった。」とのことでした。

施設から連絡を受けた相談支援専門員が、すぐに本人のお兄さんと所轄の警察署に連絡を入れ、勾留されている警察署に出向き、担当刑事に会って状況を訊きました。今回は、本人単独で、器物損壊の現行犯に近い形で逮捕され、前歴が何度もあるので帰せないとのことでした。また、本人と話をするとあいさつとか世間話はするが、今回なぜやったのかについては分からないとのことでした。

許可をとって相談支援専門員が本人に面会すると、涙を流して面会室のガラス越しに擦り寄ってきました。少し落ち着いてきて、下着の着替えがほしいとのことでした。必要物品の差し入れについては、お兄さんに伝え、勾留中は週2～3回ペースで相談支援専門員とアドバイザーとで本人に面会し、担当刑事に状況を聞きました。

勾留されてから数日後、本人から担当刑事と相談支援専門員それぞれに、今回の事件を起こしたきっかけは「通所先をどちらか1か所に決めるにあたって、なぜその施設を選んだのか？きちんとした（支援者が納得する）理由が言えなかったから。」だと、本人なりの言葉で伝えられました。本人のためと思いながら、支援者たちが本人を追い詰めてしまっていたのでした。

それを聞いた相談支援専門員が、本人を追い詰めてしまったことをあやまりました。そして、きちんと話をきくから、悩んでいたら本人から話をして欲しいと伝えました。

逮捕から約1週間後に関係者が集まり、お兄さんも入って、今後の本人の支援について個別支援会議を開きました。お兄さんからは、年老いた母親が心配しており、入所施設ではなく、自宅に住ませたい、通いの施設でお願いしたいとの希望が出されました。

逮捕から約3週間後に、今回は罰金刑で、罰金を支払えば釈放されることになり、兄弟と相談支援専門員とで本人を迎えに行きました。その2日後、本人を交えて個別支援会議を開催しました。利用していた2か所のうち、1つの通所施設は「警察のお世話になった人は…」と利用を断られてしまい、結果的に通所先は1か所になりました。

約半年ほど経過して、本人は通所施設を利用しています。無理のないようにと、徐々に利用日数を増やしています。一度だけ、無断で休んでしまいましたが、次回からは事前に電話がかけられるようになりました。

本人は、本人を思うあまりに煩く言う周囲と、「失敗してしまうこともある自分」を、少しずつ受け入れてきているように思います。

事 例 K氏：50代男性 逮捕歴が数十回あり再逮捕

重度の知的障害があり、自転車の窃盗等で逮捕・起訴猶予を繰り返してきた方です。連続強盗事件の容疑者として誤認逮捕され、その後無罪判決を受けたことをきっかけに、初めて福祉の生活支援につながりました。

自転車にこだわりがありましたが、福祉の支援が入ってからは警察のお世話になることもあまり無くなったある日、相談支援専門員（コーディネーター）の携帯に本人から電話があり、「捕まっちゃった。」とのことでした。すぐに、警察署に本人を迎えに行きました。捕まった理由は、本人が他人の自転車に乗っていたからとのことでした。

その後3週間ほど経って、警察署から「占有離脱物横領の被疑者として取調べを行う。」との連絡が入りました。同時に、相談支援専門員にも「簡易鑑定と取調べに立会ってほしい。」との依頼もありました。すぐに本人の成年後見人や弁護士と相談して、今回は受けることになりました。

取調べの日、午前中は本人と一緒に、担当刑事と待ち合わせて、精神科病院に向かいました。簡易鑑定は本人のペースで進み、心理テストと医師の問診がありましたが、本人にあまりストレスがかかることなく終わりました。午後は、警察署の取調べ室で、取調べを受けました。本人に配慮して、広い部屋で行われましたが、内側から開けられない場所であり、本人は以前勾留されたことのある警察署ですから、とても緊張していました。

相談支援専門員は、本人の隣に黙って座っていました。時々本人がこちらを向きますが、今日は自分で話すようにと促し、取調官から求められた時にだけ、本人が言ったことの意味を伝えました。支援者として、取調べにどのように立会えば良いのか？初めてのことで分かりませんでした。本人が本人らしく自分の言葉で答えられればと思いました。

本人が認知したままを自分の言葉で答えるので、隣で聞いていても、まったく支離滅裂な内容でした。あいだに休憩が1回ありましたが、取調べは4時間におよびました。本人にとってかなりのストレスが溜まっているように感じました。最後に、取調官に「やったんでしょ？」と言われて、「やってねえよ。何度言ったらわかんたよ。」と大きな声で答えて、両手で顔を覆ってしまいました。

取調べ終了後、相談支援専門員から成年後見人と弁護士に報告しました。その後しばらく

くして、起訴されなかったことが分かりました。

事 例 L氏：40代男性 保護観察中 逮捕

窃盗の容疑で逮捕され、執行猶予・保護観察中の40代の男性が、地域活動支援センターに通い始めて1か月ほど経過した頃に、再度同じ容疑で逮捕・勾留されました。身体障害者手帳（4級）を持っていましたが、本人の様子からは知的障害があるようにも思われ、相談支援専門員が、本人と信頼関係を築きながら少しずつ生活の状況が分かってきた所でした。

生活歴からは、20代に交通事故で脳挫傷があり、そのときの後遺症で身体障害者手帳をもっていることが分かり、高次脳機能障害の可能性もありました。血縁がない人と同居していて、本人の年金から月々5万円入れているけれど、食事は別で自分で買って食べるとのこと。お金の管理がうまくいかず、次に年金が入る前になくなってしまうこと。なじみの酒屋にカラオケに行って、お酒は飲まないのにツケがあることなどです。

今回逮捕・勾留されたことが、相談支援専門員にはすぐに伝わらず、留置所にいる本人から通所施設に手紙が届いてわかりました。

相談支援専門員とアドバイザーとで、警察署に行き、担当刑事に会って状況を聞きました。「本人が出た後の生活について支援が必要と思い、どのような状況なのか伺いたくてきました。」「今回のことをきっかけに、本人の生活を立て直したい。」と刑事に伝えました。

担当刑事からは、本人は現在住んでいる家を出てアパートに住みたいと話していること、金銭管理の面で支援が必要と思われるということ、すでに逮捕から3週間ほど経っており、起訴され、裁判の期日も決まっていることを聞きました。

その後に本人に面会すると、「家族も面会に来ないのに、ありがとうございます。ご迷惑をかけて申し訳ありません。」と話をはじめました。アパートに住みたいこと、福祉の支援を受けたいこと、現在担当の相談支援専門員に引き続き相談したいことなどの希望を確認しました。

執行猶予・保護観察中に再度同じことをしてしまったので、今回は実刑の可能性が高く、本人の生活環境からは満期出所になる可能性も高いように思われます。出所する際に、本人の生活の支援体制をつくれるよう、どうしたら本人に関わり続けられるかを考え、勾留中に何をしたら良いかをアドバイザーから相談支援専門員に伝えました。

数年後に出所する場合を想定して、相談支援センターの他の2人の相談支援専門員も本人に面会しておくこと。本人の居場所を支援者に伝える方法（相談支援センターに手紙を出す）を本人に伝えておくこと。今後も、通所施設の支援員たちも本人に面会すると思われ、バラバラな情報を与えて本人が混乱しないよう、担当の相談支援員に情報が集中するように調整すること。本人には、出た後に、現在住んでいるA市で暮らしたいとはっきり言うことを伝えること。裁判を傍聴して判決を聞くこと…などを伝えました。

なお、重度の知的障害がある方や、自閉症の方などについては、特に逮捕時からの配慮が必要と思われ、弁護士等の司法関係者との連携が必要だと思えます。

モデル事業実施報告書

1. 社会福祉法人 南高愛隣会
2. 社会福祉法人 滋賀県社会福祉事業団
3. 独立行政法人 国立のぞみの園

1. 社会福祉法人 南高愛隣会

事業計画

社会福祉法人 南高愛隣会

<受託事業名>

「罪を犯した知的障害者の自立に向けた効果的な支援体制と必要な機能に関する研究」

<目的>

罪を犯した知的障がい者をモデル的に障害福祉サービス事業所で受け入れ、地域生活移行を推進するために、どのような機能を持った支援体制を整備することが効果的であるか、その体制のあり方と必要な機能について実践を通して研究を行う。

<事業内容>

I. 合同支援会議の開催

- ・少年院、矯正管区、地方更生保護委員会、保護観察所、障害福祉サービス事業所で構成される支援会議を開催し、在院中の対象者A氏の退院後の支援のあり方について検討する。
- ・少年院を退院後、対象者B君が在籍している学校、保護観察所、担当保護司、福祉事務所、障害福祉サービス事業所で構成される支援会議を開催し、問題行動を抱える児童の今後の支援のあり方について、本人の所得保障を含めて検討する。

II. 相談等支援事業の実施

- ・新たに罪を犯した知的障がい者を受け入れる障害福祉サービス事業所に対しての相談支援を中心に検証する。
- ・新たに罪を犯した知的障がい者を受け入れる障害福祉サービス事業所に対し、実際の支援プログラム、関係協力機関（地域資源）等についての情報を提供する。
- ・新たに罪を犯した知的障がい者を受け入れる障害福祉サービス事業所が、当初に抱く心配・不安の軽減に役立つようなハンドブックを考案する。

III. モデル的な支援の提供

- ・少年院からの対象者をモデル的に受け入れ、障害者自立支援法に基づく自立訓練、共同生活介護等のサービス提供を通じて効果的な支援方法等の検証を行う。
- ・少年院を仮退院後、直接施設にて受け入れる事例（A）
- ・少年院を仮退院後、在宅で生活中に問題行動が生じた事例（保護観察期間中）社会福祉法人の「委託保護」モデルとして受け入れる事例（B）
- ・内部ワーキングチームの開催（実際に支援をする中で生じる疑問等について内部検討、外部より講師を招き支援方法等を検証する）
- ・障害福祉サービス事業所において直接支援にあたる福祉施設職員に対し、現在抱えている悩みや不安等を調査しストレスケアを実施する。

事業報告書

社会福祉法人 南高愛隣会

<受託事業名>

「罪を犯した知的障害者の自立に向けた効果的な支援体制と必要な機能に関する研究」

I. 合同支援会議の開催

1. 受け入れ対象者について
2. A氏の合同支援会議について
3. B君の合同支援会議について
4. A氏とB君の合同支援会議の違いについて
5. 合同支援会議のメリットについて

II. 相談等支援事業の実施

III. モデル的な支援の提供

1. 罪を犯した知的障がい者を受け入れるにあたっての基本的考え方
2. 受け入れ前の生活環境の調整
 - (1) 障がいがある証（療育手帳）
 - (2) 更生援護の実施市町村の決定
 - (3) 所得保障
 - (4) 研究の合意書・個人情報に関する同意書
 - (5) 個人情報に関する内部規定
3. A氏の事例
 - (1) 受け入れまでの流れ
 - (2) 受け入れ前の担当者会議（提供された個人情報）
 - (3) 受け入れ初日の様子
 - (4) 信頼関係づくり（安心して暮らせる処）
 - (5) 個別支援計画
 - (6) 支援の経過記録
 - (7) 保護司からの支援
 - (8) モニタリング
 - (9) 考察（参考資料） ・ アセスメント ・ 個別支援計画
4. B君の事例
 - (1) 受け入れまでの流れ
 - (2) 受け入れ前の担当者会議（提供された個人情報）
 - (3) 受け入れ初日の様子
 - (4) 信頼関係づくり（安心して暮らせる処）
 - (5) 個別支援計画
 - (6) 支援の経過記録
 - (7) 保護司からの支援
 - (8) モニタリング
 - (9) 考察（参考資料） ・ アセスメント ・ 個別支援計画
5. 職員のストレスケア

IV. まとめ

I. 合同支援会議について

1. 受け入れ対象者について

- ・今回のモデル事業において、2名の方の受け入れを行った。A氏は少年院から直接の受け入れ、B君は在宅生活（少年院仮退院後の保護観察期間）からの受け入れであった。
- ・A氏、B君ともに少年院仮退院。
- ・2名とも療育手帳所持。

2. A氏の合同支援会議について

<経 過>

- ・本プロジェクトにおいて少年院へ研究協力を依頼することとなる。
- ・家庭環境に恵まれず、保護者からも引き受けを拒否された少年を対象として研究を進めていくこととなる。

<第1回合同支援会議>

- ・平成20年7月17日開催（場所：少年院）
- ・出席者…地方更生保護委員会、保護観察所、矯正管区、少年院、社会福祉法人南高愛隣会
- ・議 題…①対象者である少年についての紹介及び処遇状況について、少年院より説明②南高愛隣会の事業説明及び今後の福祉サービス利用等に向けた手続きの進め方について説明
- ・会議後、支援対象者本人との面談実施。本人の意志を確認する。
- ・療育手帳を所持しているため、事務手続きはスムーズに進むと考えられたため、定期的な会議は持たず、何か困難が生じた場合に会議を持つこととし、実務については電話等で連携して進めていくこととなる。

<第2回合同支援会議>

- ・平成20年12月12日開催（場所：少年院）
- ・出席者…地方更生保護委員会、矯正管区、少年院、社会福祉法人南高愛隣会
- ・平成20年〇月〇日に仮退院後、社会福祉法人南高愛隣会で受け入れをしている対象者の状況についてお伝えすると共に、今回福祉につなぐ取り組みの中で生じた課題点等挙げて頂き、今後の支援に活かしていく機会となった。
- ・少年院の現況報告をしていただく。生活環境の調整がなかなかうまく整わず困っている状況とのこと。また、今後も身元引き受けの可能性があるので、愛隣会の概要などが分かりやすく紹介された資料があれば見せていただきたいとの要望あり。

3. B君の合同支援会議について

<経 過>

- ・厚生労働科学研究（田島班）の取り組みを知られたC養護学校の担当教諭より、B君の今後の進路について相談あり。

- ・ B君が未成年であること、少年院仮退院後の保護観察中であることから、包括的に進路について協議するため、関係機関に呼びかけ合同支援会議を行うこととなる。

<第1回合同支援会議>

- ・ 平成20年8月27日開催（場所：D市役所）
- ・ 出席者…保護観察所、担当保護司、C養護学校、D市役所障害福祉課、社会福祉法人南高愛隣会
- ・ 議 題…①対象者についての説明②福祉サービス利用時の利用者負担について③受け入れ先の検討
- ・ 対象者の問題行動の内容、本人の能力、家庭環境等について養護学校、保護観察所より詳しく説明していただく。
- ・ 本人が未成年であることから、障害基礎年金は申請、受給出来ないため、福祉サービスの利用者負担分について市役所、保護観察所の公的機関でどのような支援が出来るのか検討する。現在、本人の特別児童手当を申請中。⇒会議の中では明確な回答が出なかったため、第2回合同支援会議まで持ち越すこととなる。

<第2回合同支援会議>

- ・ 平成20年9月11日開催（場所：D市役所）
- ・ 出席者…保護観察所、担当保護司、C養護学校、D市役所、社会福祉法人南高愛隣会
- ・ 議 題…①最近の本人の状況について学校側より報告②市役所より利用者負担について説明③南高愛隣会のサービスについて説明④利用者負担について協議⑤今後の支援の流れについて
- ・ 第1回合同支援会議においての懸案事項であった、利用者負担分をどう支援するかについて再協議を行う。本人への特別児童手当の支給が決定される。また、保護観察所より「委託保護」制度の活用について提案していただく。本来は更生保護施設へ委託するものであるが、南高愛隣会ということで試験的に実施出来るよう前向きに検討していただけるとのこと。
- ・ 今後、本人と南高愛隣会とで面談を実施し、受け入れについて内部検討会議を実施後、受け入れ可能であれば福祉サービスを申請し、サービス利用開始することとなる。

<第3回合同支援会議>

- ・ 平成20年10月31日開催（場所：D市役所）
- ・ 出席者…保護観察所、C養護学校、D市役所、社会福祉法人南高愛隣会
- ・ 議 題…①第2回合同支援会議以降の支援の流れについて説明②南高愛隣会で受け入れ後の本人の状況について報告③本人の個別支援計画について④各機関より状況報告⑤本研究事業について説明
- ・ 平成20年〇月〇日より社会福祉法人南高愛隣会の福祉サービスを利用開始。利用者負担分については保護観察所からの委託保護及び特別児童手当で賄うこととなる。日中は「自立訓練事業所」を障害者自立支援法の制度により利用、委託保護を活用して当法人所有の住宅に生活している。

4. A氏とB君の合同支援会議の違いについて

- ・ A氏は少年院から直接受け入れであり、第1回合同支援会議において本人の状況（出身地等）を初めて知ったため、市町村へ会議の参加は呼びかけていない。会議後、受け入れ対象者となった時点で更生援護の実施市町村へ連絡を行う。会議は矯正関係、更生保護関係、南高愛隣会のみで実施する。
- ・ B君については、未成年であり、養護学校へ通っていることから更生援護の実施市町村も明らかであったため、市町村へも参加を呼びかけた。そのため、更生保護、福祉行政と包括的に協議を行うことが出来た。

5. 合同支援会議のメリットについて

- ・ B君のように更生援護の実施市町村が初めから会議に入ることのメリットとして、本人の問題行動の状況、本人に必要なとされている支援についても市町村へ理解してもらえらるという点がある。障害程度区分認定調査を実施する上で本人の置かれている状況をあらかじめ市町村が知っていることが望ましい。また、療育手帳を持っていない、もしくは未成年であるためサービスを利用する為の負担が出来ない等の問題が生じているケースであっても、市町村が入ることで調整がスムーズに進むことが考えられる。
- ・ A氏のように入所中の矯正施設が会議に入るメリットとしては、本人の詳しい処遇内容が把握出来ることである。今回は少年院ということもあり、段階を踏んで本人の状況、心の変化等をその時の担当教官より詳しく説明していただくことが出来た。一旦矯正施設を出てしまうと本人の院内での様子を知ることは出来ない。B君の場合は、仮退院後自宅での生活であったため、学校生活や家庭状況等は詳しく説明していただいたが、少年院内で本人の問題、課題に対しどのような処遇を受けていたのかはわからなかった。
- ・ 合同支援会議は、各関係機関がそれぞれの分野で出来る本人に必要な支援について、その場で協議が出来ると言うことが最大のメリットである。矯正施設と福祉施設とのやり取りだけでは解決できないことも会議で議題に出すことで、保護観察所や市町村等の他の機関よりアドバイスをいただいて解決することがある。お互いがお互いの役割を知る機会でもある。本人を円滑に福祉につなげるためには合同支援会議は効果的である。

II. 相談等支援事業の実施

- ・ 新たに罪を犯した知的障がい者を受け入れる障害福祉サービス事業所に対しての相談支援を中心に検証を行い、受け入れる障害福祉サービス事業所が、当初に抱く心配・不安の軽減に役立つようなハンドブックの考案を試みたが、作成までには至らなかった。
しかしながら、検討会を重ねる中で、事業所が抱く心配・不安が整理され、今後の支援に繋がるものとなった。

- ・新たに罪を犯した知的障がい者を受け入れる障害福祉サービス事業所に対し、実際の支援プログラム、関係協力機関（地域資源）等についての情報を提供することに関して、Ⅲ．モデル的受け入れ（A氏とB君の受け入れの記録）の中であわせて報告する。

Ⅲ．モデル的受け入れ（A氏とB君の受け入れの記録）

1．罪を犯した知的障がい者を受け入れるにあたっての基本的考え方

「罪を犯した」という言葉がとてもインパクトが強く、他の利用者に危害を加えないか、再び罪を犯さないかなど受け入れるまでは、心配はつきませんでした。

その心配は、受け入れる前に何度か面談などを実施し、顔合わせをしておくことで、薄らいでいきました。実際受け入れを行ってみるとその心配は更にやわらぎました。その人を知ることです。

支援を行う上で、問題にぶつかったりもすることもあります。それは、「罪を犯した」障がい者特有の問題ではなく、その方の障がい特性から生まれ出るものであり、それは他の利用者と同じだと思います。

受け入れ対象者になる方は、本来福祉のサービスを受けていたら、罪を犯すこともなく生活することができたはずであり、実際、今現在利用されているほかの利用者の方々と何ら変わりなく福祉のサービスを必要とされている方々です。

【グループホーム ケアホーム サービス管理責任者】

罪を犯した方を受け入れるにあたり、当初は身構えてしまい、正直「嫌だ」という気持ちがあったことも否定できません。しかし、彼らと接していくうちに、彼らが罪を犯さないと生きていくことができなかつた、という現状が見えてきました。罪を犯した知的障がい者の方たちは、社会で生きていくにあたって、何らかの生きにくさを持った方々です。彼らを受け入れるにあたって、背景をよく知ることはもちろんのこと、「罪を犯した」＝「特別な人」という偏見はもたないことが大切です。罪を犯した方であっても、他の知的障がい者の方と何も変わりはありません。

罪を犯した知的障がい者の方を受け入れることは、大変なことも多いですが、彼らに「ありがとう」と言われた時は、何事にも耐え難いものがあり、彼らに携わる仕事ができよかったと思える瞬間でもあります。

【グループホーム ケアホーム 生活支援員】

2．受け入れ前の生活環境の調整

(1) 障がいのある証（療育手帳）

両名とも療育手帳を所持していましたので特に問題はありませんでした。

(2) 更生援護の実施市町村の決定

ご家族も健在であり、住所もご家族のもとにあり更生援護の実施者は出身市町村で何

ら問題はありませんでした。

(A氏の場合)

福祉のサービスを受けるための認定調査は、少年院まで、調査員が来訪され実施されました。調査に同席をお願いしたところ、了承していただき同席することも可能でした。その後、支給決定し、受け入れ日より、自立訓練（生活訓練）・共同生活介護を利用することが可能でした。

(B君の場合)

合同支援会議に更生援護の実施者も参加していたため、福祉サービス利用に向けての手続きもスムーズでした。日中活動は、自立訓練（生活訓練）を利用しています。

(3) 所得保障

A氏、B君共に収入も貯蓄もなくご家族の協力の見込みもなかったため所得保障の問題解決が必要でした。

(A氏の場合)

障害基礎年金の申請が可能のため、退院後すぐに申請できるように必要な書類作成を少年院へ依頼しました。そのため、受け入れ前にはほぼ提出書類はそろえることができていました。

しかし、年金申請からすぐ受給できるわけではないため、その間の生活の手立てとして生活保護を受給するため、受け入れる前に、市町村に相談し、受け入れ直後に申請を行いました。

生活保護を受給でき、福祉サービスの利用者負担分は免除され、食費などの実費分を保護費から負担することができています。

(B君の場合)

未成年者であり、障害基礎年金の申請はできません。また生活保護は世帯自体が生活保護対象ではなかったため、本人のみ生活保護を申請するにも、世帯分離することは難しい状況でした。

合同支援会議にて、保護観察所から助言いただき「委託保護」制度活用と、養護学校の助言と市町村の協力のもと保護者に支給される特別児童扶養手当により、本人の生活の手立てを得ることができました。

それにより日中活動は障害者自立支援法の自立訓練事業を利用し、生活は法人に対する保護観察所からの「委託保護」により、法人所有の住宅での生活が実現しました。

(4) 個人情報に関する合意書、本人の同意書

受け入れる障害福祉サービス事業所としては、詳しい個人情報があると不安軽減に繋がりが、受け入れ準備がスムーズに行えます。しかし本人にとっては極めて知られたくない情報であり、取り扱いを厳重に規定すべきことは言うまでもありません。

モデル事業においては、少年院、保護観察所、当法人間で個人情報についての合意書を交わし、ルールを定めた上で情報を提供していただき、本人へは障害福祉サービスを

利用する生活環境の調整として、当法人への情報開示についての同意を文書で得ました。

また、本人に今研究の対象者となることを文書も使用しながら説明し同意をいただき、B君については未成年のため、ご家族にも同様に行いました。

(5) 個人情報に関する内部規定

矯正施設や保護観察所などから提供される情報はきわめて個人的な情報であり、本人が不利益にならないために情報管理の徹底が必要です。

当法人では、矯正施設や保護観察所等からの情報（犯した罪名、犯罪歴、犯罪に至った経緯など）の取扱いについては次のようになっています。

(保管方法)

持ち出し厳禁、複写禁止とし、個人のファイルに封筒などに入れて鍵のかかるキャビネットに保管しています。

(情報の共有化)

管理者、サービス管理責任者、支援担当者で事前に情報を共有化し、担当者以外で直接支援をするスタッフには、そのファイルを職員室内で閲覧するようにしています。

知り得た情報は他の利用者の情報と同様、守秘義務で公言するが禁止されており、全職員から在職中も退職後も守秘義務厳守の誓約書をとっております。

チーム支援には、ポイントになる情報・配慮すべき情報を支援にあたるスタッフ全体で共有する必要がありますので、内容に十分留意しながら口頭での申し送り、または文書での回覧を選択し徹底しています。

3. A氏の事例

(1) 受け入れまでの流れ

日付	内容
H20. 7. 17	第1回合同支援会議（少年院） 対象者の紹介、現在までの処遇経過を少年院から報告。 面接実施 南高愛隣会の支援を希望。 受け入れ対称者選定会議 受け入れ対象者と決定する。日中の場：（自立訓練）生活の場：（共同生活介護）
H20. 7. 25	〇〇市役所へ相談（電話連絡） 9月末から10月初旬に受け入れ予定の旨をお伝えする。福祉サービス申請については書類を当法人へ送っていただく。 年金申請書類については本人直筆の委任状及び療育手帳のコピー、通帳のコピーを少年院より市役所へ送っていただく必要あり。その後市役所より少年院へ書類を一式送っていただける。 少年院へ連絡 法人へ受け入れる旨をお伝えする。また、〇〇市とのやり取りの中で必要な手続きについてFAXする。
H20. 7. 29	少年院より連絡 〇〇市役所へ送る委任状について、印鑑はどうしたらよいのかとのこと。麓矯正施設では購入していただいた旨お伝えする。 今週中には発送しますとのこと。また、〇〇市より福祉サービスの申請書が届いた旨お伝えし、記入例が出来次第郵送しますとお伝えする。
H20. 8. 6	少年院へ記入例送付 福祉サービス申請用紙、医師の意見書（プロフィール）、認定調査票、特記事例記入用紙の記入例を送付する。

H20. 8.12	<p>少年院より連絡 ○○市の認定調査が決まったとのこと。同席させていただくよう依頼すると、了承していただける。 また、記入例について「一部介助」のとり方について質問あり、ご説明する。</p>
H20. 8.15	<p>〇〇市役所へ電話連絡 障害福祉課窓口の方が不在のため、認定調査に同席させていただきたい旨、伝言をお願いします。</p>
H20. 8.18	<p>〇〇市役所より電話連絡 認定調査の同席の許可をいただく。</p>
H20. 8.19	<p>認定調査実施 少年院にて。〇〇市障害福祉課窓口の方が来られる。統括の方同席。本人は自分を認めてもらおうと言う気持ちが高く、「出来る」と答えることが多かった。しかし、質問に対する答えがかみ合っていないことも多く、本人の能力のバランスの悪さが感じられた。</p>
H20. 8.20	<p>少年院より連絡 ①福祉サービス申請書、医師の意見書のコピーを送付していただけたとのこと。 ②年金の書類については、〇〇社会保険事務所より回答があり、「〇〇市には申請は出来るが、入院中は支給停止になる。今後、住民票を移す予定があるのであれば、新しい住居地に申請をした方が手続きはスムーズ」とのこと、委任状も送り返されてきたとのこと。雲仙市に相談する旨お伝えし、再度連絡することとなる。 ③保護司に手紙を出すことが通例となっているため、本人にも書かせたいと思うとのこと。 社会保険事務所へ相談 電話にてお尋ねすると、申請書類は委任状も不要で、すぐにいただけたとのこと、社会保険事務所へ訪問。申請書、診断書等いただく。</p>
H20. 8.22	<p>少年院より連絡 仮退院の予定としては、地方更生保護委員会の面接を受け、最終的にいつ仮退院かを決定することになるとのこと。決定までに面接から3週間ほどかかるため、迎えに来ていただけるのか、送っていかねばいけないのかとのことだったので、こちらが迎えに行く旨お伝えする。 また、年金の書類については〇〇社会保険事務所でもらうことが出来たので記入例を作成してお送りする旨お伝えする。 当法人内受け入れ事業所へ連絡 少年院より仮退院日の希望日の設定について連絡があった旨をお伝えし、受け入れ事業所で調整後また連絡をいただきたい旨依頼する。</p>
H20. 8.27	<p>少年院へ連絡 仮退院が決定すれば〇月末、迎えに行くのはどうしても午後になってしまうため保護観察所への出頭が当日になるか翌日になるか距離的なものもあるので更生保護委員会では配慮していただけたと思うとのこと。迎えに行くのは職員2名とお伝えする。職員との面談を設定していただけないか依頼。調整後連絡をいただける予定。また、年金の書類については記入例を作成したのでお送りする旨お伝えする。</p>
H20. 9.12	<p>少年院より電話連絡 主任より年金申請の診断書作成の際、少年院ではIQ検査は出来ないため、近くの少年鑑別所に依頼をすることになったが、どのテストがよいのか聞かれたとのこと。WAI S-R、田中ビナー等が出来るとのこと。また、面会は13時からで了解いただく。</p>
H20. 9.24	<p>少年院へ資料送付 のぞみの園プロジェクト研究の事業計画書及び法人の研究計画書を送付する。</p>
H20.10. 1	<p>本人との面談 本人との面談及び、のぞみの園プロジェクト研究の説明を職員より少年院の職員の方へ行なう。</p>
H20.10.16	<p>少年院へ電話連絡 本人の仮退院日の動きについてお尋ねする。まだ、正式な通知が来ていないとのことだが、希望日で決定になりそうとのこと。通常、仮退院は午前中に行うものだが、遠方より迎えに来られる為、午後でも構わないとさせていただく。正式な通知が届いたら担当まで送付していただける。</p>
H20.10.21	<p>少年院より書類が届く 本人の仮退院日が決定した旨を知らせるお知らせと、本人から身元引受人あての手紙が届く。</p>
H20.10.24	<p>少年院へ電話連絡 本人のプロフィールを作成していただけないか相談。快く承諾していただける。こちらで使っているプロフィールの書式をFAXし、仮退院日にいただくこととする。</p>

(2) 受け入れ前の担当者会議（提供された個人情報）

少年院に入院しており、その中での状況は詳しく教えてくださり、それ以前の情報に関しても、取り扱い注意と提供していただきました。

また、当法人のアセスメント票への記入をお願いしたところ、快く引き受けられ、受け

入れ当日、少年院へ本人を迎えに行った際作成されたアセスメント票をいただきました。

受け入れ事業所（日中系、生活系）の管理者、サービス管理責任者、直接担当者が集まり、合同支援会議で得られた情報をもとに、支援プログラム等を検討しました。しかし得られた情報が少なかったこともあり、短期的な支援プログラムを立て、支援の方針を共有化しました。受け入れてから知る情報が多く、罪を犯した当時の状況などは事前に提供いただけることを希望いたします。

将来は一般就労が充分可能と判断できましたので、トレーニング部門で受け入れることとしました。

日中の活動は、自立訓練（生活訓練）に所属しますが、コミュニケーションが苦手で消極的な性格のため、大勢で勢いよく仕事をするより、地道に丁寧に落ち着いて活動ができる地鶏の雛の飼育の担当としました。

生活の場は定員5人の比較的年齢が若く生活自立度の高いケアホームの個室を準備し、通常は夜間支援の不要な通い型ホームを宿直体制とし、生活担当職員（キーパーソン）はA氏同様に特技が絵画の40代男性職員としました。

A氏の反社会的問題行動は盗みでしたが、危険物や薬は施錠した物入れに収納し、各人の貴重品は自己管理とする通常を取り決め通りとしました。ただし、他者に比べてA氏の衣類や持ち物が極端に少なく、まだ相談も遠慮して言えないと予想されたため、職員に協力を求めて衣類・日用品を揃えて不都合がないように配慮しました。

（3）受け入れ初日の様子

A氏の場合、少年院まで当法人の職員が迎えに行きました。その車中で様々な会話をし、本人も新しい場所で新しい生活が始まることに対して、いろいろな情報を得たかったようです。しかし、いつもより多くの会話ができただけで本人が「こんなに喋ることができるとは思わなかった」と話し、長く会話することで退院したことを実感したのでしょうか。その後、職員と共に日用品で不足しているものを購入したのち、受け入れ事業所に到着し入所する手続きをおこない、所持品、所持金などのチェックと持ち物への記名を行いホームへ入りました。

ホームでは職員よりホームでの日課の流れを教えてもらい、食事、入浴を済ませ終礼で自己紹介を行いました。日課の流れなどに関しても理解度も高く、初日には上手くこなせました。初日を観察する限りでは新しい環境にも早く溶け込めそうに思えました。

（4）信頼関係づくり（安心して暮らせる処）

A氏と最初に接することになったのはA氏が入所してきた日でした。持ち物チェックを一緒に行いました。事前の会議でA氏は絵が得意であると知っていたので、持っていたノートに描いてあった絵を見せてもらいました。生活担当職員は高等学校の美術の教師を長年経験しているため、その絵を見てこれからA氏とは絵の指導などを通じて信頼関係が築いていけるのではないかと感じました。

ホームに入ってしばらくすると、A氏は自由時間にノートを持ち出して自分の好きな絵を描き始めました。しかし、少年院を出院してきたばかりのA氏は絵を描くといっても満足な道具等をもっておらず、色つきのボールペンで描いている状況でした。まずは

絵を描く道具を紹介して少しずつ指導していくことにしようと考え、一緒に買い物に行った時などは初心者でも使いやすい絵の具等の画材を紹介し購入していききました。

それがよかったのか、絵のことや買い物を通して少しずつA氏の方からも話をしてくれるようになってきました。最近では週に1回の美術のクラブも始まり1時間ほどですが他の利用者の方とも一緒に作品を制作しながら親交も深めています。

またA氏は「人と話すことが苦手なほうで、あまり人と会話することも無かった」と以前言っていたので、実習の事や趣味の事等、できるだけ職員から話かけるようにも心がけました。最初は話すことにも抵抗があったようですが、入所して4ヶ月経った今では人と話すことも普通にできるようになっています。

これからもまずは、「こちらから話す」とことと美術の指導を基本にしながらA氏との信頼関係を築いていきたいと考えています。

(5) 個別支援計画

A氏の所属する当部署では日中の自立訓練事業（生活訓練）・就労移行支援事業と、グループホーム・ケアホームを組み合わせる一体的な訓練を実施しております。

また、ステップアップ方式による段階的なトレーニングが当法人の訓練の特徴ですので、就労・地域移行に到達するまでに、いくつかの段階を設定して手の届く目標を達成しつつ最終目標を目指していきます。

A氏は少年院においてすでに基本的な訓練が終了していること、性格的に大勢での活気ある訓練よりも、最初から担当の仕事を持ちながらゆっくり信頼関係を築きつつ徐々に力をつけていく方法が適していると判断しました。

アセスメント

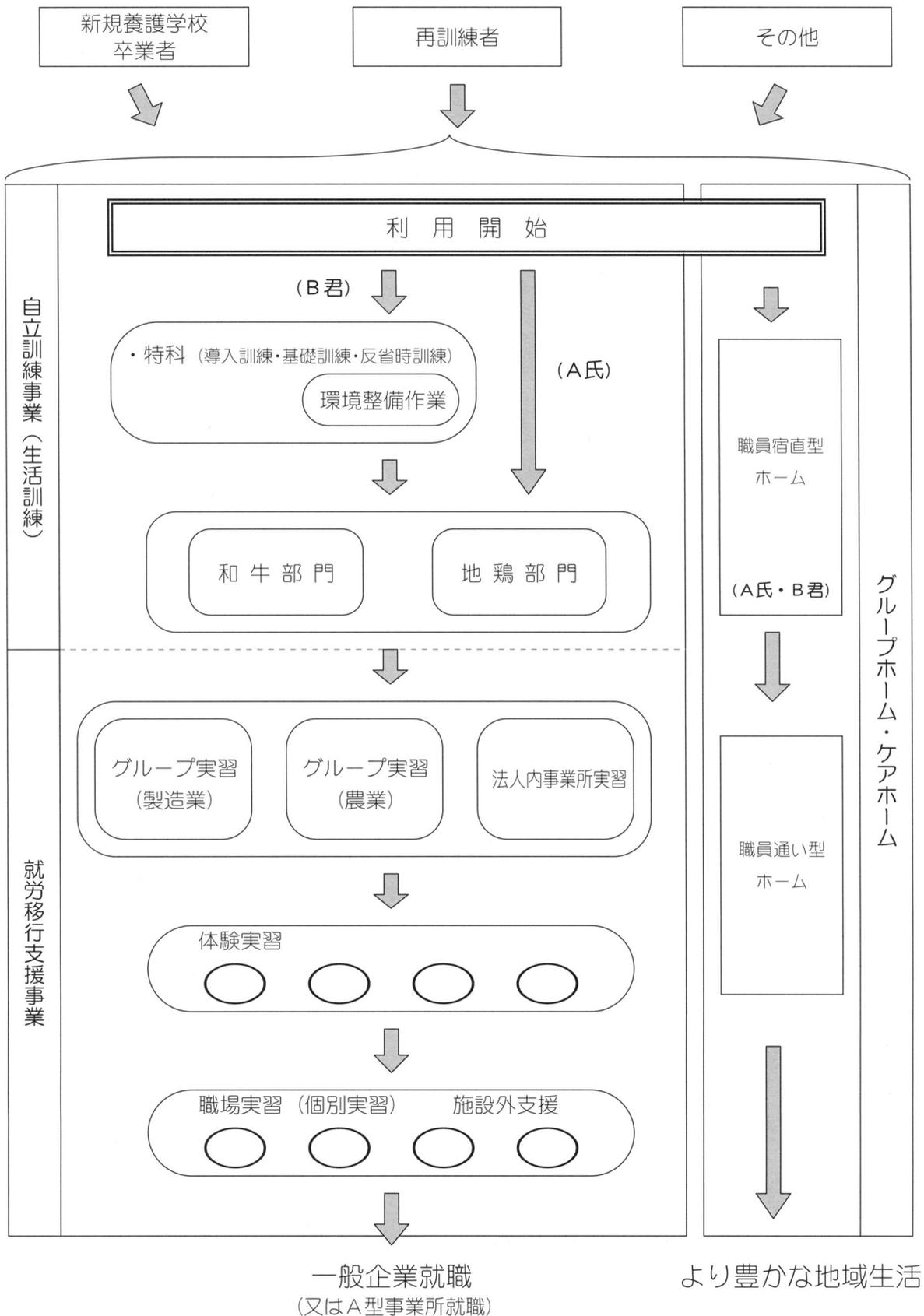
アセスメントにおいては、事前資料、行動観察に加えて、臨床心理士による心理判定を受けメンタル面での把握をはかりました。A氏は発達障害と診断されていたので、発達にどのようにアンバランスさがあるのか、心理的にどのような傾向があるのか、健康診断で体を調べるように、心理面の把握も同じように行うことが支援に有効的に働くのではないかと考えます。また、定期的実施することによって、論理的裏づけのある成長判断ができます。これはB君も同様です。

<日中活動 自立訓練事業（生活訓練）>（次頁フローチャート参照）

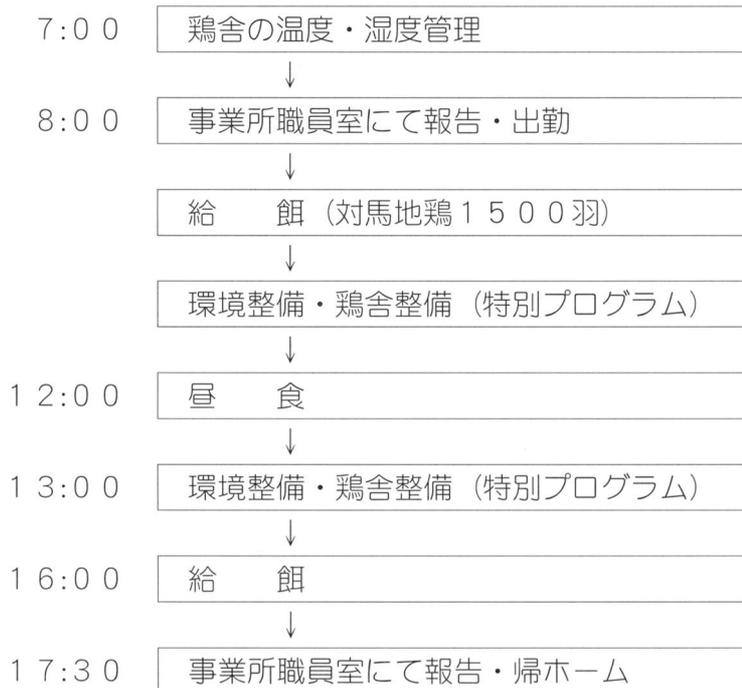
- ねらい
 - ・生き物を育てることで、優しく思いやりのある心を育み、命の尊さを学ぶ
 - ・生活習慣、社会適応能力の向上を図る
 - ・基本的な労働習慣、基礎体力を育てる
 - ・様々な体験を通して自信をつける

就労移行支援フローチャート

社会福祉法人 南高愛隣会



● 1日の流れ



●特別プログラム

- ・警察官による講話、講習 (年3回実施)
社会のルール、知的障がい者が犯しやすい犯罪について (窃盗、性犯罪) 他
- ・保健師による講話、講習 (年3回実施)
知的障がい者の性犯罪・性被害、心と身体の成長等の性教育、他
- ・保護司による講話 (年3回実施)
宗教の教えにもとづく心の教育
- ・教職員による道徳教育講座
知的障がい者を対象とした短期間の道徳授業
- ・職業学習
職場見学、ビデオ学習により将来像、希望の職業をイメージする

<法人所有住宅 〇〇荘>

●住環境と支援体制

- ・男性5名の利用者が法人建設の一戸建住宅 (6LDK 平屋建て) で共同生活をします
- ・居室は個室です (和室6畳)
- ・夜間支援体制は宿直を配置しますが、宿直職員は男女の限定はしていません

●ねらい

- ・基本的な生活習慣の確立
- ・集団生活をととしての協調性、おもいやり、仲間意識の育成
- ・金銭管理を中心とする社会適応能力の向上を図る
- ・趣味を活かした様々な体験を通して自信をつける
- ・休日はレクリエーションや外出を企画し気分転換と社会適応能力の向上を図る

●特別プログラム 生活学習 (SST 生活技能訓練)

少年院等でも実施されており、その手法を取り入れることも有効的なのではないかと

考えます。発達障がいの方々にはSSTが有効的ともいわれますので、SSTを実施している精神科医と連携して知的障がいの方へも理解できるSSTを作り上げて行くことが必要と思われます。その中で社会のルール、常識についての学習を実施したいと考えています。

●個別指導（窃盗を繰り返さないための支援）

まずは、窃盗を引き起こした原因は何であるのか本人に聞き取りを行ない、得られた個人情報からその行動の根本を明らかにすることを目指しました。

そこから、お金を計画的に使うことができていなかったこと、経験していなかったことが見えてきたため、計画的にお金を使えるように指導を行っています。月6000円ほどを本人が管理し、小遣い帳の記入で浪費傾向を見直し貯蓄の楽しさを教えています。

●余暇支援

和太鼓クラブ、美術クラブに所属し、趣味や楽しみの中から自信を育てる
 色々な人が集まるクラブ活動においてコミュニケーション能力を育てる

(6) 支援の経過記録

《日中活動および生活面の記録》

平成20年10月 (後半)の特記事項	○月○日に共同生活介護事業所に入居。その日の終礼にて自己紹介をしてもらう。 日中活動は地鶏（鶏舎）の仕事となる。生活は〇〇荘で行うが、まだ不慣れな面もあるが食事準備、日課と非常にスムーズにこなし、安定している。しかし、〇〇荘の他の入居者に、自分から話しかけていく事はまだできず、職員や〇〇荘の他の入居者の問いかけに返事をするだけの状況。しかし、自室にずっとひきこもる様子は無く、自分からの会話は無いが居間で他の入居者と過ごす。
平成20年11月 (前半)の特記事項	ホームでの日課は積極的に動いて早く終了することができる。終礼や朝の会での進行や出席取りなども物怖じせず行えている。他の入居者にも少し慣れてきたためか、笑顔も時折見せてくれる。しかしまだ自分から他の入居者に積極的に関わったり話していこうとする面は見られていない。
平成20年11月 (後半)の特記事項	日中の鶏舎での実習やホームでの生活の要領もつかめ、会話も少しずつではあるが増えてきた。他の入居者が自分の洗濯中に、後から一緒に洗濯機に洗濯物を入れられて不満を訴えてくることはあったが、おおむね上手く生活できている。その他、感心なことに自分の役割分担以外の仕事も自分が気づいたことは積極的に行う様子が多く見られるようになっている。 日中の仕事に関しても、指示された仕事に関しては問題なく行えている。
平成20年12月 (前半)の特記事項	1週間の予定で長崎能力開発センターでの体験入校が始まったが、風邪をひき熱が高くなったため途中で体験入校も断念しホームで静養する。風邪の状態も長引き日中の実習も翌週から出ることとなる。日課などホームでの生活面は積極的にこなし、早く終わらせることができるが、同居している、他の入居者の勝手な行動などに対し不満を少し話し始めまた。様々な障害を持った人が同じホームに同居していることで色々難しい面があると、話をすると納得したようである。行事などにも積極的に参加し餅つき大会も充分楽しむことができている。また、その後片付けなどもよくがんばっている。
平成20年12月 (後半)の特記事項	自分から積極的に話しかけてくる場面も多く見られ始めてきた。以前やっていたのカードゲームなども他の入居者と日曜日の昼に行ったりする場面も見られている。正月休みで帰省する入居者が多くなりホームの人数が少なくなっても帰省できない自分のことで不安定な精神状態などに陥らず安定して年末を過ごす事ができた。日中の鶏舎での作業では指示のあったことに関しては良く動いている。給水器運搬などの力の要る作業においては何度も注意を受けているので、少し筋肉トレーニングなどの必要性を感じる。生活保護の決定・受給に伴い、お金の使い方、買い物相談など、今までにも増して自分から担当職員に話しかけてくるが多くなる。今まで満たされていなかったためかこれまでになく物欲の高まりを感じる。

平成21年1月 (前半)の特記事項	生活保護の受給が決定した後、そのお金でゲーム機を購入したいと強く訴えていたが、やはり自分で働いてもらった工賃を貯めて購入したいと本人から訴えてきたので、そのほうがよいと賛同する。月に2回ほど日曜日には外出し(職員引率)、日用品などを買いに出掛けるが工賃・生活保護の使い方も計画的になっていて、以前にも増して出納簿をしっかりとつけて使うようになった。 日中の鶏舎の仕事についても上手くこなせるようになってきている。日曜日は休みであるが、地鶏が気になったら自分から鶏舎に出向くことも見られる。
平成21年1月 (後半)の特記事項	12月の後半には新成人の為の祝賀会が行なわれ、A氏は新成人の代表として列席者全員の前で堂々と挨拶をすることが出来た。 健康面では1月の終わりに風邪をひき実習を休むことがあったため。体力をつけることと、健康面の管理をきちんと行う必要があると感じた。
平成21年2月 (前半)の特記事項	日中の作業は安定して行えている。生活面も毎日変わりなくこなせている。太鼓クラブ、絵画クラブにも熱心に参加し頑張っている。保護司(理事長)に母親の絵を描いて見せて欲しいということを面談の中で言われ絵画クラブの際に描き、面談に持参し見せている。保護司(理事長)からは母親が病気のため亡くなっているため母親からの愛情も生育の途中で無くなっている。とにかく優しくやってくださいとの助言をいただく。 また、食事もしっかり食べさせ、体力をつけるようにとの助言もいただく。

(7) 保護司からの支援

保護司(田島理事長)との1回目の面談では、まず、窃盗に関して(何故盗んだか、何を盗んだか)の事や将来の夢や願望、結婚の事、今会いたい人はいますか。などについての話を受けました。本人の回答としては、盗んだものは「ゲームなど自分が遊ぶもので、家や家出をした時などに遊びたくて盗った。」将来の仕事に関しては「食品会社などの製造業やまだ見たことの無い会社に勤めてみたい。」「結婚願望はある。」「会いたいのは弟です。」と話しました。

保護司の方からの今後のアドバイスとしては、「まず何でも良いので目標を1つ決めて生活をしていくこと。自分が欲しいものは働く力を身につけて、自分で働いて貰ったお金で購入する。」「弟には保護観察期間が終了してから会うように。」とのアドバイスを受けました。

2回目の面談は、本人が長崎能力開発センターの体験入校中に行われ、ホームで1ヶ月生活しての様子を確認した後、「日中の実習や生活では良く頑張っているし、今のところ悪い面が見られない。このような生活が出来ていれば少年院に入るような事も無かったと思われる。何が悪かったのか。」などについて話し合いました。しばらく話し合いをしましたが、保護司の方も悪い面が見当たらないので「この調子で頑張りましょう。」と言われました。

保護司の方からは、1ヶ月経ちましたが、順調に生活も実習も出来ているので、今後も日中や生活の担当職員のアドバイスを良く聞いて仕事や生活の力を更に身につけていくようにとのアドバイスを受けました。

3回目の面談では、将来の仕事に関してのを中心に行われました。「現在、長崎能力開発センターの受験をすすめられているが、それに関してはどう思っていますか。」という質問に対しての本人の回答は「まだ、来たばかりだし、自分の力にも自信が持てない。もう少し今の訓練を続けてから長崎能力開発センター受験は考えることにしたい。」と回答しています。

保護司の方から「それでよいのではないかと思う。自分のペースで1つ1つ行っていきましょう。」「2年間の自立訓練を終了してから、長崎能力開発センターの受験をする

か、就労移行を目指すか考えればよい。」と話しを受けました。最後にAさんは子どもの頃に母親を病気で亡くしているので、「お母さんのこと憶えていますか。」と質問されました。本人は「憶えています。」と答えたので、「1日の終わりにお母さんに感謝して、お参りする事を忘れないように。」とのアドバイスを受けました。

4回目の面談では、本人の健康面を中心にアドバイスが行われました。Aさんはホームを利用し始めて、実習の疲れからか、数回体調を崩しているので、「食事を沢山しっかりと食べ、体力をつけるように。」とアドバイスをされました。担当の職員に対しても「ここに来る前はかなり辛い思いもしているようなので、とにかく温かく、優しく接してやってください。」とアドバイスを受けました。

(8) モニタリング

≪検討内容≫ 2月作成予定の個別支援記録の見直し。

≪1 1月作成時の支援目標≫

- ・ 罪（窃盗）を繰り返さない
- ・ 就労意欲、作業能力の把握
- ・ 1日働ける体力をつける
- ・ 達成感を感じ、自信をつける
- ・ ADLの向上
- ・ 仲間をつくる
- ・ 生活のリズムの立て直し

≪上記の支援目標に対する支援に基づく評価≫

- ・ 長崎能力開発センター進学に関しては体験入校を行ったが、3日目に体調不良（風邪）のためホームで静養となる。本人の意思としてはまだ入所したばかりなので、能力開発センター進学は「自立訓練」と「グループホーム ケアホーム」の契約が終わる2年後にもう一度考えたいとの事である。
- ・ ADLの向上に関しては、部屋の片付けなどが雑な面が見られるので指導するがあったが概ね順調に出来ていると感じられる。しかし、ホームの生活に慣れてきているのでここからも引き続きADLに関しては見守っていく必要がある。
- ・ 生活保護の受給が決定し、加えて実習の工賃ももらうようになり、日用品や趣味の物についての買い物やお金の使い方の相談が増えてきた。今後は自分の将来の進路や日常生活のことについても気軽に相談できるように、職員との信頼関係を構築していく必要がある。
- ・ 窃盗罪を繰り返さないように、警察の方の講演を聞いたり、買い物の前後には所持金のチェックを行い購入したものと残金の管理を行っているが、今のところ再犯を犯すような行動や様子は見られない。
- ・ 生活保護に関しては受給が決定し、現在、生活費に当てている。また、日用品など不足している物を購入している。年金については現在申請の手続きを行っている状況である。本人も生活保護が支給されてからは生活面の不安も少し和らいだ様子である。

≪現在の本人の状況≫

- ・ 日中は地鶏の鶏舎で飼育に関する実習を行い、概ね安定した仕事ぶりである。生活面

に関して自分の役割や日課はしっかり行えています。また、自分の役割以外のことまで積極的にいき他の入居者の手本になるような行動を見せている。

- ・生活保護の受給以来、買い物で外出することを楽しみにしているようである。また、各種行事・和太鼓や美術のクラブにも参加し積極性も見られるようになってきた。

《評価と本人の状況を含めて検討した上での2月の見直しにおける本人の支援目標》

- ・罪（窃盗）を繰り返さない
- ・1日働ける体力をつける
- ・達成感を感じ、自信をつける
- ・ADLの向上
- ・仲間をつくる
- ・計画的にお金を使えるようになる

(9) 考察（所見）

少年院を出院して約4ヶ月経ちますが、A氏の日中活動や、生活の状況も以前と比較すると大きく変化しています。今までに経験の無い仕事やケアホームでの生活にも体調こそ崩しはしたものの、きちんと適応し生活をしています。最初、少年院から来る少年ということで少々私も身構える点もありました。しかし、実際A氏と接してみるとその不安は無用のものであったと感じるほど普通の少年でした。

私は、こんな普通の少年に、罪を犯させた原因は一体何かと考え、彼のプロフィールを読んだり、話したりしていくうちに、取り巻く環境の変化と少年にとって必要であった愛情のバランスが崩れたせいではないかと考え、その点を補えるような支援を日々心がけています。この4ヶ月間は接する職員や入居者の多くの愛情に触れ合うことが多かったと思います。そのせいか初めは、なかなか自分から話すことも無かったのですが、4ヶ月経った今では、クラブ活動や各種行事等にも積極的に参加し、笑顔も良く見られ、友達もできたようです。私は、A氏の楽しそうに笑う顔が見られたとき支援していて良かったのだと本当に思います。

また、最近では自分から職員に相談に来て、いろいろな話もするようになってきましたし将来のことも少しずつ、話すようになってきました。これからもA氏の将来のことを考えながら、一生懸命支援していきたいと思います。

(参考資料) アセスメント 個別支援計画 (一部抜粋)

<アセスメント>

ふりがな	性別	生年月日
氏名 A氏	Ⓐ・女	年 月 日 (歳)
居住の場	共同生活介護 〇〇荘 事業所	支援費支給期間 (年) 年 月 日 ~ 年 月 日
住所		TEL FAX
事業所	自立訓練事業	就労開始日 年 月 日付
住所		TEL FAX

○障害の状況

療育手帳 B 度	交付年月日 年 月 日	番号	機関
身障手帳 種	交付年月日 年 月 日	番号	機関
精神保健手帳 級	交付年月日 年 月 日	番号	機関
障害基礎年金 級	未受給		

障害名

広汎性発達障害・分裂病質人格障害

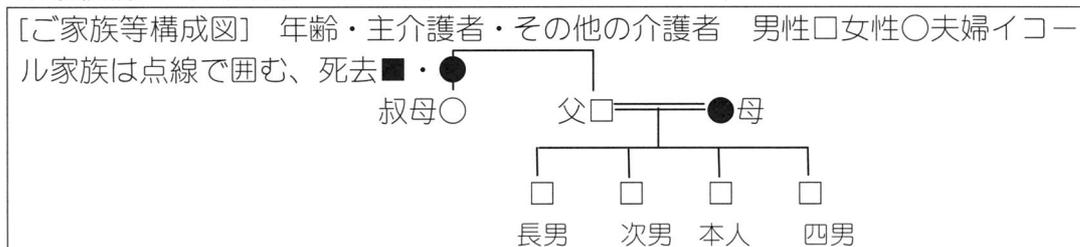
障害の状況

言語性知能の面では「劣」段階、動作性知能の面では「中」段階にあり、両者の差が著しく大きい事が本人の特徴。自信がなく些細な事で嫌われるのではないかと気にしてしまっていて実際場面では対人交流に回避的、消極的になりやすい。現実世界においては満たされない充足感や満足感を空想やゲームといった架空の世界において代償的に満たそうとする傾向が相当に強い

生育歴

平成〇年母に連れられて長男、次男と一緒に〇〇市内に住む父のもとに転居する。幼稚園では一人で遊ぶ事が多かった。小学生の頃は同級生よりも下級生と遊ぶ事が多い。平成〇年〇月に母親が死亡し自分を支えてくれていた母が亡くなり一人になった感じを強く受けている。中学生の頃より父親からの暴力を受ける事が多くなる。進学するも父親より受け取った学費の出し方がわからず、結局食べ物などに使ってしまう。学費の事を聞かれるのがいやで登校拒否となり除籍される。その後、父親の暴力などを理由に家出しては万引きなどの非行を繰り返してしまう

○家族構成 (主支援者に◎、第二の支援者に○)



○ご家庭での生活状況

ご家庭での日常の生活の様子・生活リズム 不詳
家庭で自立・習慣化している活動 不詳
周囲の人が困っている行動（非社会的・反社会的） 万引きなどの非行（深刻化）
好きなもの・得意なもの ビデオ鑑賞・絵を描く事
こだわっている行動・物・人 ゲーム
不快なもの・苦手なもの・嫌いな刺激や関わり方 経験が無いこと、新しいことにはかなりの不安が生じる

○自立生活について

自立生活への希望	①あり	2なし
自立生活の形態	①グループホーム	2単身 3その他（ ）
結婚の希望	1あり	②なし
収入の方法	1就労による給与 ④その他	2年金 3就労収入+年金

○ご本人・ご家族の生活への希望

ご本人・家族等の希望	ご本人の現状と課題
<p><ご本人> もう、つかまるようなことはしない。 家には帰りたくない。しかし刑期が終わったら、弟が心配なので日帰りをしたい。</p> <p><家族> ご家族からの協力・援助は困難である</p>	<p>まずは、本人さんの状況観察を行い、障害の特性などを見極める。本人さんとしては慣れない環境に戸惑いを感じているようなところも見られたが少しずつ慣れてきている。</p> <p>まずは、基本的な生活習慣の向上や生活リズムの見直しを図り、協調性や社会性を養っていく。</p>

利用者の状況

○家事・日常および社会生活スキル・自立生活について

本人の能力：①自分で行える ②部分的に支援が必要 ③全面的に支援が必要 ④不明（自分で行っていない） 支障の程度：①特に支障はない ②時々または部分的に支障がある ③常にまたは大部分に支障がある																		
① 家事	項目	本人の能力				支障の程度												
	掃除	1	②	3	4	1	②	3										
	洗濯	1	②	3	4	1	②	3										
	食事準備・後片付け	1	②	3	4	1	②	3										
	簡単な調理	1	②	3	4	1	②	3										
	買い物	1	2	③	4	1	2	③										
	衣類の管理	1	②	3	4	1	②	3										
	その他（ ）	1	2	3	4	1	2	3										
ご本人・家族等の希望		ご本人・環境についての現状と課題																
自分で身の回りのことができるようになりたい。 買い物に行きたい。		基本的な生活習慣はほぼ自立しているものの、細かなところでのアドバイスを要する。 万引きなどを繰り返してきており買い物などに関しては支援の必要性が高い					<table border="1"> <tr> <td colspan="5">対応レベル</td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>1</td> <td>②</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> </table>		対応レベル					0	1	②	3	4
対応レベル																		
0	1	②	3	4														
② 日常および社会生活スキル	項目	本人の能力				支障の程度												
	服薬	1	②	3	4	1	②	3										
	健康管理	1	2	③	4	1	2	③										
	電話	1	②	3	4	1	②	3										
	日常の金銭管理	1	②	3	4	1	②	3										
	通院通所	1	2	③	4	1	2	③										
	交通機関の利用	1	②	3	4	1	②	3										
	銀行・郵便局の利用	1	2	③	4	1	2	③										
	その他社会資源	1	2	③	4	1	2	③										
	困った時に尋ねられる	1	2	③	4	1	2	③										
	必要な時の相談	1	2	③	4	1	2	③										
	対人関係	1	2	③	4	1	2	③										
	マナー	1	②	3	4	1	②	3										
	住所・名前を言える	①	2	3	4	①	2	3										
基本的な安全確認	1	②	3	4	1	②	3											
その他（ ）	1	2	③	4	1	2	③											
ご本人・家族等の希望		ご本人・環境についての現状と課題																
できないところは手伝って欲しい。 もう二度と失敗をしたくない。		社会性が乏しく、他人との交流に対して消極的である。又、これまでに万引きなどの非行を繰り返しており社会生活における支援の必要性が高い					<table border="1"> <tr> <td colspan="5">対応レベル</td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>③</td> <td>4</td> </tr> </table>		対応レベル					0	1	2	③	4
対応レベル																		
0	1	2	③	4														

個別支援計画（長期的展望）

作成 20年12月 1日

<個人基礎データ>

名前	A氏		性	男	生年月日	(歳)	
療育手帳	有・無 () IQ ()	精神保健福祉手帳	有・無 () 病名 ()	身体障害者手帳	有・無 () 部位・等級 ()		
障害基礎年金	有・無 ()	障害程度区分	区分2		援護実施者		
利用事業所名	<活動> 自立訓練事業所 <生活> 共同生活介護事業所						
所得保障	生活保護申請中						
家族の状況	<理解・協力> 非協力的 <経済的支援> なし						
健康面(既往症)	良好			投薬	有・無 ()		
本人の希望	<活動> 農作業 <生活>			家族の希望	<活動> <生活>		
備考							

<長期的展望>

	長期目標（概ね12ヶ月後）	将来のビジョン
職業能力	・長崎能力開発センター進学	・一般就労を目指す
生活能力	・ADLの向上 ・相談できる能力をつける ・生活リズムの立て直し	・グループホーム生活を経て、一人暮らし、結婚生活へと豊かな暮らしの実現を目指す
地域社会適応能力	・罪（窃盗）を繰り返さない	・本人が希望するなら、バイク、自動車免許の取得に挑戦させたい
環境調整	・貴重品の管理 ・生活設計の安定（生活保護申請・年金申請）	
備考		

年間個別支援計画（平成20年度）

氏名 A氏

		4	5	6	7	8	9
トレーニング	就労・活動	利用なし			利用なし		
	生活						
	社会適応能力						
環境調整							
備考							

		10	11	12	H21 1	2	3
トレーニング	就労・活動	・受入れ 自立訓練事業 養鶏	・各部所見学	・能力開発センター 体験実習(1W) ・職能診断	・能力開発センター受験		
	生活	〇〇荘		・健康診断			
	社会適応能力	・保護司面談	・保護司面談 ・保護観察所出頭	・保護司面談 ・保護観察所出頭	・保護司面談	・保護司面談 ・保護観察所出頭	・保護司面談 ・保護観察所出頭
環境調整			・生活保護申請	・年金申請 ・区分の見直し			
備考							

個別支援計画（平成20年度）

氏名 A氏

		所属	短期目標	訓練内容・方法
ト レ ー ニ ン グ	就 労 ・ 活 動	自立訓練事業所	就労意欲、作業能力の把握を図る	少人数のグループで作業を行い、本人の状況把握を図る。
			1日働ける体力をつける。	月曜日から土曜日を通して作業を行い、習慣化させる。
			達成感を感じ、自信をつける。	鳥の飼育を雛から、出荷まで一通りの作業を担当する。
	生 活	共同生活介護事業所〇〇荘	ADLの向上	役割、当番を通して、食事作りや掃除時間を設定し実践する。
			仲間を増やす	趣味を活かし、クラブに参加を促す
			生活のリズムの立て直し	ホームの日課に合わせて生活する。
	社 会 適 応		窃盗を繰り返さない。	小遣いは本人の管理とする。計画的に使えるように小遣い帳の練習、一緒に買い物を行う。
				2ヶ月に1回、保護観察所へ出頭し、現状報告と罪に対する意識付けを行う。
				月1回の保護司との面談を通して再犯しないよう意識付けを行う。
				保健師による性指導：4・8・12月の第2週
				警察からの講話：5・9・1月の第3週
				道徳教育：6・10・2月の第4週
			保護司からの講話：7・11・3月の第1週	
環 境 調 整		貴重品の管理 生活設計の安定	個人のロッカーを設置しており、本人のロッカーも設定し活用する。他の利用者で貴重品管理が難しい人の管理を徹底する。生活保護申請、年金申請を本人と共に行なう。	
備 考				

<週間プログラム>

(平成20年度)

氏名 A氏

	月	火	水	木	金	土	日
就労・活動訓練	自立訓練事業 (〇〇部門)		保護司講話 (6・10・2月)			職業学習 (偶数月)	
生活訓練		個別指導・ カウンセリング	和太鼓クラブ	美術クラブ		生活学習 (奇数月)	AM個別指導

	月	火	水	木	金	土	日
就労・活動訓練	自立訓練事業 (〇〇部門)		性教育 (4・8・12月)			職業学習 (偶数月)	
生活訓練		個別指導・ カウンセリング	和太鼓クラブ	美術クラブ		生活学習 (奇数月)	AM個別指導

	月	火	水	木	金	土	日
就労・活動訓練	自立訓練事業 (〇〇部門)					職業学習 (偶数月AM)	
生活訓練		個別指導・ カウンセリング	和太鼓クラブ	美術クラブ		生活学習 (奇数月)	警察からの講話 (5・9・1月)

	月	火	水	木	金	土	日
就労・活動訓練	自立訓練事業 (〇〇部門)					道徳 (7・11・3月)	
生活訓練		個別指導・ カウンセリング	和太鼓クラブ	美術クラブ			AM個別指導

4. B君の事例

(1) 受け入れまでの流れ

日付	内容
平成20年 7月～8月	本人の通う養護学校より電話にて相談あり 少年院を仮退院後、自宅から養護学校に通っている生徒が、わいせつ行為、不快行為を繰り返しており、自宅待機をしてもらっている。今後、本人を受け入れてくれる施設を見つけたいとのこと。(進路指導、担任の先生より数回に分けて相談有り)
平成20年 7月～8月	特別児童手当、福祉サービス利用申請 福祉サービスについては、養護学校側より働きかけ、父親がショートステイの申請を行う。また、特別児童手当の申請も行う。
H20.8.27	第1回合同支援会議 養護学校がイニシアチブをとり、本人の今後の進路について協議を行う。 ・B君のこれまでの経過、問題となっている行動について養護学校側より説明。 ・福祉サービス利用の際の利用者負担について協議 ・その他、質疑応答
H20.8.29	養護学校による家庭訪問 本人は毎日家の手伝いをしており、元気に過ごしている。保護者は施設でお願いしたいという気持ちはあるが、負担がどれくらいかかるのかを心配されていたとのこと
H20.9.11	第2回合同支援会議 ・最近の本人の状況について、養護学校より報告 ・行政側より利用者負担について説明⇒特別児童手当は受給決定となる。 ・南高愛隣会のサービスについて説明 ・利用者負担について協議⇒保護観察所より「委託保護」について提案いただく。
H20.9.18	保護観察所へ電話連絡 委託保護の内容、必要な書類等について説明していただく。また、根拠となる法律についての資料を送付していただくよう依頼。
H20.9.24	本人との面談 本人、保護者と南高愛隣会が養護学校にて面談実施。本人は施設に行ってみたくてという気持ちになっている。法人より、保護者に対し委託保護と特別児童手当で利用者負担は賄えることを説明する。
H20.10.1	本人、保護者、養護学校教諭とて施設見学 新しい環境での生活への期待と家族と離れる寂しさの複雑な様子が窺える。まずは実習をしてみてよく考えてみようとして提案する。自宅待機が長いせいで家族への精神的依存が大きいいため実習期間に仲間との生活の楽しさをいかに教えられるかがポイントである
H20.10.3	保護観察所来訪 統括保護観察官、保護観察官が施設に来訪され、「委託保護」の制度について事務説明をしていただく。請求事務担当職員が説明を受ける。
H20.10.8 ～10.10	体験実習受け入れ（3日間） B君の気持ちを家族から受け入れ事業所へ向けるためには、楽しい体験や希望となる方向性を示すことが必要であり、実際に利用する施設だけでなく、将来像を抱いてもらうために、「長崎能力開発センター」「就労継続支援A型事業所コロニーエンタープライズ」も見学してもらう。結果最終日には「頑張りたい」と前向きな発言がきかれた。
H20.10.15	当事業所正式利用開始 ・自立訓練事業の利用契約を締結する。 ・研究事業についての説明を本人、保護者に行い、同意を得る。 ・施設利用となったため、学校へ退学届を提出する。
H20.10.31	第3回合同支援会議 ・南高愛隣会より、前回の会議以降の流れについて説明 ・本人の生活の場の状況について報告 ・本人の日中活動の状況について報告 ・今後の個別支援プログラムについて説明 ・援護の実施市町村より、福祉サービスの支給決定について報告 ・保護観察所より委託保護の決定について説明 ・南高愛隣会より、本研究事業について説明

(2) 受け入れ前の担当者会議（提供された個人情報）

養護学校に在籍しており、学校での現在の状況は、合同支援会議で口頭で得られていたが、受け入れが決定し文書で個人情報が得られました。

受け入れ事業所（日中系、生活系）の管理者、サービス管理責任者、直接担当者が集まり、合同支援会議で得られた情報をもとに、支援プログラム等を検討しました。

得られた情報は少なかったのですが、体験実習で3日間実際に活動・生活を共にすることができましたので概ね全体像を把握することはできました。しかし、ひとまず短期的な支援プログラムを立て支援の方針を共有化しました。

少年院や矯正施設から直接受け入れる場合も、事前見学や体験実習ができるシステムがあれば、本人にとっても受け入れる事業所にとっても随分安心して受け入れることが出来ると思います。

(3) 受け入れ初日の様子

利用開始当日については、お父様と一緒に来訪され、まず、荷物の整理を行い、その後、南高愛隣会と契約を交わし利用をスタートされました。同時に、当日まで養護学校へ在学中であったため、学校の先生方も同行され、退学の手続きを行いました。

体験実習の時の不安な表情はなく心を決めて再スタート地点に来たという印象でした。ご家族の方にも迷いはなく、養護学校の先生からは進路先が決定した安堵感と2年生で巣立ってしまう無念さがうかがえました。

受け入れ荷物は生活必需品がほぼそろっていて、不足品を持ってきて欲しいとごく普通に父親に依頼しているB君の姿を見てこれが普通だったと思い出しました。A氏を始め刑余者の人の荷物の少なさに慣れていたので、職員も家族がいることの心強を改めて痛感しました。

B君は荷物の整理が終るとさっそく元気に訓練に参加しました。

(4) 信頼関係づくり（安心して暮らせる処）

B君と接したのは事前体験実習の3日間が初めてでした。最初の印象はあまり話さない静かな印象だったので、訓練に最後まで参加出来るのか若干不安でした。

訓練に入ると最初は挨拶や報告がなかなかできない状況でした。

B君と信頼関係を築く事に関して特別な配慮は行ってはいません。他の利用者と同様に厳しい基礎訓練のなかで、本人と一緒に走ったり、歩行をしたり、食事をとったり等本人と行動を共にする事でまず信頼関係を築いていっているところです。

また、女性へのわいせつ行為がB君の反社会的問題行動ですので、どのような時にどのような女性に関心を示すのか、どういう目的で女性との関わりを求めるのかをしっかりと観察して、地域で生活するための支援に繋がたいと考えています。

(5) 個別支援計画

B君は少年院での矯正教育を受けて自宅に戻り、養護学校へ入学し再出発した途中での問題再発生ですので、再矯正教育が障害福祉サービス事業所に求められています。そのため導入訓練、基礎訓練、反省期訓練を担当する特科に所属し、基礎訓練からのスター

トです。

「健全な心は健全な身体に宿る。」を目標にまずは、挨拶・返事・整列に始まり、体力訓練が中心の訓練です。一緒に特科で訓練を受けているのは、就職を目指して基礎体力をつけたい人、就職中に反社会的な問題が発生して離職し再出発を目指している人です。経路は異なりますが、就職という同じ目標に向かって努力する仲間と共に訓練を受けています。

<日中活動 自立訓練事業（生活訓練）>

●ねらい

- ・規律ある体力訓練の中で、精神力、忍耐力、体力向上を図り、自己コントロールできる力を身につける
- ・生活習慣、社会適応能力の向上を図る
- ・様々な体験を通して自信をつける

●活動内容

挨拶訓練・基本動作訓練・歩行訓練・作業訓練・マラソン・瞑想・情操教育・問題行動に対する指導、教育・レクリエーション

●1日の流れ



●特別プログラム（A氏と同様 詳細はA氏の同項目を参照）

- ・警察官による講話、講習（年3回実施）
- ・保健師による講話、講習（年3回実施）
- ・保護司による講話（年3回実施）
- ・教職員による道德教育講座
- ・職業学習

<法人所有住宅 ○○荘>

●住環境と支援体制

- ・男性7名の利用者が法人建設の2階建鉄筋コンクリート住宅（旧職員宿舎）で共同生活をします
- ・居室は個室です（和室5畳）
- ・夜間支援体制は宿直を配置しますが、宿直は男性職員の限定です

●ねらい

- ・規律ある生活（ホームの規則を守る）
- ・基本的生活習慣の確立
- ・集団生活としての協調性、おもいやり、仲間意識の育成
- ・金銭管理を中心とする社会適応能力の向上を図る
- ・趣味を活かした様々な体験を通して自信をつける
- ・休日はレクリエーションや外出を企画し気分転換と社会適応能力の向上を図る

●特別プログラム 生活学習（S S T 生活技能訓練）

（A氏と同様 詳細はA氏の同項目を参照）

●個別指導（性的問題を繰り返さないための支援）

まずは、性的問題を引き起こした原因は何であるのかを探り、得られた個人情報と行動観察からその行動の根本を明らかにすることを目指しています。

おそらく思春期になり性の目覚めの中で解決策がわからないまま、衝動的に行動するのだと考えられます。

知的障がいのある人への性的指導はB君のみならず困難な問題ですが、苦勞している人が多いのも現状ですので、共にいい方法を探していきたいと考えます。

●余暇支援

和太鼓クラブに所属し、趣味や楽しみの中から自信を育てる

色々な人が集まるクラブ活動においてコミュニケーション能力を育てる

（6）支援の経過記録

《日中活動および生活面の記録》

平成20年10月 （後半）の特記事項	訓練に参加したばかりであり、自分がしたい作業や自分勝手な動きが多い。また、自分の課題もなかなか理解できていない。
平成20年11月 （前半）の特記事項	挨拶や報告時にケジメのなさが目立つ。自分の問題行動に対しての意識も低く個別に話を する。 生活面でも食事の肘つきなどのマナーの悪さが目立ち注意・指導を行う。
平成20年11月 （後半）の特記事項	作業・体力訓練などは積極的に取り組んでいるが、挨拶や返事は他者に比べてまだまだできていない状況である。 生活面ではケジメに欠ける行動が目立ちその都度声かけを要する。また、食事マナーも悪い ため引き続き声かけ・注意を要する。
平成20年12月 （前半）の特記事項	何事にも積極的に取り組む姿勢が出てきた。周りが見えてなかったり、雑になるためその 都度声かけしている。細かい作業や地道な作業は積極性に欠ける。 生活面は随分落ち着いてきたが、時々ケジメのなさがあり注意を要する。

平成20年12月 (後半)の特記事項	体調不良が目立つため、うがい・手洗いの励行など予防するよう声かけ行う。挨拶や報告は以前に比べるとしっかりとできる様になってきた。まだ周りを考えながらの行動は難しい。
平成21年1月 (前半)の特記事項	お正月の帰省は楽しんできた様子で元気に帰ホーム。訓練に対しても徐々にではあるが真剣さがでてきた。生活面も以前に比べてメリハリがついてきている。
平成21年1月 (後半)の特記事項	訓練と休憩、真剣な場面と遊びの気持ちの切り替えが随分できる様になってきている。生活面も落ち着いてきている。
平成21年2月 (前半)の特記事項	みんなをリードできる様になってきたが、自分勝手な判断で動く事が目立ち、リーダーシップのあり方について助言を要する。

(7) 保護司からの支援

保護司（田島理事長）との最初の面談では、問題行動（わいせつ行為）の事や将来の夢や希望などについて話がありました。また、我慢する気持ちを身につけること、悪いことの後始末をしてから将来のことを考える様に助言を受けました。保護司からは「まだ、若いので色々な事が出来るようになる。」「自分の得意なものをつくる。」などのアドバイスを受けました。

「将来、自分が希望する事を現実にするには努力をすること、家族が悲しむ様なことをしないこと」も話を受けました。

(8) モニタリング

≪検討内容≫ 11月に作成した個別支援計画の見直し。

≪11月作成時の支援目標≫

- ・異性に対するルールを学ぶ
- ・他の人に合わせて行動できる
- ・ADLの更なる向上
- ・生活リズムを整える
- ・ルール、マナーを身につける

≪上記の支援目標に対する支援に基づく評価≫

- ・自分の課題に対しての意識が低く、女性へ近づく場面が多く今後も指導が必要です。
- ・積極性は評価できるが、自己判断・自分勝手な行動が多く協調性に欠けるため今後も引き続き指導が必要である。
- ・ケアホームでの生活により、徐々に生活リズムが整ってきている。
- ・食事中肘をついたり、タオルを首にかけたりと、マナーが悪いことが多く引き続き指導が必要。又、衛生面においても、ひげの剃り残しや、入浴時指導を要することがあり今後も支援が必要である。

《現在の本人の状況》

- ・自己判断での動きが多く、身勝手な動きが目立ってきた。(自信の裏返しか?)
- ・本人は長崎能力開発センターへの進路希望をするようになった。
- ・農作業が得意であり、訓練の一環で農家へ手伝いに行くと気分が高揚することが多く、安定性を欠くため注意を必要とする。

《評価と本人の状況を含めて検討した上での2月の見直しにおける本人の支援目標》

- ・異性に対するルールを学ぶ
- ・他の人に合わせて行動する
- ・ADLの更なる向上

(9) 考察 (所見)

現在Bくんは厳しい環境の中で、訓練を受けています。

利用当初は、集団行動や地道な作業などは苦手で、自分の課題への意識も低い状況でした。しかし、訓練を重ねるにつれ集団行動が出来る様になり、問題への意識も徐々にではありますが、向き合うことが出来てきているように思います。

まだ年齢も若く将来への可能性も非常に高いので、訓練を通して同じ過ちを繰り返さない様な、たくましい精神力が身につく様に、これからも指導していきたいと思っています。

しかし、反社会的問題行動(性の問題)の軽減については長期的な取り組みが必要だとも感じています。地域の人的資源(警察、保健師、保護司等)を活用しながら、社会の規則、B君の心身の発達に応じた正しい性指導等もメニューに取り入れつつ、時間をかけて支援していきたいと思っています。

また、保護観察中ですので担当保護観察官との面接が毎月実施され、個人課題や目標の確認が行われます。

性の問題は、将来への希望・目標や信頼できる人間関係の構築だけでは解決困難なこともかもしれませんが、B君の成長という側面と、B君にとって問題が出にくい環境探しという側面から、活動・生活一体的なトレーニングチームでこれからも支えていきたいと考えます。

(参考資料) アセスメント 個別支援計画 (一部抜粋)

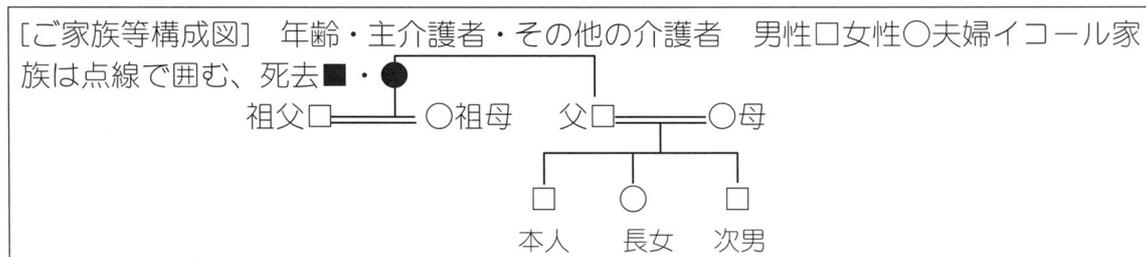
<アセスメント>

ふりがな		性別	生年月日	
氏名 B君		男・女	年 月 日 (歳)	
居住の場	法人所有住宅 〇〇荘	支援費支給期間 (年) 年 月 日 ~ 年 月 日		
住所		TEL		
		FAX		
事業所	自立訓練事業	就労開始日 年 月 日付		
住所		TEL		
		FAX		

○障害の状況

療育手帳	B 度	交付年月日	年 月 日	番号	機関
身障手帳	種 級	交付年月日	年 月 日	番号	機関
精神保健手帳	級	交付年月日	年 月 日	番号	機関
障害基礎年金	級	未受給			
障害名 軽度知的障害					
障害の状況 知的障害の程度＝軽度 言葉の意味や物事の道理に対する理解は極めて浅い。物事の関係性を把握する力や論理的、抽象的な思考力もかなり劣る。能力全般の啓発不足がかなり目立つものの、周囲の援助や指導の下では、身辺整理や食事など日常生活上の具体的な課題をこなす事は出来る。					
生育歴 病気もなく、発育もよかった様子。小学校に入学するが幼少の頃よりいたずら行為が目立つ。中学校に進学するが、女性に対しての特異行動が目立つ様になる。平成〇年〇月に非行に走ってしまう。同年〇月に少年院に送致され平成〇年〇月末に少年院退院。平成〇年〇月より養護学校入学するも女性に対するわいせつ行為が繰り返される。					

○家族構成 (主支援者に◎、第二の支援者に○)



○ご家庭での生活状況

ご家庭での日常の生活の様子・生活リズム 不詳
家庭で自立・習慣化している活動 休みの日には、父親の手伝いで農作業を行っている。
周囲の人が困っている行動（非社会的・反社会的） 女性に対するわいせつ行為
好きなもの・得意なもの 農業
こだわっている行動・物・人 特になし
不快なもの・苦手なもの・嫌いな刺激や関わり方 地道な作業などは苦手である

○自立生活について

自立生活への希望	①あり	2なし	
自立生活の形態	1 グループホーム	2 単身	3 その他 ()
結婚の希望	①あり	2なし	
収入の方法	1 就労による給与 ④その他	2 年金	3 就労収入+年金

○ご本人・ご家族の生活への希望

ご本人・家族等の希望	ご本人の現状と課題
<ご本人> 悪いところを治して、自宅へ帰りたい。 <家族> 再犯を繰り返さないで欲しい。 農業をついで欲しい。忙しいときは手伝って欲しい。	体験実習を行っていた事で日中や生活の中でも、スムーズに入ることが出来ていた。 担当職員とのレポート形成を図り、本人把握を行っていき、罪を繰り返さずことなく、安定して再び地域生活を送ることができるように支援にあたっていく必要がある。

利用者の状況

○家事・日常および社会生活スキル・自立生活について

本人の能力：①自分で行える ②部分的に支援が必要 ③全面的に支援が必要 ④不明（自分で行っていない） 支障の程度：①特に支障はない ②時々または部分的に支障がある ③常にまたは大部分に支障がある																		
	項目	本人の能力				支障の程度												
① 家事	掃除	1	②	3	4	1	②	3										
	洗濯	1	②	3	4	1	②	3										
	食事準備・後片付け	1	②	3	4	1	②	3										
	簡単な調理	1	②	3	4	1	②	3										
	買い物	1	②	3	4	1	②	3										
	衣類の管理	1	②	3	4	1	②	3										
	その他（ ）	1	2	3	4	1	2	3										
ご本人・家族等の希望		ご本人・環境についての現状と課題																
身の回りのことができるようになりたい。 料理を作りたい。		基本的な生活習慣はほぼ自立しているものの、細かなところでのアドバイスを要する。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="5">対応レベル</td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>1</td> <td>②</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> </table>							対応レベル					0	1	②	3	4
対応レベル																		
0	1	②	3	4														
	項目	本人の能力				支障の程度												
② 日常および社会生活スキル	服薬	1	②	3	4	1	②	3										
	健康管理	1	②	3	4	1	2	③										
	電話	1	②	3	4	1	②	3										
	日常の金銭管理	1	②	3	4	1	②	3										
	通院通所	1	2	③	4	1	2	③										
	交通機関の利用	1	②	3	4	1	②	3										
	銀行・郵便局の利用	1	2	③	4	1	2	③										
	その他社会資源	1	2	③	4	1	2	③										
	困った時に尋ねられる	1	2	③	4	1	2	③										
	必要な時の相談	1	2	③	4	1	2	③										
	対人関係	1	2	③	4	1	2	③										
	マナー	1	②	3	4	1	②	3										
	住所・名前を言える	①	2	3	4	①	2	3										
	基本的な安全確認	1	②	3	4	1	②	3										
その他（ ）	1	2	③	4	1	2	③											
ご本人・家族等の希望		ご本人・環境についての現状と課題																
二度と悪いことをしないようになる。		経験が乏しく、社会生活における支援の必要性が高い <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="5">対応レベル</td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>③</td> <td>4</td> </tr> </table>							対応レベル					0	1	2	③	4
対応レベル																		
0	1	2	③	4														

個別支援計画（長期的展望）

作成 20年11月1日

<個人基礎データ>

名前	B君		性	男	生年月日	(歳)	
療育手帳	有・無 () IQ ()	精神保健福祉手帳	有・無 () 病名 ()	身体障害者手帳	有・無 () 部位・等級 ()		
障害基礎年金	有・無 ()	障害程度区分	区分2		援護実施者		
利用事業所名	<活動> 自立訓練事業 <生活> 法人所有住宅 ○○荘						
所得保障	特別児童扶養手当+委託保護						
家族の状況	<理解・協力> 協力的であり本人への愛情は感じられるか養育の面では不安がある。 <経済的支援> 厳しい状況である。						
健康面(既往症)	良好		投薬	有・無 ()			
本人の希望	<活動> 跡継ぎ(農業) <生活> 自宅		家族の希望	<活動> 跡継ぎ(農業) <生活> 自宅			
備考							

<長期的展望>

	長期目標(概ね3年後)	将来のビジョン
職業能力	・長崎能力開発センター進学	・長崎能力開発センターでの訓練を経て、一般就労
生活能力	・ADLの更なる向上 ・規則正しい生活の習慣をつける ・地域で安定して生活を送ることができるようになる	グループホーム生活を拠点に家業も手伝う (本人・家族は自宅生活を希望するが、問題性や家族の支援力から考えるグループホームが好ましい)
地域社会 適応能力	・罪(性的問題行動)を繰り返さない	
環境調整	・異性と同一環境で作業等がある場合には観察を要する	性的な問題行動が出にくい環境を本人と共に考え整える
備考		

年間個別支援計画（平成20年度）

氏名 B君

		4	5	6	7	8	9
トレーニング	就労・活動	利用なし			利用なし		
	生活						
	社会適応能力						
環境調整							
備考							

		10	11	12	H21 1	2	3
トレーニング	就労・活動	<ul style="list-style-type: none"> 受入れ 自立訓練 (基本訓練) 			→		
	生活	<ul style="list-style-type: none"> 〇〇荘 健康診断 反省の時間設定 生活リズム、基本的な生活習慣の確立 			→		
	適応	・保護観察官来訪（面談）			・保護観察官来訪（面談）		
環境調整							
備考							

個別支援計画（平成20年度）

氏名 B君

		所属	短期目標	訓練内容・方法
ト レ ー ニ ン グ	就 労 ・ 活 動	自立訓練事業 (基本訓練)	就労意欲、作業能力の把握を図る	職員がマンツーマン体制で作業を行う。
			他の人に合わせて行動できる	グループ作業を多く設定する。
				職業学習（内部）：偶数月
	生 活	法人所有住宅 〇〇荘	ADLの更なる向上	役割、当番を設定し、実践的に身の回りのことを行うようにする。 日曜日の午前中に集中して個別指導を行う。
			生活のリズムの立て直し	ホームの日課に沿って生活する。
			ルール、マナーを身につける	様々な場所、機会に実践的に指導を行う。
				生活学習（内部）：奇数月
	社 会 適 応		異性に対するルールを学ぶ	性に対してのアンケートを行い、性に対しての理解や認識を把握する。 個別性指導・カウンセリング
				保健師による性指導：4・8・12月の第2週
				警察からの講話：5・9・1月の第3週
				道徳教育：6・10・2月の第4週
				保護司からの講話：7・11・3月の第1週
環 境 調 整		外部からの講話を定期的に行う 保護観察所と面談を月1回行う。	保健師へ性指導の依頼 保護観察所との日程の調整	
備 考				

<週間プログラム>

(平成20年度)

氏名 B君

	月	火	水	木	金	土	日
就労・活動訓練	自立訓練事業 (基本訓練)		保護司講話 (6・10・2月)			職業学習 (偶数月)	
生活訓練			和太鼓クラブ	個別指導・ カウンセリング		生活学習 (奇数月)	AM個別指導

	月	火	水	木	金	土	日
就労・活動訓練	自立訓練事業 (基本訓練)		性教育 (4・8・12月)			職業学習 (偶数月)	
生活訓練			和太鼓クラブ	個別指導・ カウンセリング		生活学習 (奇数月)	AM個別指導

	月	火	水	木	金	土	日
就労・活動訓練	自立訓練事業 (基本訓練)					職業学習 (偶数月AM)	
生活訓練			和太鼓クラブ	個別指導・ カウンセリング		生活学習 (奇数月)	警察からの講話 (5・9・1月)

	月	火	水	木	金	土	日
就労・活動訓練	自立訓練事業 (基本訓練)					道徳 (7・11・3月)	
生活訓練			和太鼓クラブ	個別指導・ カウンセリング			AM個別指導

5. 職員のストレスケア

罪を犯した知的障がい者を障害福祉サービス事業所で受け入れるにあたり、担当職員のストレスに注目して医療職員が簡易なアンケートを作成し調査を行った。

調査項目は「食欲」「朝の目覚め」「仕事の楽しさ」「入眠までの時間」「睡眠の深さ」「悩み事」であった。結果、モデル事例を直接支援する職員でストレスを感じている職員は殆どなく、安堵できる結果であった。

理由としては、チームで支援していく体制をとっているため、担当職員への精神的負担が分散されていることが推察された。心のより処としてキーパーソンの存在は重要であるが、そのキーパーソンをサポートするチーム支援の重要性が伺えた。また研究チームとして定期的に集まり意見交換をすることは、職員の一体感、支援の統一化、情報の共有化のみならず職員の精神衛生上にも重要なことではないかと思える。

研修会に参加し新たな情報を得る、他の取り組みを視察する、研究事業に取り組む等の研鑽は職員のチーム力が向上し、引いては高い志のもと質の高いサービスの提供に繋がると共に、職員のストレスケアにもいい効果が期待できるのではないだろうか。

Ⅲ. まとめ

「罪を犯した知的障害者の自立に向けた効果的な支援体制と必要な機能に関する研究」におけるモデル事業として、少年院入院歴のあるA氏、B君を当法人における障害福祉サービス事業所にて受け入れました。

厚生労働科学研究において成人の刑務所出所者の受け入れは経験がありましたが、少年院からの受け入れは初めてで、やはり不安感は否めないものでした。しかし、少年院への見学、面会を重ねる毎に不安感は軽減され、障害福祉サービス事業所に何らかの形で繋がっていたら入院以前に手助けが出来ただろうに…という思いに変化していきました。また、少年院における処遇（矯正教育）の内容充実を知り、当事業所が学ぶべき事が多々あり、この教育をぜひ継続して取り入れていく必要性を感じました。

実際の受け入れに際しては、療育手帳の取得、援護の実施市町村の特定まではスムーズに進みましたが、未成年者の所得保障において困難性がありました。しかし合同支援会議によりそれぞれの立場で知恵を出し合い、それぞれの側面で支え合うことにより、障害福祉サービスの利用が実現しました。まさにこの手法が司法と福祉を繋ぐ方法だと実感しました。

A氏においては、内向的で真面目な青年ですが、経験・体験不足が顕著でそれゆえに自分に自信をもてずに消極的・慎重な考え方をしております。今後は自己決定力を備えることが課題となりますが、精神的に支えながら社会適応力を育てるための様々な経験を重ねさせていきたいと考えております。

B君においては、明朗活発な行動力のある青年ですが理解できる領域が狭い、理解と行動が時に伴わない特性が見られますので、本人を育てることと、問題の表出しない環境を

探すことの両面から支援していきたいと思います。また、地域社会で生活するために、性に関する正しい理解、衝動をコントロールするための環境や手段を一緒に探していきたいと考えています。

地域生活定着支援センターのしくみや、受け入れ先となる障害福祉サービス事業所に対する財政的な支援が整い、急速な刑余者支援の充実がみられますが、やはり受け入れ先の確保が最大の課題だと考えます。

解決には、矯正施設や少年院の実態を実際に知ること、罪を犯した知的障がいのある人に出会うことが最も効果的だと考えます。特別な障がい者ではなく、障がい特性の一つであることを直接実感できたら、受け入れの扉は確実に開いてゆくと考えます。

このモデル事業の取り組みが、罪を犯してしまった知的障がい者の再出発、普通の間所での豊かな暮らしの実現に繋がることを切に願います。

2. 社会福祉法人 滋賀県社会福祉事業団

事業計画

モデル事業内容

1. 合同支援会議の開催（社会生活支援センター（仮称）機能を想定する）
法務省関係機関と連携し受刑（在院）中に、矯正施設、更生保護委員会、保護観察所、市町村福祉等との合同で支援会議を開催する。
 - 1) 身元引受人・帰住地の確定による仮釈放の推進
 - 2) 受刑（在院）中の福祉サービスの受給手続き
療育手帳・障害福祉サービス受給者証（支援費受給決定）障害基礎年金（生活保護）
 - 3) 矯正施設から地域生活移行後の生活までを念頭においた障害者ケアマネジメントを実践する。
 - 4) 更生保護施設との連携による就労・地域生活支援

* 各地方更生保護委員会、保護観察所、矯正施設からの個人情報の保護を厳守しながら、情報の提供を受け合同支援会議の協議に参加する。

2. モデル的受け入れ
実際に罪を犯した知的障害障害者を矯正施設からケアホームが直接受け入れ、効果的な地域生活への支援方法の検証を行う。
実際の取り組みを行う経緯・成果を検証し、研究検討委員会に報告する。
具体的実践の中での支援技術の蓄積と各制度の課題の検証。

3. セミナーの開催
具体的事例に基づく支援技術を習得し、事業の必要性の普及を進める。

事業報告

1. 合同支援会議の開催

第1回 合同支援会議

- 日時 平成20年12月25日（木）
- 会場 滋賀県厚生会館 会議室
- 出席者 大津保護観察所
更生保護法人 滋賀好善会「光風寮」
社会福祉法人びわこ学園 びわこ学園障害者支援センター
社団法人 滋賀県社会就労事業振興センター
東近江地域障害者生活支援センター
滋賀県障害者自立支援協議会
滋賀県健康福祉部障害者自立支援課
滋賀県健康福祉部健康福祉政策課
社会福祉法人 滋賀県社会福祉事業団
- 議題 ① 「罪を犯した知的障害者の自立に向けた効果的な支援体制と必要な機能に関する研究」モデル的事業の概要について
② 現状確認、情報交換について
③ 今後の取り組みについて

第2回 合同支援会議

- 日時 平成21年2月12日（木）
- 会場 近畿地方更生保護委員会 会議室
- 出席者 近畿地方更生保護委員会（事務局長、統括審査官、調査官）
大阪矯正管区医療分類課（課長、係長）
大津保護観察所（統括保護観察官）
滋賀県障害者自立支援協議会（事務局長）
社会福祉法人 滋賀県社会福祉事業団
- 議題 ① モデル的受け入れの候補者について
② 今後の進め方について
- * 事業団で受け入れ候補者を検討し、大阪矯正管区で当該候補者に対して滋賀での受け入れ調整を受けることで了解を得る

モデル的受け入れに係る検討ケースの概要

ケース1	刑務所受刑者 年 齢 疾 病・障 害 身 元 引 受 福祉サービス	IQ50代 20代 幻覚、神経症、メニエル氏病で投薬中、精神遅滞 保護者は本人を避けている 療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳3級
ケース2	刑務所受刑者 年 齢 疾 病・障 害 身 元 引 受 福祉サービス	IQ40代 60代 糖尿病、心筋梗塞で投薬中 長男 療育手帳なし
ケース3	刑務所受刑者 年 齢 疾 病・障 害 身 元 引 受 福祉サービス	IQ40代 30代 高血圧、糖尿病、消化器疾患で投薬中 矯正管区で調整中 療育手帳B1
ケース1	刑務所受刑者 年 齢 疾 病・障 害 身 元 引 受 福祉サービス	IQ50代 60代 高血圧で投薬中、記憶力障害の疑い 保護者なし 療育手帳未取得

2. モデル的受け入れ

現在、受け入れに向けて調整中です。

3. セミナーの開催

第1回セミナーの開催

「罪を犯した知的障害者の自立と社会復帰を考えるセミナー」

日 時 平成21年1月26日（月）

会 場 滋賀県農業教育情報センター

内 容 **【基調報告】**「刑務所出所者等の社会復帰支援について」

厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課障害福祉専門官 高 原 伸 幸

関東地方更生保護委員会保護観察官 西 村 朋 子

【実践報告】

社会福祉法人紫野の会 石 川 恒

社会福祉法人飛山の里福社会 関 口 清 美

【シンポジウム】

関東地方更生保護委員会保護観察官 西 村 朋 子

社会福祉法人紫野の会 石 川 恒

社会福祉法人飛山の里福社会 関 口 清 美

進 行 社会福祉法人滋賀県社会福祉事業団 中 川 英 男

参加者 151人

第2回セミナーの開催

「罪を犯した知的障害者のケアの構築」

日 時 平成21年2月21日（土）22日（日）

会 場 大津プリンスホテル

内 容 **【シンポジウム】**

関東地方更生保護委員会保護観察官 西 村 朋 子

独立行政法人国立のぞみの園 小 野 隆 一

社会福祉法人紫野の会 石 川 恒

弁護士 川 島 志 保

コーディネーター

厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課障害福祉専門官 高 原 伸 幸

【講 演】

「罪を犯した知的障害者の社会復帰の現状と具体的な現状と具体的な取り組み」

社会福祉法人南高愛隣会理事長 田 島 良 昭

3. 独立行政法人 国立のぞみの園

事業計画

モデル事業内容

1. 合同支援会議の開催（社会生活支援センター（仮称）機能を想定する）

法務省関係機関と連携し受刑中に、矯正施設、更生保護委員会、保護観察所、市町村福祉等との合同で支援会議の開催する。

 - 1) 身元引受人・帰住地の確定による仮釈放の推進
 - 2) 受刑中の福祉サービスの受給手続き
療育手帳・障害福祉サービス受給者証（受給決定）障害基礎年金（または生活保護）
 - 3) 刑務所から地域生活移行後の生活までを念頭においた障害者ケアマネジメントを実践する。
 - 4) 更生保護施設との連携による就労・地域生活支援

* 各地方更生保護委員会、保護観察所、矯正施設からの個人情報の保護を厳守しながら、情報の提供を受け合同支援会議の協議に参加する。
2. 相談事業の実施
罪を犯した知的障害者及びその家族、関係自治体や関係機関からの相談じ、必要な情報提供を行う。
3. モデル的受け入れ
実際に罪を犯した知的障害者を矯正施設から施設が直接受け入れ、生活訓練や就労移行事業を行い効果的な支援方法の検証を行う。
さらに地域移行に繋げる。（有期限・有目的）。
実際の取り組みを行う経緯・成果を検証し、研究検討委員会に報告する。
具体的実践の中での支援技術の蓄積と各制度の課題の検証。
4. セミナーの開催
具体的事例に基づく支援技術を習得し、事業の必要性の普及を進める。
5. 法人内の職員研修の実施
新規受け入れに当たって、職員研修を実施すると共に、矯正施設等を視察調査し、現状を確認する。

事業報告

1. 合同支援会議の開催について

はじめに

のぞみの園では、罪を犯した知的障害者を矯正施設から受入れるにあたり、事前に合同支援会議を開催してきました。

ここでは、のぞみの園が取り組んだモデル的受け入れの中で、特に受け入れの際に行った合同支援会議の経過及びその効果等について以下報告をさせていただきます。

(1) 受け入れ対象者について

① 事例1について「Aさん」

年齢20代 男性 IQ80代 発達障害の疑い
生後まもなく両親離婚・母親は単身他県で稼働・養育者は祖母
母親は本人が小学生の時に自殺で亡くなる
養育者の祖母は認知症・親戚は引き受け拒否
出身地の福祉施設も受け入れを拒否
少年院満期退院

② 事例2について「Bさん」

年齢30代 男性 IQ40代 軽度知的障害 療育手帳を所持
母親が病気のため養育できず生後すぐに乳児院・養護施設にて過ごす
13歳時より親と同居をするが家族の輪にとけこめない
学校卒業後、店員をはじめ様々な職業を転々とする。
執行猶予中に事件を起こし刑務所に入る
親や兄弟を引き受け人とすることを本人が希望せず。
更生保護施設を希望するも本人の希望がかなわず。
刑務所仮釈放（のぞみの園職員が引受人）

(2) 医療少年院における合同支援会議

① 経過（満期退院約2ヶ月前）

罪を犯した知的障害者のモデル的受け入れについては候補者の選定を行ないながら準備を進めていましたが、Aさんについて緊急的に関東地方更生保護委員会より、帰住先の見つからない満期少年院退院者について相談を受けることとなりました。満期退院日が迫っている事から至急に取り組みを進め、これまで準備を進めてきた人達とは別に取り組みを進めることとなりました。

② 福祉施設職員による本人面接（満期退院1ヶ月前）

合同支援会議を前にして、なにより本人確認が必要なことから、のぞみの園より担当者が医療少年院に出向き、施設職員からの質問に対して答えていただく形で、

面接を行ないました。この面接の目的は、受け入れ側であるのぞみの園における支援の構築に向けての本人調査と、本人の福祉施設利用の意思の確認を主眼におき、行われました。さらに、本人面接の後には少年院の担当統括専門官より、本人の少年院での生活の様子や特徴などについて質問を行いながら、福祉施設における今後の支援のあり方について検討をするための情報収集にあたりました。

③ 関係者への事前の調整

合同支援会議に出席する関係者への調整として、特に更生援護の実施者となる自治体福祉担当者とは医療少年院・保護観察所等を通じながらのぞみの園として事前に電話連絡などを行いながら、課題の整理を行ってきました。特にこれまで福祉とつながりの無い方であったことから、今後のぞみの園を利用するにあたって必要となる障害福祉関連の制度利用について、また当面の生活を確保してゆく為にも経済的背景が必要なことから、どのような福祉的支援が得られるのか、さらには福祉施設利用に関する保護者の確保など、様々な必要となる事項について合同支援会議を前に関係者には連絡をしつつ、このことが確定できる合同支援会議に向けて調整を行ってきました。

④ 合同支援会議（満期退院15日前）

合同支援会議は出身自治体の福祉担当者による面接および障害程度区分認定調査の日に合わせ、関係者が医療少年院に集まる形で開催されました。

この合同支援会議の出席者としては矯正2名（医療少年院統括専門官および担当法務教官）、更生保護1名（保護観察所統括保護観察官）、行政1名（出身自治体福祉担当者）、福祉4名（のぞみの園）の計8名で構成されるものでした。そして当日の議題としては以下の4点について関係者が確認をするものとなりました。

ア. 福祉サービスの受給について

イ. 本人の将来の方向性について

ウ. 施設利用契約について

エ. 少年院での生活の様子について

そしてこの会議において、出身自治体が更生援護の実施者として確定するとともに、のぞみの園での支援の方向性をそれぞれが確認するものとなりました。加えて福祉施設利用契約における保護者と施設の仲立ちとして自治体担当者が協力をしてもらえることを確認するとともに本人像の確認、児童期までの生育歴、生育環境の確認をすることができ、更には少年院での生活の様子やその変化等についても知ることが出来ました。

(3) 刑務所における合同支援会議

① 経 過

Aさんについてののぞみの園での実績を得て、さらに関東地方更生保護委員会の紹介からBさんの生活環境の調整が開始されました。研究事業としてもAさんとは異なるケースになる見込みから仮釈放による受け入れを行いました。

② 本人面談

Aさん同様、本人の状況確認と福祉施設利用の本人の意向について、このことを主眼とし刑務所に出向く形で2回の面接を行ってきました。1回目は、本人に対して帰住先を更生保護施設だけではなく、福祉施設についても自らの選択肢に加えられるようならば、加え検討をしてほしい旨を伝え、2回目の面接時には本人に施設紹介ビデオを視聴してもらいながら具体的施設利用の本人へのイメージを作ることにも努めました。Aさんでは少年院ということもあり、本人ののぞみの園の見学が可能となりましたが、Bさんにおいては刑務所ということから、事前の施設見学が出来ないことにより、ビデオ視聴により施設見学を代替的に行ったものとなります。その理由として、福祉は契約であり、本人が納得をして施設利用をしてもらうことが何より前提となることによります。仮釈放により、法的な後ろ盾を得られるとは言え、本人が「思ったところとは違う」ということで、支援が途中で切れることが無いようにすることが必要と判断をし、本人向けに事前に出来る限りの情報提供を行ってきました。

③ 更生援護の実施者の確定

Bさんにおいては、過去に療育手帳の所持をしていましたが、本人の紛失により療育手帳の再発行を行わなければならないことからその発行を求めてきましたが、本人の帰住先が出身自治体とならないことからその発行を拒否し、更生援護の実施者の確定について問題の発生するものとなりました。さらにはあちこち仕事を転々としてきたことから、住所地の確定にも同様に照会をする結果となり、最終的にこのままでは福祉につなげることが難しいものとなることから、更生援護の実施者を矯正施設のある自治体に依頼し、生活保護の申請ほか福祉施設利用に関する申請も刑務所を通して行い、合同支援会議にまで了承を得ています。

④ 合同支援会議の開催について

合同支援会議は更生援護の実施者の確定に時間を要したことから仮釈放が近づいた日程で開催せざるを得ませんでした。出席者についてはこの合同支援会議の出席者としては矯正3名（刑務官・心理技官・刑務所事務担当者）、更生保護1名（保護観察所統括保護観察官）、行政3名（矯正施設所在地自治体福祉担当者・相談支援センター職員）、福祉4名（のぞみの園）の計11名で構成されるものでした。そして当日の議題としては以下の4点について関係者が確認をするものとなりました。

ア．福祉サービスの受給について

イ．今後ののぞみの園における支援計画について

ウ．仮釈放後の対応について（保護観察期間としての取り組み）

エ．刑務所での様子について

Bさんのこの会議において、矯正施設所在地の自治体が更生援護の実施者として確定するとともに、のぞみの園での支援の方向性をそれぞれが確認するものとなりました。また、仮出所であることから保護観察期間の取り組み、さらに刑務所資料から本人像の確認、生活の様子等についても知ることが出来ました。

(4) 合同支援会議の有効性について

① 合同支援会議とは

合同支援会議とは矯正・更生保護・福祉の関係者が一堂に会して、それぞれの役割の中で得られた支援対象者の情報共有や、出所後の方向性について検討をする会議であり、特に矯正施設から福祉施設への移行が近づいた時や、問題が発生をした時などに開催するものと解釈をして取り組んできました。その中で、特に福祉サービス利用に関して必要となる事務手続きの確認や福祉サービス利用までの調整における役割分担であり、福祉の現場では持ち得ない公的な権力による調査、介入などは矯正施設から福祉に引継ぎ、支援を組み立てて行く上で大きな助けとなったことは事実です。また、合同支援会議に結びつける為に事前の連絡調整を行う必要も多々あり、そういった連絡調整についてどこが主体となって取り組むのかあいまいなところもあったのも事実であると思います。今後は地域生活定着支援センターがその音頭をとることになるとは思われますが、そこでの采配は支援センターに与えられる権限によるところが大きいと思われます。

② 合同支援会議の有効性

知的に障害のある人達が退院・出所後、社会の中で自ら結びつきを見つけ出して生活をしてゆくことは本当に難しい課題であると考えます。この人達が地域に結びつくには何らかの福祉的サービスを必要とすることは明らかであると思われます。のぞみの園で受け入れた2つの事例においては釈放されるまでの間に、矯正施設・保護観察所・更生援護の実施者・のぞみの園という形で、合同支援会議が開催され、事前に本人のことが十分に把握されると共に今後の支援に向けて本人のケアマネジメントが作成され、釈放と同時に福祉サービスを受けることが出来ました。事前の調整を含めれば多くの時間を要するものとなりますが、関係する者が一堂に会し、課題や必要とする支援についてその場でやりとり出来る合同支援会議は罪を犯した知的障害者の社会生活での支援には欠くことのできないものであり、今後の支援にも大きな収穫を得ることが出来る場であるものと思います。点と点から線に広がり、面へとつながる支援へと可能性を持つことの出来る会議であるように思われます。本人面接も含めて多くの情報が受け入れ側に届くと同時に、合同支援会議を生かした福祉と矯正・更生保護・更生援護の実施者とのつながり、合同支援会議のシステムが今後も活かされてゆくことを期待したいと思います。

2. 相談支援事業

相談は平成20年6月以降25件でした。

方 法	訪 問	3 件
	来 園	4 件
	電 話 相 談	18 件
内 容	事 例 相 談	19 件
	事 業 質 問	4 件
	研 修 依 頼	2 件
相 談 者	相談支援センター	4 件
	精神医療センター	2 件
	児童相談所	5 件
	福祉施設	6 件
	弁 護 士	1 件
	保 護 観 察 所	6 件
	福祉系大学	1 件

- 事例相談として下記のような例が上げられます。
 - ① 精神医療センターからの地域移行先の確保
 - ② 刑務所・少年院からの地域移行方法
 - ③ 現に刑務所出所後にホームレス化している知的障害者の対応
 - ④ 仮釈放、執行猶予の場合の移行先の確保
 - ⑤ 発達障害者の地域移行・支援方法
- 相談支援事業については非公開で行われていたものですので、今後地域生活定着支援センターが制度化されたときには、さらに多くの相談の実施が想定されています。
- 相談にあっては受け入れ施設の相談がほとんどであることと、専門性的知識と事例経験の豊富さが問われる結果となっています。全国研修・事例研修の必要性を感じます。

3. のぞみの園のモデル的受け入れから見てきたもの

はじめに

のぞみの園では、モデル的事業を行なう全国3ヶ所の実施法人の1つとして、実際に罪を犯した知的障害者を矯正施設から直接受入れ、生活訓練や就労移行事業を行ないながら地域社会への復帰を目指す取り組みを行なうこととなりました。

このモデル的事業としてのぞみの園で実際に受け入れた例は今年度2例あり、Aさんは医療少年院より受け入れたケース、Bさんは刑務所より受け入れを行なったケースとなります。以下、のぞみの園で実際に受け入れた事例、「のぞみの園のモデル的受け入れから見てきたもの」と題し、Aさんを中心として取り組みの経過及び課題等についてご報告をさせていただきます。

(1) 受入れまでの準備

準備室の取り組み

国立のぞみの園地域支援部社会生活支援センター準備室（以下、準備室という）では、罪を犯した知的障害者のモデル的受入れについては、このプロジェクトチームである準備室を中心として取組むものとなりました。この準備室職員については生活支援・作業支援・地域移行など通常行なうべき業務の他に命ぜられた併任業務であり、モデル的受入れを行なうに当たっては準備室の職員が中心となり進めるものとなりました。さらに、のぞみの園ではこれまで重度の知的障害者のみを対象としてきたことから、受入れにあたってはこれまでに経験の無いレベルの人たちを対象としなければならないことと、その特殊性についても学ぶ必要性から南高愛隣会が主催した「罪を犯した障害者の地域移行に係る職員の養成研修プログラムの開発に関する研究」事業の第一回研修会に参加するとともに、神奈川医療少年院・喜連川社会復帰促進センター・前橋刑務所・群馬県内の更生保護施設等、加えてこの事業に先駆的に取組んできた福祉施設「かりいほ」の見学を行ってきました。さらには、準備室として想定事例の研究なども独自に取組むことから実際の受入れに向けてシミュレーションをしつつ学習を重ねてきました。

(2) 受入れにあたって

① 候補者の選定について

罪を犯した知的障害者を福祉施設で受け入れる場合、その手続きとして法務省側の持っているリストの中から候補者の選定ができるのではないかとすることを想定しましたが、研究事業とは言え、矯正施設から出所（院）に至る場合、クリアしなければならない法的な課題と同時にその個人情報を取り扱う事から、通常の出所（院）の際に行なわれる生活環境の調整という方法を取り、研究事業を進めてゆくことが事前に法務省側との協議の中で確認されました。この法務省等の協議の際、一覧表として、対象者となることが予想される人たちのリストの提示はありましたが、主要な部分はほぼ塗りつぶしのあるリストの提示のみであり、詳細に渡る事項についてはもちろんの事、受け入れる側としては個人情報に係わる問題について、当たり前のことなのかも知れませんが、そのハードルの高さを感じるものでした。

モデル的受入れとなる対象候補者の選定にあたっては、通常行なわれる生活環境の調整の方法を採り、行なわれることが確認されましたが、具体的な候補者については関東地方更生保護委員会からの候補となりうるべき人たちの簡単な書面による紹介を受けた事により始まり、のぞみの園においてはその書類から候補選定に当たるものとなりました。この候補選定に当たって行なったものは、関東地方更生保護委員会の段階で福祉施設であるのぞみの園の所在する自治体、群馬県の出身者にまずは絞込みを行ってもらい紹介を受けています。このことは、地域の中で知的障害のあるご本人を支えるためには福祉施設の所在する自治体に近いことが、将来も含め支援を継続してゆくためには必要な事項であると判断をした事によります。

候補として提示された方々は群馬県出身者という条件で、簡単なプロフィール等が示されました。福祉施設での最初の受け入れとして、法務省側としても研究事業が流れに沿って軌道に乗れるよう対応をして頂いた結果であるとも考えられ、研究事業に相応しい人選をしてもらった結果、この4名が候補に上がってきたと考えています。しかし、この4名についてはいずれもこれまで、福祉につながった経緯が無く、いずれも障害認定を受けておらず療育手帳など所持をしていない状況であり、その点からはまずは福祉の制度につなげるという視点を重要視しなければならないということを感じました。

法務省側としてもこれらの方々についてはこの研究事業が開始される前までは通常満期釈放であり、仮釈放に向けた生活環境の調整が行なわれること自体、矯正施設としては違和感のあるもので、この福祉と連携する事業とその方向性について、関係する各方面にあらかじめ十分に説明をしなければならないということでした。

また、福祉施設での受け入れの時期については、のぞみの園で準備が整い次第、状況に合わせて進めることが出来るということも感じられ法務省側のこの研究事業に関して大きな配慮を感じるものとなっています。

さらには、今後本人との面接を行い詳しい状況を知ることになると思われませんが、その段階で身元引受人として受け入れを断ることが出来る事も確認することができました。

② 緊急的受入れの要請

のぞみの園でのモデル的受け入れについては候補者の選定を行ないながら準備を進めていましたが、緊急的に関東地方更生保護委員会を通して、帰住先の見つからない満期少年院退院者について福祉施設での受け入れについて保護観察官を窓口として相談を受けることとなりました。この緊急的受け入れに関しては様々な事情を勘案しながら、今回の研究事業である罪を犯した知的障害者の研究事業に該当する見込みである事と、更には満期退院日が迫っている事から至急に取り組みを進め、これまで準備を進めてきた人達とは別に取り組みを進めることとなりました。このことが結果としてモデル事業としてののぞみの園が受け入れた初めての事例となりました。

③ 対象者のAさんの場合

20代の男性でIQ80代の発達障害の疑いのある方でした。生後まもなく両親離婚、母親が本人を引き取りましたが、すぐに単身他県で働かざるを得ず、本人の

養育は祖母が当たってきました。母親は本人が小学生の時に亡くなっています。

矯正施設に入るきっかけとなった初犯は〇〇歳時、医療少年院に送致され、矯正教育を受けた後、親戚に身元引受人となってもらい地元に戻ることが出来ましたが、その後の生活が上手くいかず、再犯につながってしまい、再び医療少年院に送致されるものとなりました。再び医療少年院に入ってから、養育者であった祖母も認知症々状が出るなどから親戚に引き取られることとなり、前回引受を行なった親戚も本人の身元引き受け拒否をしているという状況で、少年院側も地元の福祉施設を捜しましたが、同じく受入れを拒否され、帰住先を見つけることが出来ない状態にあり、満期を迎えざるを得なかったというケースになります。

④ 少年院での本人面接

Aさんではのぞみの園から生活・就労・地域移行とそれぞれの分野に分けた準備室の担当者が医療少年院に出向き、約90分間、施設職員からの質問に対して答えていただく形で、面接を行ないました。面接では大変礼儀正しく、職員の質問にもほぼ的確に受け答えができ、しっかりとしている印象の中で、いったい何に問題があるのか。罪名とは結びつきづらい本人の姿を目の前にして、私たち福祉側の職員は率直に戸惑いを感じました。同時にこの人たちの抱える問題点をどのようなところに求めれば良いのか、本人と関係する方々に多くの質問を投げかけさせてもらう中で、生育歴および発達障害系の問題により起因するのではないかと推測をすることができました。

⑤ 入所審査会

本人との面接を基に準備室職員が資料を作成し、該当者が福祉施設であるのぞみの園を利用することが相応しいものとなるか施設独自の入所審査会の開催を行ないました。のぞみの園では、組織形態が独立行政法人になって以降、新たな入所利用者を受け入れることなくこの間、施設運営がなされてきましたが、今年度より独立行政法人として新たな中期目標が掲げられる中で、「行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者を有期限により受入れ、施設入所支援、自立訓練等の日中活動支援を提供する。」ということから障害を持った方など有期限・有目的な入所について認められてきた経過があります。その上で新たな事業展開の中で罪を犯した知的障害者についても有期限・有目的の施設利用を行い地域への移行を目指すものとなりました。

今回開催をしたのぞみの園の入所審査会では医療少年院からの退院後にのぞみの園を利用する事について有期限・有目的な一時的な施設利用を行うものとし、その期間として6ヶ月間が設定されるものとなりました。同時に施設生活における本人への遵守事項を設定し、矯正施設にいる間から福祉施設での生活に理解を求めると同時に、再犯防止策として当面の間、本人への目が離れないリスク管理による支援体制を綿密に構築することが入所条件に付加されるものとなりました。

⑥ 事例の特徴

この事例の特徴は帰住先の見つからない少年院満期退院者であり、課題としては福祉制度につながった経験の無い方であることから、どのようにして福祉につながて行くかが、福祉施設入所までの課題であり、入所後の支援においては有期限・有

目的の取組みであると同時に、地域生活の移行に向けてどのように施設での支援を組み立てて行くかが課題となりました。そして、現在ものぞみの園において取り組みを進めているという事になります。加えて発達障害の疑いもあることから、精神科医師による診断および臨床心理士によるカウンセリングが求められるものとなりました。

(3)．福祉施設入所までにどのような手続きを行なったか

① 保護観察所への依頼事項

当該保護観察所に対して、のぞみの園の入所審査会での方針を伝えると共に、医療少年院への依頼事項として以下の要請を行ないました。

- ア．福祉施設から本人の日常生活における遵守事項の作成を行なうので事前に内容の説明を少年院側で行なうこと。
- イ．担当福祉事務所、矯正施設、のぞみの園との合同支援会議の開催すること。
- ウ．本人に関するさらなる個人情報の提供依頼
- エ．本人ののぞみの園の見学

② 保護観察所よりの回答

ウを除き可能の判断、個人情報についてはこれまでのまま。

③ 出身自治体への要請事項

のぞみの園から施設利用にあたっては出身自治体に向けて以下の要請を行ないました。

- ア．療育手帳の交付
- イ．医療受給者証の発行
- ウ．生活保護の申請
- エ．合同支援会議への出席要請

④ 合同支援会議の開催について

福祉施設での受入れにあたってはAさんにおいては、これまで福祉につながった経緯もなく療育手帳も所持していない状態で、とりあえず福祉につながるためにも療育手帳の取得からはじめ、最低限の課題からクリアしてゆかなければなりません。はじめに、のぞみの園で行なったことは、上記の様に出身自治体へ療育手帳の発行、生活保護の申請、障害程度区分認定、施設利用申請、福祉制度上の保護者の確保を働きかけると同時に少年院・保護観察所・更生援護の実施者である出身自治体・のぞみの園による合同支援会議の開催を求めてきました。

合同支援会議では以下の4点を議題として確認を行いました。

- ア．福祉サービスの受給について
- イ．本人の将来の方向性について
- ウ．施設利用契約について
- エ．少年院での生活の様子について

そしてこの会議においては、出身自治体において更生援護の実施者の確定および福祉サービスの確定を行なうとともに福祉施設での支援の方向性の確認、福祉施設利用契約における保護者と施設の仲立ちとして自治体担当者が協力をしてもらえる

ことを確認するとともに本人像の確認、児童期までの生育歴、生育環境の確認をすることができ、更には少年院での生活の様子やその変化等についても知ることが出来ました。これまで福祉につながった経緯の無い方であり、福祉施設利用に関して最低限の課題から始めたにも係わらず自治体等からの積極的な協力もあり、思いのほか短期間にその手続きを済ませることができました。

Bさんにおいては、過去に療育手帳の所持をしていましたが、本人の紛失により療育手帳の再発行を行わなければならないことからその発行を拒否してきた経過がありました。この事から、このままでは福祉につなげるのが難しいものとなることから、更生援護の実施者を矯正施設のある自治体に向け、生活保護の申請ほか同様の福祉施設利用に関する申請について刑務所を通じながら行い、合同支援会議にまで結び付け、施設入所につなげることができました。特にこのケースにおいては過去において福祉とのつながりがあったにもかかわらず、帰住先の問題から福祉の制度につなげるまでに時間を要し、あちこちと調整をおこなう結果となりました。

知的障害のある人達が退院・出所後、社会の中で自ら結びつきを見つけ出して生活をしてゆくことは大変に難しい課題であると考えます。この人達が地域に結びつくには何らかの福祉的サービスを必要とすることは明らかであると思われます。のぞみの園で受け入れた2つの事例においては釈放されるまでの間に、矯正施設・保護観察所・更生援護の実施者・のぞみの園という形で、合同支援会議が開催され、事前に本人のことが十分に把握されると共に今後の支援に向けて本人のケアマネジメントが作成され、釈放と同時に福祉サービスを受けることが出来ました。このことは受け入れ側としても最低限必要となる事項であると思われますし、本人面接も含めて多くの情報が受け入れ側に届くと同時に、合同支援会議を生かした福祉と矯正・更生保護とのつながりが今後も活かされてゆくことを期待したいと思います。

⑤ 本人たちが利用した福祉サービスについて

福祉施設の利用に当たって本人たちが利用した制度は、知的障害者の訓練等給付における就労移行支援事業を選択しています。事例の2名共にのぞみの園のある自治体外（県外出身者）であることから、就労支援事業を選択しながらも通所が不可能となることからのぞみの園の施設入所も併せて行なったという事になります。

施設入所が可能となりましたが、福祉施設の利用料等を支払っていただくためにも所得保障を行わなければならない、矯正施設からはほぼ何も持たない状態で福祉施設に入所した場合は当面の生活費等については施設側が立替を行い、生活保護の受給が出来るようになってから本人に支払いを求めるものとなりますが、その生活保護の受給申請は矯正施設のある自治体に対して行い、支給の確定をすることができました。

知的に障害のある人達が矯正施設から退院、出所に当たっては親族等の身元引受人を見つけることが出来ず、福祉施設につながる場合は、福祉制度による生活費等の受給が生命線となることは明らかです。少ない領置金や、作業報奨金から知的に障害をもった人たちがいきなり社会の中で一人で生活するにはあまりにハードルは高すぎるように思います。福祉制度が本人の生命線となることから、その前提

として考えられる療育手帳の交付や福祉サービスの受給手続きが何より速やかに処理されることが必要であると考えます。特に療育手帳の申請から発給までは時間がかかると言われますが、優先的な処理や手続きの簡略化など、今後は改善が求められる事項であると思われます。

⑥ 受入れ寮職員の事前研修

のぞみの園全体としては、4月より新たな事業展開の中で、罪を犯した知的障害者の自立に向けたモデル的支援が行なわれることは、あらかじめ全職員が周知するものとなりましたが、具体的受入れを行なう生活寮では初めての取組みとなることからこの人たちの受入れについて事前に研修を行ないました。のぞみの園での受入れについて緊急要請にはじまり、少年院の満期退院までと時間が少なく、また個人情報取り扱いに関しても多くの制限を設けざるを得なかったことから、本人の入所直前になって事前研修を行なうものとなりました。事前に研修が行なわれたとは言え、直接支援に当たる職員の間では初めて罪を犯した知的障害者に接するということもあり、支援の必要な障害を持った人として本人を見るよりは犯罪者としてのイメージに傾いていたことも事実であったと思います。しかし、入所を開始してからは、具体的に支援者の目から本人の事情や様子がわかるにつれ、犯罪に結びついてしまったことはむしろ2次的な問題あり、孤立して支援が受けられなかったからこそ発生した問題であると認識されるようになりました。

⑦ 個人情報について

のぞみの園で受け入れたケースとして、矯正施設及び保護観察所より頂ける個人情報についてはかなり限られたものであったように感じます。福祉施設で支援を組み立ててゆく場合、事前の情報は欠くことのできない部分であると思われます。その個人情報の得方として、大きな前提となるのは本人から個人情報を福祉関係機関に提供することについて同意を得る必要もありますし、矯正施設の持つ情報についても協定を結んだ上で提供してゆく方法もあろうかと思えます。しかしながら、のぞみの園で受け入れた2例においても必要とする個人情報については限られたものであったように感じます。対象となる個人についての人となりが、事前にわかっているならば互いに苦労をせずに済む場合もあると思われますし、個人の支援を考えた時に、事前に情報を得ているということが必要な支援というものを早く作り出せることにもつながるものであると思いますので、何よりも本人の詳細な情報提供が必要であると思います。いずれにしても必要な支援を作り出すとは言え、個人情報保護の観点が必要な事項でもあり、今後は個人情報の枠組を作り上げてゆくことが必要であると感じています。

⑧ 支援の必要な人に対する福祉の情報提供について

モデル的受入れとして2名の方がのぞみの園における施設での支援を開始しましたが、福祉の支援を必要としている人たちは他にも矯正施設には存在しているのが事実であろうと思われます。これまで福祉と矯正・更生保護とつながりが無かったからこそ、支援の谷間に落ち込んでしまっていた人たちが存在し、再犯という負の連鎖につながってきたことが報告をされています。モデル事業としても罪を犯した知的障害者への支援が始まった以上、そういった事につながらないためにも、福祉

と矯正・更生保護が連携をした取り組みを行なってゆくことが今後とも必要であると思われます。そして、福祉は契約が前提ということもありますので、本人達には納得をして福祉を利用していただきたいという思いもあります。また、本人達が「思ったところとは違う」という事で、途中で支援が途切れる事が生じてもいけないと思いますので、必要と思われる方々については、事前に矯正施設にいるうちから福祉についての情報提供をお願いしたいと考えています。

(4)．福祉施設での支援について

① 個別支援計画

本人への支援についてはあくまで有期限・有目的な入所であることから、Aさんにおいてはのぞみの園の入所期間を6ヶ月として目標設定をすることとなりました。この6ヶ月間は社会での生活を視野に入れ、施設での支援を段階的に組立て、進めることとしました。

そして、のぞみの園からの移行目標として住まいの場についてはグループホームまたはケアホームとし、日中における活動の場については、就労移行支援事業所または一般就労を目指すこととしました。また、支援方針の中の段階的支援については、生活・就労・地域移行と3つの分野に分け、それぞれの担当を設けながら本人の状況を確認しながら進めることとしています。

② 24時間体制での見守り

はじめに福祉施設の支援において求められた事項についてはAさんにおいては24時間体制での見守りを行い、本人の人となりを探ることが求められました。ここでは同時に本人の安心感が得られるように様々な場面を活用しながら、抱える悩み等についても相談できる体制を整え、互いの信頼関係を築く事に努めました。具体的には本人に日記を書いてもらいながら添削等をおこなうことから毎日決まった時間には相談できる体制を整えると共に、本人の不安や悩み、また思考傾向を探ってきました。同時に支援者向けには様々な機会を通じて、また様々なツールを活用しながら本人の状況を常に確認できる状態にしながら情報の共有に努めました。さらには精神科医師によるアドバイスや臨床心理士によるアプローチを行い、そのことから分かったことを本人の支援に役立ててきました。事例1については最初の福祉施設での受入れという事もあり、受け入れ側としては特に慎重な対応となりました。

③ 重度の人たちとの生活

のぞみの園での生活のスタートは2例共に重度の人たちと生活を共にすることから開始されました。個人の部屋については通常は短期入所利用者が使用する個室を利用し、空間としてはプライバシーを確保した上で生活が送れるものでした。矯正施設から福祉施設への入所という流れの中で、本人にも障害があるとは言え、多くの身体介護を必要とする重度の人達と共に生活をする事によって、まわりの人達に対して自らにも役割があるということ、役割を果たす事によって多くの人から感謝されること、体験として自分が役に立つ存在であることが実感できたことが大変重要なことであったと思います。これまでの生育暦の中では多くの人達に馬鹿にされ、

数々のいじめにも遭い、誰を信用して良いのか解らず、自殺を企図したり、また犯罪にまで結びついてしまった自分自身を信じることが出来ない状態にありたりした人達がこのような機会を得て、生きてゆくことも悪くない、また生きてゆくことの意味を少なからず見つけることが出来たのではないかと考えています。

④ 施設支援の中で求められるもの

矯正施設から福祉施設に移り、多くの不安の中にある導入期は何よりも生活の安定が必要であると感じています。その後は本人の状態を確認しながら段階的に社会生活に向けた取り組みを進める必要がありますが、やはり矯正施設と社会との間のギャップは相当なものがあるでしょうし、本人の状態を確認しながら移行に向けての取り組みを進めてゆくことが望ましいと考えます。

のぞみの園で受け入れた2名については特に育ちの段階において問題を抱えており、Aさんにおいては発達障害から来る独特の理論展開やコミュニケーションの障害もあることから、より具体的な支援を必要としています。社会生活を送る上で必要となるソーシャルスキルを出来る限り具体的な経験から獲得してゆく必要もありますし、一つ一つの経験が社会で生きてゆくための自信にもつながってゆくものと思います。

施設支援においては初期の段階においては何よりも生活の安定が求められますが、その後については本に何が必要なのか見極めた支援を組み立ててゆく必要を感じます。

⑤ 福祉は本人の契約が前提

当たり前のことですが、矯正施設の中ではほぼ全てを国により賄われますので当然のことながら、地方行政サービスの対象外になります。逆を言うと中に居る間はご本人さんの生活が成り立っていますが、施設の外に出た瞬間から全てを自らの手でおこなわなくてはならず、社会で生きるすべを知らない人達はいきなり路頭に迷うという事になるのかと思います。

地方行政サービス・福祉支援においては、全てが申請主義であり、本人の申請により開始されるものとなります。その手続きにも支援する人達が必要となりますし、何より本人に向けて事前の情報提供が重要であると考えます。特に知的に障害を持った方々が、矯正施設を出たあと、すぐに自立した生活を営むことは非常に難しい課題であると思われるし、出所までには福祉の介入により必要な支援を作り出してゆかなければならないと感じています。のぞみの園で受け入れた事例はこれまでに2名という事になりますが、その他、何名か面接をさせていただきました。その際に本人が拒否をしたケースもありました。そうした場合には福祉は何もすることができませんし、措置という道は残っているものの、措置をおこなうことが適当なことなのか迷うところではないかとおもわれます。

(5) 福祉支援のあり方について

① 地域の中で様々なサービスを利用しつつ、本人の生活を支える体勢を整える。

のぞみの園の事例においては施設での支援から開始されましたが、はじめにこの人たちの支援を組み立てる際に考えなければならないことは、施設での支援ではな

く地域での支援を考えることが必要であると思います。この人たちにとっては施設という器では非常に窮屈でしょうし、特に重度を専門としている施設では日中活動や就労支援など提供できる支援にも限界があるようにも感じます。ただ、施設というものが矯正施設と社会のギャップを埋めるための通時的なものとしての位置づけられるなら、施設の役割というものもあって良いのではないかと思います。

- ② 地域が受け入れられない場合は入所型の福祉施設が役割としてこのような問題を抱えた人達を受け入れるべき（地域での生活移行を前提として）

福祉施設は長い経験の中で積み上げてきたものを持っていますし、特に施設の機能としては様々な側面を持っています。さらに人材についても豊富に揃っていると思います。そういった機能や人材を活用していただいて、あくまで地域での支援を常に視野に入れながら、地域で受け入れが出来ない場合は、積極的に入所型の施設が受け入れるべきであると考えています。そして施設の機能は箱として固定をせず、利用者の状況に応じて機能を作り出してゆくことが必要であり、本人にあった柔軟な取り組みが求められているのではないかと考えています。

- ③ 本人が希望する地域での支援体制づくり

のぞみの園の支援においてはまだこの段階に達していませんが、今後の支援を考えた時地域での具体的な支援作りをしてゆかなければならないと感じています。具体的には就労先の確保が何より必要かと思われませんが、その中で生活費を出来るだけ賄えるようにすると共に、必要に応じて福祉的な制度を利用しつつ安定した生活を確保してゆくことが必要であると思われまます。そして社会生活を送りつつも常日頃より相談のできる体制、本人の困った時の対応として、社会生活定着センターや相談支援事業者、そして施設の窓口が門戸を常に開いていることは本人にとっても大変心強いものがあると思いますし、意義深いものと思います。そういった体制づくりが求められているのではないかと考えています。

矯正施設を出て、社会の中で自立をしてゆくことが最終目的であり強調されがちになりますが、知的に障害を持った人たちにとっては単に自立を強調し求めるだけではなく、人に頼る力を身につけさせることが必要であると感じます。さらには、不幸にして再犯に結びついてしまった場合には、どのような支援体制を組む必要があるのか、考えてゆかなければならないものであると思います。加えて対象者の活動範囲は一つの福祉圏域に留まっていけないことから、地域生活定着支援センター及び相談支援事業のネットワーク化が必要でしょうし、行政区の垣根を越えたネットワークが必要であると思われまます。そして本人には何より、継続をした支援が求められていることから本人を支え、本人からも信頼できる相談相手としてキーパーソンがどのようなかたちとしても必要であると思われまます。

(6) モデル的受入れから見えてきたものの最後として

厚生労働科学研究田島班が行なった研究報告から新たな流れとして、来年度には地域生活定着支援センターの設置という制度ができあがりました。この間のぞみの園ではモデル的受入れを行い、この人たちの抱える問題に接し、個人的感想も含めて述べさせていただければ再び自らの福祉携わる原点に戻ったかの様な思いに至っています。

厚生労働科学研究田島班の研究報告は私たち福祉に携わるものに対して、大きな気付きを与えてくれるものとなりました。この気付きから私たち福祉に携わる者として、モデル的支援を担当させて頂き、その中から研究検討委員会やワーキングチーム会議において意見反映が行なわれ、さらには関係機関の努力により、この人たちの支援に向けて新たなステージが用意されたことは本当に喜ばしいことであると思います。そして、私たち福祉の現場の者からすれば、あとは実践を行なってゆくだけであり躊躇することなく進めて行かなければならない課題であると思います。

4. セミナーの開催

国立のぞみの園福祉セミナー 2009 罪を犯した知的障害者の地域生活支援に向けて

◆開催主旨◆

罪を犯した知的障害者は、刑務所等出所後、地域社会での生活に移行するための支援が不十分であることにより再犯を繰り返す確率が高く、社会的な問題となっています。刑務所等では、矯正・更生保護として出所後の地域社会での生活に向けて取り組んでいますが、適切に福祉に繋がることは少なく、必要なサービスが受けられないという状況の結果、再犯に至る例が後を絶ちません。

こうした知的障害者の再犯を防ぎ、円滑な地域生活移行を推進するために、どのような機能を持った支援体制を整備することが効果的であるのかについて、厚生労働省と法務省は合同で、事業化に向けた本格的な取り組みを始めています。刑務所や保護観察所、更生保護施設に担当者を配置するほか、全国に地域生活定着支援センター（仮称）を設置して、出所後直ちに福祉サービスに繋げるための事業費を平成21年度に概算要求しています。国立のぞみの園では、今年度からの新規事業として、矯正施設からの出所者を直接に有期限で受け入れ、さらに地域生活への移行を目指しています。また、平成20年度障害者保健福祉推進事業の研究に採択され、全国への情報の発信を進めています。

本セミナーでは、厚生労働省・法務省からの行政説明により基本的方針を周知するとともに、事業の迅速かつ効果的な運営が図られるよう課題を明確にしていきたいと思っております。

◆実施要項◆

1. 開催日：平成21年2月9日(月)～10日(火)
2. 会場：高崎シティギャラリーコアホール
群馬県高崎市高松町35番地1 電話：027-328-5050
3. 主催：独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
4. 後援：厚生労働省、法務省、群馬県、高崎市、日本知的障害者福祉協会、群馬県知的障害者福祉協会、全国社会福祉協議会、群馬県社会福祉協議会、全日本手をつなぐ育成会、群馬県手をつなぐ育成会、朝日新聞前橋総局、毎日新聞前橋支局、読売新聞東京本社前橋支局、日本経済新聞前橋支局、産経新聞前橋支局、東京新聞前橋支局、上毛新聞、共同通信社前橋支局、時事通信社前橋支局、NHK前橋放送局、群馬テレビ、エフエム群馬、ラジオ高崎(順不同)
5. 対象者：知的障害・発達障害の支援に関わる方、地方自治体等の知的障害福祉関係者、法務関係者、知的障害の福祉に関心のある方々
6. 募集人員：300名

7. 日 程

<第1日目> 2月9日 (月)

時 間	プログラム	講 師 等
12:15~13:00	< 受 付 >	高崎シティギャラリー 1階ロビー
13:00~13:30	主催者挨拶・基調報告	遠藤 浩 (国立のぞみの園理事長)
13:30~14:30	行 政 説 明 ①	村野伸介 (厚生労働省社会・援護局総務課企画法令係長)
14:30~14:45	～ 休 憩 ～	
14:45~15:45	行 政 説 明 ②	黒川弘務 (法務省大臣官房審議官)
15:45~16:00	～ 休 憩 ～	
16:00~18:15	事例報告と課題の検討	事例報告者 小林隆裕 (国立のぞみの園副寮長) 討議メンバー 南 一成 (前橋保護観察所統括保護観察官) 阿部百合子 (社会福祉法人南高愛隣会理事) 高橋勝彦 (宮城県船形コロニー総合施設長) 関口清美 (栃木県障害者相談支援アドバイザー) コーディネーター 小野隆一 (国立のぞみの園地域支援部長)

<第2日目> 2月10日 (火)

時 間	プログラム	講 師 等
9:00~9:30	< 受 付 >	高崎シティギャラリー 1階ロビー
9:30~11:50	シンポジウム 地域生活定着支援センター(仮称)開始に向けて ～現状・課題・展望～	シンポジスト 清水義恵 (日本更生保護協会常務理事) 副島洋明 (弁護士) 渡辺次男 (国立のぞみの園理事) コーディネーター 河 幹夫 (神奈川県立保健福祉大学教授)
11:50~12:00	閉 会 の 挨 拶	篠原誠一 (国立のぞみの園理事)

*一般公募の入場者数が250人を超え、関心の大きさが見られました。

5. 職員研修（矯正施設調査）

(1) 神奈川医療少年院報告書

日 程	平成20年5月14日（水）
参加人数	22名
場 所	神奈川県相模原市小山4-4-5
時 間	13:00～15:30
内 容	・施設概要スライドによる説明 ・施設内の見学 ・1事例を通しての帰住調整の説明

1. 施設概要

敷地面積	3万2千平米 施設の周囲を人の背丈以上のフェンスが張り巡らせて、施設内が外側から見えにくいように緑色の幕が張られている。
職 員	49名
収容定員	80名 見学当日65名
収容年齢	12～20歳それ以上は家庭裁判所の判断で23歳まで可能。
居 住	5ヶ寮IQ別に分かれている。各寮15名（3～4人を教官1名が担当）
収容区域	北海道・東北・関東甲信越および静岡
処 遇	① 初等・中等・特別・医療の種類があり、現在、特別は行なわれていない。 ② 受容的な教育を展開 ③ 精神医学的なケア ④ 特殊教育課程 「待つ」・「受容」・「育てる」がここでの処遇の基礎
入院者の特色	① 能力面でのバラつきが大きい。 ② 単独犯が多く、集団に属する者は少ない。 ③ 幼児わいせつ、放火等の確立が高い。 ④ 帰住調整が困難な少年が多い。
入院者の非行	① 窃 盗 33% ② わいせつ 13% ③ 傷 害 8% ④ 強 姦 2%（全国平均0.8%）
各種障害の種類	知的障害者29% 発達障害又はその疑いのある者21%

処遇の特色

- I 基本的な生活習慣及び生活技術を体得させるための指導
 1. 行動訓練
 2. 個別面接
 3. 援助集会
 4. 面 会

- II 家族やまわりの人たちと上手に関わっていくための指導（心理療法）
 1. キネジ療法（精神運動療法）小脳機能を高める
運動能力が低い場合に、特定の運動動作で基本的な動作・平行感覚を養う。
 2. サイコドラマ（集団精神療法）
アクションテクニクを用いて自発性・創造性を発揮し、舞台の上で感情を表現する。
 3. 箱庭療法
砂の入った箱にフィギュアを並べさせて精神の動きや変化を観察する。
 4. コラージュ療法
写真・雑誌の切抜きを使用し、色々な物を作らせて心の中を表現させる。

- III 働くことの大切さ、創造することの楽しさを知らせるための指導（作業療法）
 1. 陶芸科想像力を伸ばす
 2. 木材工芸科漆塗り
 3. 農芸科園芸・農作業
 4. 工場実習科ダンボールの裁断

教科指導

基礎的な学力が身に付いていない収容者に、学力を付ける為、退職された教職員のボランティアにより、教育活動が行なわれている。

買物教室

知的障害者を対象に、施設内に設置した売店で模擬貨幣 1 5 0 0 円分を所持して買物の練習を行なっている。

年間行事

一ヶ月に 1 度は行事を行なっている。（サッカー大会、運動会、収穫・文化祭等）

2. 知的障害と発達障害を有する少年の帰住調整困難な事例について

帰住調整と処遇の経過

福祉施設病院の調整を進めるが、威圧的な態度、暴言の改善ができず、帰住先が決まらない。発達障害者支援センターでのカンファレンスの結果でも、帰住先が決まらず、医療との完全タイアップの処遇を実施する。当院精神科医による、きめ細やかな投薬調整を本格的に開始。落ち着きを取り戻し、知的障害者更生施設に入所する。

神奈川医療少年院の処遇の基礎

- ① 長所見つけて誉める
- ② 正面からの叱責はしない
- ③ できるだけ待つ
- ④ こだわりを否定しない

「待つ」「聞く」「育てる」の三本柱（処遇姿勢）が発達障害者の処遇にあっている。
S G W（スキルグループワーク）

週1回（90分）概ね1サイクル5回（1ヶ月）

対人場面、社会生活に必要とされる基本的なスキルを、少人数のグループ指導を通じて身につけさせる。

以 上

(2) 喜連川社会復帰促進センター報告書

日 程 平成20年6月25日〔水〕
参加人数 25名
場 所 栃木県さくら市喜連川5547番地
時 間 13:00～15:30
内 容 ・施設概要スライドによる説明
・施設内見学
・質疑応答

1. 施設概要

平成19年10月、東日本では唯一のPFI手法と構造改革特区制度を活用した新しいタイプの刑務所として運営をしている。犯罪傾向の進んでいない受刑者を対象に規則正しい生活の下、刑務作業、職業訓練、矯正教育などの社会復帰に向けた更生プログラムを実施する事により再犯を防止し、社会に迎えらるる「人材の再生」を目指している。

施設面積 425,819㎡〔東京ドームの約9倍の広さ〕
建物面積 70,960㎡
職員構成 国家公務員 251名 民間職員 154名 比率 約6対4
収容定員 2,000名
〔精神疾患・知的障害のある受刑者250名、身体障害のある受刑者250名を含む〕
現在 1,427名〔収容率71.4%〕
精神・知的・身体・高齢等の受刑者165名
(精神34名知的18名身体64名高齢49名)

収容年齢構成

年 齢	26歳以上	30歳以上	40歳以上	50歳以上	60歳以上	70歳以上	80歳以上
受刑者数	179	459	298	270	166	51	4
比 率	12.5%	32.2%	20.9%	18.9%	11.6%	3.6%	0.3%

収容区域 全国8管区の内、大阪管区以外全てから送致されている。
東京管区からの送致が多く867名、全体の60.8%を占める。

2. 処 遇

- ・就労支援に力を入れている。
- ・刑務作業や職業訓練によって、働くことと資格取得を結びつけて社会復帰に役立てている。
- ・仕事に就ければ再犯防止にもつながるとの観点から、実社会で求められているニーズ

に即戦力として対応できるプログラムを計画している。

- ・調理師、ホームヘルパー、クリーニング師等の資格取得を目指している。
- ・高齢者や障害者については、リハビリテーションや作業療法等を取り入れ受刑者の特性に応じた処遇を行なっている。

3. 処遇の特色

特化ユニット

精神、知的又は身体障害を有する受刑者を収容する「特化ユニット」がある。

特化ユニット収容現状

精神・知的・身体・高齢等の受刑者 165名

(精神34名知的18名身体64名高齢49名)

収容年齢構成

年齢	30歳未満	30歳以上	40歳以上	50歳以上	60歳以上	70歳以上	80歳以上
総数	179	459	298	270	166	51	4
特区全体	7	16	21	26	46	45	4
知的	2	4	5	5	2	0	0

知能指数(キャパス)

	測定不能	60未満	60以上 70未満	70以上 80未満	80以上 90未満	90以上 100未満	100以上
総数		173	215	291	335	272	124
特区全体	8	71	45	24	12	5	0
知的	2	15	0	1	0	0	0

受刑者全体では、知能指数60未満の人が、173名いるのに対して、特区ユニットにて処遇を受けている人は、71名、内17名については、知的障害の枠に入っている。

総数から特区ユニットを差し引いた94名が存在する。

主罪名

窃盗	放火	強姦	詐欺	その他の犯罪
11名	3名	2名	1名	1名

特化ユニット特色

- ・作業療法やリハビリテーション等の専門的なプログラムを受けさせる事で、社会適応能力や身体機能を向上させ、改善更生の意欲を喚起するとともに、円滑な社会復帰を目指している。
- ・障害等により外の運動場までの歩行困難な受刑者の為に、特化ユニット内には、居室と単独運動場スペースを併設した居室がある。
- ・庭園風の運動場を設置し、高齢者や身体能力の低下により、一般の運動ができない受

刑者でも軽い運動やリハビリの為の散歩ができるスペースも設置されている。

- ・建物がバリアフリーになっていると共に、刑務所では珍しいベットや障害者専用浴室が備えられている。
- ・衣類に付いても、手足の不自由な受刑者に対し、更衣しやすいように、ボタン・ファスナーなどの工夫がされている。

特化ユニットプログラム

障害を有する受刑者や高齢の受刑者を対象にモザイクタイル製作技術の習得を通じて、身体機能の回復を目指すとともに、知識と技術の習得により社会復帰後の自立を支援する他に、創作活動を取り入れた作業療法的なプログラムを通して、自己回復を図るプログラム等の指導を行っている。

- ① 身体運動活動プログラム…身体機能向上の為のプログラム
- ② 身体障害者プログラム〔リハビリパソコンプログラム〕…パソコン操作による上肢を中心とした作業療法効果を促進する指導。
- ③ フラワーセラピー…フラワーアレンジメントを通じ、リラクゼーションや自己回復を図り、社会復帰意欲を促進する指導。
- ④ 脳トレーニング…音読、計算、書き写しを通じ、前頭前野の活性化を図る指導。
- ⑤ 知的障害者プログラム〔ものづくりプログラム〕…絵本、折り紙、粘土作品、ちぎり絵作品作成などの創作活動を通じて、達成感や共感を体験させることにより、意識改革を図る作業療法的指導。
- ⑥ 精神障害者プログラム〔ふれあいプログラム〕…自己の持つ障害について理解させた上で、コミュニケーション活動を通じて、自助意識の向上を促す指導。

プログラム参加数

	①	②	③	④	⑤	⑥
総 数	165	8	0	14	8	11
知 的	18	0	0	0	7	0

4. 質疑応答

Q 規律の厳しい自由の無い所から、出所日を境にして自由となる事への受刑者の戸惑い等を心配しているが？

A 出所が近づいてくると、一般社会の生活になじめるように生活環境の改善をしている。

Q 出所後、福祉に繋げる具体的な方法について？

A 喜連川では、社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有する専門職員が対応をしている。知的障害のうち、手帳を所持している人は、1名もない(家にあるといっている人が1名)のが現状。手帳申請に付いても、帰住調整などの問題から、なかなか動く事ができないのが現状である。

5. 見学を通じて

- ・手帳取得等、福祉現場との橋渡しとなる人が重要である事を感じた。
- ・刑務作業中、他の受刑者と違う赤いキャップを被っていた受刑者を見かけた。刑務官の話では、世話役と言われる人たちで、他の受刑者の目標でもあると共に本人にとってのステータスになっているとの事。就労移行などで受入れた場合、漠然とした大きな目標(就労)に向かっていくのではなく、身近な目標を着実に達成し、達成感を得られるような支援方法の検討を行なっていきたいと感じた。

(3) 前橋刑務所および更生保護法人群馬県仏教保護会報告書

日 程	平成20年8月1日〔金〕
参加人数	24名
場 所	前橋刑務所〔前橋市南町一丁目23-7〕 更生保護法人群馬県仏教保護会〔前橋市紅雲町一丁目24-6〕
時 間	前橋刑務所 - 13:30~15:30 仏教保護会 - 15:45~16:45
内 容	・施設概要スライドによる説明等 ・施設内見学 ・質疑応答、意見交換など

I 前橋刑務所

1. 施設概要

犯罪者を隔離して社会の安定秩序を図る一方、刑の執行を通じて規則正しい生活をさせながら作業・教育等を実施し、善良な市民として社会復帰させることを目的に運営されている。

敷地面積	84,179㎡
延べ床面積	30,450㎡
組 織	2部4課(総務部：庶務課・会計課・用度課、処遇部、医務課)
収容定員	現在939名収容率110%超
被収容者	犯罪傾向が進んでいる(初犯でない)年齢26歳以上刑期8年未満の男子
収容区域	法務省矯正局、東京矯正管区に属す。

2. 処遇内容

◇教育活動

- ・刑執行開始時の指導：2週間
- ・学習指導
補修教科指導：社会復帰に必要な基礎学習指導
通 信 教 育：簿記・筆ペン習字・危険物等
自 習 学 習：作文・漢字学習等
- ・生活指導
ク ラ ブ 活 動：絵画・囲碁・詩吟・書道・珠算・俳句
面 接 指 導：職員、篤志面接委員による指導
*廃止したワープロ指導に変えて今後は、パソコン指導を検討している。
- ・改善指導(一般・特別)
薬物依存離脱指導：外部講師による講義、グループワーク等

酒 害 指 導：外部講師、断酒会メンバーによる講義、グループワーク等
暴力団離脱指導
被害者の視点を取り入れた教育指導

・教育行事

視 聴 覚 教 育：テレビ、ラジオによる教育

レクリエーション：慰問演芸、運動会、カラオケ大会、卓球大会、誕生会等

・宗教教誨

宗 教 行 事：彼岸法要、盆法要等

集 合 教 誨：6宗派によるグループ教誨

個 人 教 誨：14宗派による個人教誨

・釈放前指導

仮釈放前指導：2週間（満期釈放の者は、1週間に短縮）

*三山寮という別棟で生活し、社会に出る前の各種手続きや社会性を身につける。

◇作業

作業では、被収容者の技能や刑期などを考慮して、木工・印刷・洋裁・革工等の作業を行っている。

- ・木 工：収納家具、椅子、テーブル製作等
 - ・印 刷：名刺等印刷、同人雑誌・封筒印刷、各種伝票、はがき印刷等
 - ・洋 裁：作業服縫製、エプロン縫製、子供服
 - ・金 属：配管ボックス製作、ツリ金具組み立て
 - ・革 工：サイフ、バック製作等
 - ・その他：買物袋製作等、ICチップテーピング、コード線の分類等
- *知的に障害を抱えている人への個別なプログラムは特になし。

◇入所者の特色等

- ・30～40歳代が50%超、60歳以上が約16%(最高齢は86歳)
- ・平均的刑期は3年半程度、2～3回目の服役となる者が多く、暴力団員なども多い
- ・外国人も多く、17カ国124名が入所。中国籍が約37%、イラン・ブラジル国籍が各約15%(日本語での基本的意思疎通が可能な者。通訳が必要な者は府中刑務所等に入所)
- ・部屋は各作業工場単位で分かれている

3. その他

- ・年間約600名が出所していくが、満期釈放と仮釈放の比率は、約5：1となっている。
- ・作業報奨金は、1ヶ月で少ない人で数百円、多い人でも5～6千円位。平均的刑期は3年半であり、出所時に10万円残る人はなかなかいない。

4. 質疑応答

Q 知的に障害を抱えている人の割合や人数は？

A 具体的な数として出していない。作業においても特別な作業種はなく、単純作業で対応している。特に支障をきたしていることは無い。

Q 住民票なしというケースはどれぐらいか？

A 住所不特定の方は、10人に1人ぐらいの割合でいる。出所する時に、そういった人の場合、更生保護施設に行くという希望を出すことがあるが、施設側が受け入れるかどうかを判断する。

5. 見学を通じて

刑務官の方とのやり取りの中で「療育手帳」についての話があり、取得の方法や制度そのものの仕組みについて、見学者側が説明する機会があった。その際、福祉の人間が法務関係のことを知らないのと同様に、法務省側では、福祉の領域の仕組みが分からないという印象を受けた。

これまでは、全く別の領域で関わることがなかったものが、今後は横のつながりを持って、触法障害者の社会復帰に向けて支援していくことになるため、相互理解を深める場や機会がより求められると感じた。

II 更生保護法人群馬県仏教保護会

1. 施設概要

仏教保護会における処遇は、補導にあたる職員が、仏教保護会の定めた処遇規定と、本人の更生計画に基づいて、個別的に、または集団的に行う生活指導が中心になっている。全国唯一の寺院が母体となった更生保護施設である。

施設面積 1635.93㎡

建築面積 294.12㎡、延面積798.12㎡

収容定員成人 34名、未成年6名(合計40名)

収容年齢 15歳～30歳0名 31歳～40歳8名

41歳～50歳5名 51歳～60歳6名

61歳～70歳1名 71歳以上1名

【合計21名平均48.04才】*定員割れは、建物改修工事中のため。

居住環境 居住施設 ⇒ 鉄筋コンクリート3階建

居室(3人部屋・2人部屋)計14室

集合室2部屋/食堂/浴室/調理室/医務室/会議室/

多目的ホール等

収容区域 全国

2. 処遇内容

◇入所者の特色

*入所者の受け入れは、救護・援護者、更生緊急保護者

◀救護・援護者▶

- ① 家庭裁判所で保護観察に付された少年たち（1号観察）
- ② 少年院を仮退院中の少年たち（2号観察）
- ③ 刑務所を仮出獄中の人たち（3号観察）
- ④ 刑の執行を猶予され保護観察に付された人たち（4号観察）

◀更生緊急保護者▶

- ① 刑執行修了者
- ② 刑執行免除者
- ③ 刑執行猶予確定前の者
- ④ 刑執行猶予確定後の者
- ⑤ 起訴猶予者
- ⑥ 罰金又は料金を受けた者
- ⑦ 労役場出場・仮出場者
- ⑧ 少年院退院者
- ⑨ 補導処分執行修了者

8月1日現在の収容状況

・救護／援護者	8名	} 合計21名
・更生緊急保護者	13名	

☆ 疾病者（高齢者1名含む）	3名	⇒	人材派遣作業員	13名
☆ 就労者	15名		就労先トラック運転手	1名
☆ 未就労者	3名		水産加工作業員	1名

*障害を持っている人は、現在なし

宿泊保護（延べ人員）	19年度	10,479人
1日平均収容人員	〃	28.70人

◇処遇の特色

- ・更生保護施設は、保護観察所の委託により宿泊場所や食事を提供し、再び犯罪や非行に陥ることの無いよう保護することを目的とする。
- ・宿泊場所や飲食を供与するだけでなく、補導職員が入所者と生活をともにし、金銭管理や飲酒などに関する生活指導を行う他、就職の援助をしたり、必要と思われる医療を受けさせたり、自立先の調整などを行う。
- ・仏教保護会は収容区域に制限はなく、全国各地から希望があれば、施設側が検討し受け入れを決めている。
- ・処遇の目標は、「公平と懇切を旨とし、仏教精神を基調とした慈悲心と、計画性のある適切な指導によって、本人の自立更正への意欲を助長し、早期社会復帰を助けること」となっている。

3. その他

- ・食費は1日(1150円)：朝食(200円)、昼食(300円)、夕食(650円)
- ・年間通して、陶芸教室や写仏、食事会等の様々な催し物がある。
- ・受け入れを決めるにあたっては、「自立をするために、働いてお金をためられる人」ということが一つの要素である。
- ・受け入れに関しては、共同生活に対応できる柔軟な性格であることが求められる。
- ・就職活動をするときには、職員は付いていかない。職歴や履歴はごまかして面接しないと受け入れてもらえない。
- ・障害を持った人の受け入れや支援は、現状では難しい。専門家の配置等が無ければ困難なである。
- ・自立後(更生保護施設を後にしたら)は、施設側では特に追跡調査はしない。自立の妨げや、新たな生活に支障をきたす可能性があるため。

*生活の流れ

起 床	AM 6 : 15
屋内外の清掃	AM 6 : 15 ~ 6 : 45
朝 食	AM 6 : 45 ~ 7 : 00 (就職中のものは出勤/弁当持参)
夕 食	PM 5 : 30 ~ 8 : 30
入 浴	PM 5 : 30 ~ 8 : 30
自 由 時 間	PM 5 : 30 ~ 10 : 00
門 限 就 寝	PM 10 : 00

6. 職員研修（その他）

事業内容説明	平成20年 4月 9日	幹部職員
	4月30日	一般職員
	5月 9日	一般職員
	5月12日	一般職員
	8月 2日	保護者会理事会
法務省現場調査	平成20年 5月14日	神奈川医療少年院
	6月24日	喜連川社会復帰促進センター
	8月 2日	前橋刑務所
	8月 2日	更生保護施設群馬県仏教会
福祉施設調査	平成20年12月 5日	知的障害者支援施設「かりいほ」
研修会参加	平成20年11月 8日	福祉のトップセミナー in 雲仙
	平成21年 1月17日	セミナー in みやぎ
	2月 9日	国立のぞみの園福祉セミナー
	2月21日	アメニティーネットワークフォーラム

研究スタッフ会議

月 2 回 18回開催

研究企画会議

月曜日開催 20回開催

資 料

1. 研究検討委員会「現状と課題・対応策」
2. 研究検討委員会「中間のまとめ」
3. 第38回全国心身障害者ココニ一連絡協議会のまとめ

罪を犯した知的障害者の地域生活支援に関する

現状と課題・対応策

第1段階「入所（院）中から出所（院）まで」

項目	現 状	課 題	対 応 策 等
出所（院）の時期	<ul style="list-style-type: none"> 満期釈放の場合は、本来受給できるはずの福祉サービスが受けられず、結果として住まい、所得保障が受けられず、再犯に繋がるということが多い。 法務省側は満期釈放後は、原則として本人に関わるができない。 また、市町村福祉担当は、地元出身の障害者が収容されている事実を知ることができないため、福祉サービスを給付することができない。 仮釈放の場合は、入所（院）している期間が短くなるため、矯正施設の生活に目標と意欲が生じることや、保護観察期間中となるため、保護司や保護観察所から支援が受けられる。 * 本人への定期的な指導監督を行い、遵守事項の確認により、再犯、非行を予防。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉施設を帰住地とすること等、福祉制度を活用することで仮釈放の要件を整えるということを十分配慮してきただろうか。 * 帰住地・身元引受人が定まらないための悪循環。 * 福祉制度の知識が乏しい。 釈放の当面の居住の場、就労の場が確保されているかにあたって。 	<p>〔方向性〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 結果的に時間切れにならないよう、福祉が早い段階から介入できるようにする必要。 * 福祉サービスが必要かを見極めるためには多数の目が必要。 * 福祉関係者による個人との面接が不可欠。（本人の性格を観察する。） * 個々の福祉サービスへのニーズは様々であり、様々なタイプへの対応が必要。 受刑（在院）者に対して、福祉サービスの情報が正確に伝わり、選択肢のひとつとして適正な判断ができるようにする必要。
出所（院）後の生活の検討	<ul style="list-style-type: none"> 矯正施設において障害者等に対する専用の矯正プログラムは作成されつつあるが、まだその効果は十分ではない。 更生保護施設は、知能指数が低い者も受け入れている（IQ69以下は17%）が、職員不足、運営経費の不足や、障害者支援に対する専門的職員が少ない等の理由により、積極的に障害者を受けられる状況ではない。 * 更生保護は2～3ヶ月の先が見えた支援。 意識的に引き受けていないわけではないが、滞留は避ける。 受刑（在院）者に対して、自立に向けた福祉サービス制度が周知されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 法務省側が用意できる出所（院）後の生活の受け皿が少なく、選択肢が限られているにも関わらず、福祉サービスに関する情報も受刑（在院）者に十分に伝わっていないなどの問題があり、改善すべきではないか。 	<p>〔具体策等（支援センター関連）〕</p> <p>（※）法務省においては、平成21年度予算要求で全国の矯正施設に社会福祉士の配置を計画。受刑（在院）者の状況把握と福祉サービスを必要としているか調査を実施。 * 配置する社会福祉士の熟練度・専門性が問われるなど負担が大きい。 * 現に配置している社会福祉士の業務内容をみると新たな事業を担うのは難しい。</p> <p>（※）厚生労働省においては、平成21年度予算要求で全国の都道府県に地域生活定着支援センターの設置を計画。 上記の業務は、支援センターの業務として位置付け、矯正施設に配置される社会福祉士と連携しながら取り組むべきではないか。</p>

<p>福祉サービスへの引継ぎ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 帰住先として、施設の責任者を身元引受人としている。 <ul style="list-style-type: none"> * 矯正施設で絞り込まれた名簿のもと、福祉側が面接をして決定している。 本人からの福祉サービスを受給することの同意を得る必要があるが、中にはその時点で福祉の利用を拒否される場合もある。 ・ 本人の個人情報を福祉関係者に提供することの同意を得るが、現行制度の枠内での情報提供となっているため、福祉施設で必要な情報が得られない。 ・ 今回の研究事業では、研究事業以外には使わないという前提で、本人の了解をもとに情報提供。 <ul style="list-style-type: none"> * 今回の研究事業においては、対象者ごとに矯正施設、保護観察所、福祉施設の協定書と本人の同意書が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象者の選定には、地域での生活自立という福祉的視点も必要である。もっと早い時期から矯正施設、保護観察所との協議により福祉サービスの必要がある者の拾い出しが必要ではないか。 ・ 対象者とする大枠について、CAPASなのか、帰住先の有無か等。 ・ 本人に対して福祉サービスについての正確な情報提供が必要であり、矯正施設の社会福祉士だけでなく、福祉の現場からの説明、説得も必要ではないか。 ・ 矯正施設における積極的な情報共有が必要ではないか。 <ul style="list-style-type: none"> * 対象者を決める段階での共有が必要 * 福祉サービスに必要な情報の開示(極めて重要な情報) <ul style="list-style-type: none"> 本人が犯罪に至った要因 矯正施設内で再犯防止のためどのように取り組んだか 本人の心に支えになっている人の存在など ・ 施設における個人情報保護の管理体制の整備が必要か。 	<p>[方向性]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象者の選定に当たって、福祉が積極的に関与し、福祉の土俵に乗せていくことも考える必要。 <p>[具体策等(支援センター関連)]</p> <p>(※) 上記の対象者の選定に支援センターが積極的に関わり、本人に説明、説得を行うとともに、緊急性の高いもの等については、自らの施設に受入れ支援を行うことも必要ではないか。</p> <p>[方向性]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報の共有の枠組みが必要。 <ul style="list-style-type: none"> * 福祉サービスを活かすためには、どんな情報が必要か、福祉側で積極的に提案し、地域で生活を支える上で最低必要な情報とは何かを明確にし、矯正施設に情報提供を求めていく。 <p>[具体策等(支援センター関連)]</p> <p>(※) 国の方で、早急な個人情報の開示の枠組みづくりが望まれる。</p> <p>(※) 支援センターにおいても、必要な情報を得られるようにする必要はあるが、いずれにしても個人情報保護が前提であり、関係機関と連携し取り組んでいく上で、どのような協定を結び情報の共有を図っていくか整理が必要ではないか。(その締結に当たっては、時間をかけず効率的に行うことが必要か。)</p>
--------------------	---	--	--

第2段階「受刑（在院）中の福祉サービスの受給手続等」

項 目	現 状	課 題	対 応 策 等
更生援護の実施者の確定	<ul style="list-style-type: none"> 矯正施設出所（院）後の場合に、更生援護の実施者の定義が明確となっていないため、市町村間で綱引きとなっている。 <ul style="list-style-type: none"> *身元引受人がいる帰住先が更生援護の実施者になるが、いない場合、本人の本籍地or逮捕時の住所地or出所（院）後に本人が希望する住所地のどれか。 *帰住地は自分が育った場所ではなく、自分がこれから生活していく所を前提としている。 	<ul style="list-style-type: none"> 各制度の狭間の中で、国から統一見解が示されておらず、早急な対応が必要ではないか。 	<p>〔方向性〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉サービス提供の前提となるので、既存制度との整合性等考慮しつつ、早急に統一見解を示すことが必要。 <ul style="list-style-type: none"> *施設入所時の場合 <ul style="list-style-type: none"> 入所時住所地特例で、入所前の住所地 退所後本人が生活する住所地 （グループホーム・ケアホームは施設入所前の住所地） <p>〔具体策等（支援センター関連）〕</p> <p>〔※〕国の方で、更生援護の実施者に関する統一見解を早急に示すことが望まれる。</p> <p>〔※〕支援センターとしては、本人が希望すれば、更生援護の実施者に関わらず、帰住地の支援センターが対応することも可とすべきではないか。 *厚労省から同様の見解あり。</p>
福祉サービスの受給手続	<ul style="list-style-type: none"> 矯正施設に収容されている情報を市町村福祉担当は、持たないため、出所（院）後に居住や所得保障のサービスを受けられず、再犯に繋がるが多くなっている。 <ul style="list-style-type: none"> * 主なサービス等 障害福祉サービス 療育手帳・身体障害者手帳（申請方法・別紙） 障害基礎年金等年金 介護保険サービス（出所（院）直後の申請） 認定申請手続、仮認定利用（施設・在宅） 生活保護制度（出所（院）直後の申請） 健康保険（住民票取得後の申請） 療育手帳の交付では、3ヶ月程度の長期間を要している。療育手帳が他の福祉サービス受給の基準となるなら、さらに事前協議期間が必要となっている。 療育手帳の受給が知的障害関係福祉サービスを受ける最低条件と判断されている市町村が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> 受刑（在院）中の福祉サービスの受給申請を行い、出所（院）と同時に受給できるようにすることができないか。 <ul style="list-style-type: none"> *受刑（在院）中の成年後見制度の活用、受刑（在院）中の申請は可能か。 療育手帳の交付について、都道府県でもっと迅速な対応が必要ではないか。 	<p>〔方向性〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 再犯防止に大きく影響するものであり、様々な福祉サービスが早期に受給できるよう、都道府県、市町村の協力が必要。 <p>〔具体策等（支援センター関連）〕</p> <p>〔※〕事業を推進するためにも、国から都道府県、市町村に対する協力要請や特例的な運用が望まれる。 *矯正施設内の心理判定結果の準用、更生相談所の判定の他県依頼方式の活用 *更生援護の実施者の未整理の問題。</p> <p>〔※〕18歳未満で福祉サービスを受けた又は障害児教育を受けたという情報は、療育手帳の取得には有効であるため、支援センターがこうした情報を所有するなら、都道府県に提供することも検討すべきか。</p>

<p>職員養成・研修</p>	<ul style="list-style-type: none"> 支援センターの専門スタッフによるコーディネート機能が必要になるが、法務・福祉関係者が互いの制度の知識が乏しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 支援センターの相談担当者が、法務関係、障害福祉、高齢者福祉、生活保護関係のすべての制度に熟知することや、処遇困難事例等の情報交換する場が必要である。 支援センター相談担当職員は得意とする分野ごと配置することも考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> *センターの規模の検討 担当職者の資格、人数等、研修体制、経費等の検討 	<p>[方向性]</p> <ul style="list-style-type: none"> *多様なニーズに応える専門職員数の確保 矯正施設、保護観察所、更生保護施設に社会福祉士等の専門スタッフを配置する予定 支援センターに配置する職員、市町村福祉担当者受け入れる施設職員に対しても専門的知識を得た職員の配置が必要 <p>[具体策]</p> <ul style="list-style-type: none"> 法務・福祉関係の担当者への国主催の研修会の開催 国に中核的機能を設置し、全国的なセミナーの開催により啓発活動と処遇困難事例の検討を行う。
----------------	---	---	---

第3段階「福祉施設での受入れ」

項 目	現 状	課 題	対 応 策 等
受入れ施設の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人の正しい情報が得られないため、罪名のみで判断し、不安だけが先行し、受け入れを拒否しがちである。 * 受け入れを公表したときの地域住民からの拒否反応を憂慮することも、その要因。 ・ 福祉への繋ぎの機能が働いても、福祉サービスを提供する事業所の確保の見込みがない。 ・ 出身地において施設の受け入れが困難な場合に、緊急で受け入れる施設が矯正施設の所在地に必要な場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 罪を犯した障害者に対する支援の現状・必要性の認知が施設間に乏しく、セーフティネットとしての役割の啓発が必要ではないか。 制度の狭間にある、罪を犯した障害者への支援を進めることに対して、福祉現場としての使命の共感が必要ではないか。 ・ 矯正から福祉に繋ぐための受入先の確保が必要ではないか。 ・ 受入可能施設等の情報共有ができるような仕組みが必要ではないか。 ・ 障害サービスは出身地にかかわらず受給できるが、介護保険制度や健康保険制度の利用に当たっては、住民票があっても出身地でない場合は市町村から容認されないことが多いが、どのように整理するか。 	<p>[方向性]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人の「人となり」が伝わるような正確な情報を得られるようにすることが必要。 * 受刑（在院）中の本人の様子、生活歴、犯罪経過 本人の精神的よりどころとなる近親者の存在や、犯罪要因の解消の手段なども重要。 * 本人との面接等により、「人となり」を肌で感じる。 ・ 福祉関係団体へのこの事業の必要性の啓発が必要。 ・ 受入可能施設等に係る情報共有システムの構築が必要。 <p>[具体策等（支援センター関連）]</p> <p>(※) 支援センターからの適切な情報提供を行うことが必要であるが、現実的に受入先の確保が困難な状況の中では、支援センターを実施する法人の機能に頼らざるをえないのではないか。（支援センターを運営する法人は、当面はサービス提供機能も持ち合わせる必要がある。）</p> <p>(※) 各地区の支援センターがネットワークを結び、都道府県別の受入施設・事業所の情報を共有できるようにしたらどうか。</p> <p>[方向性]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一定期間、矯正施設の所在地施設で受け入れた後、地元の地域等で受け入れ体制が整えば、その施設等に移るなど、連携して支援。 <p>[具体策等（支援センター関連）]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援センターは、こうした個別事情も十分に考慮して、コーディネートに当たる必要があるではないか。

<p>施設の有期限利用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 矯正施設より出所（院）後、身元引受人がないなどにより、すぐには社会生活に適應しにくい者に対して一定期間、生活や就労支援等の支援が必要な者がいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設入所が長期化に繋がりがやすいため、本人、家族、施設に目標を持った支援を行うことが必要ではないか。 * 社会防衛としての施策ではなく、あくまでも施設を経由した地域生活への移行であるべき。 	<p>〔方向性〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長期・短期の入所と通所利用を行い、特に日中活動として就労移行支援（おおむね2年間をめぐり）を行い、地域生活移行を目指す。 * 通所の場合は、更生保護施設との連携も可能。 * 短期間での支援の効果が得られない場合は、ケアホームの活用や施設経営の作業所関係の活用も検討。
<p>障害程度区分</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設入所支援の対象は、障害程度区分では「50才未満4以上、50才以上3以上」となっているが、身辺処理能力等が高いため、本人の判定が行われた場合、施設入所支援の基準をクリアすることが難しく、入所利用が難しい。 ・ 障害程度区分が低く認定されることが想定され、支援が困難の割には給付金が低額になる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害程度区分の判定方法に社会適應が困難な者への見直し又は、特例的な取扱いが必要ではないか。 	<p>〔方向性〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当面は、居住の場を確保することが必要な者に対しては、日中活動で「就労移行支援事業」の訓練等給付を受け「通所を利用出来ない特段の理由がある場合に利用できる」の適用により対応。 ・ 社会生活が適用困難者に対する障害程度区分の判定方法の見直し、新たな加算制度の新設等を要望。 <p>〔具体策等（支援センター関連）〕</p> <p>〔※〕 受入施設の拡大を図る観点から、特殊性、困難性に配慮した障害程度区分の判定方法、加算制度等の検討が望まれる。 * 加算は、入所後数ヶ月でも良い。</p> <p>〔※〕 支援センターも、運営面での手当てがされ、事業に取組やすくなるのではないか。実施主体として、手を上げる法人等が増えるのではないか。</p>
<p>利用者の個人負担</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護・障害基礎年金などの所得保障については、申請が出所（院）後となり実際の受給までには一定の期間が生じる。 ・ 財産を持たずに入所した場合、光熱費・食事代（約50,000円）を除き、自己負担は免除されるが、家族の協力が得られない場合等においては、当面の生活費の確保が困難となっている。 * 特に未成年の場合に問題。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会に出るための資金を確保することが重要であり、出所（院）と同時に、障害基礎年金等の受給ができるようにする必要があるのではないか。 * 生活保護も検討。 * 工賃収入の確保。 ・ 全く財産を持たず、家族等の協力も得られない場合には、措置的な施設利用の可能性は検討できないか。 * 「やむを得ない理由に一時的に措置入所を行うこと」が可能か。所得・衣食住の保障。 * 給付費が低額の場合には、本人から取れないと、施設の持ち出しとなる。 	<p>〔方向性〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害基礎年金等の受給手続きを速やかに行うことが必要。 ・ 措置的な利用の可能性についての検討。 <p>〔具体策等（支援センター関連）〕</p> <p>〔※〕 支援センターは、出所（院）前に年金等の手続を行うことが必要ではないか。</p> <p>〔※〕 措置的な利用の可能性についての検討が望まれる。</p>

効果的な支援の提供	<ul style="list-style-type: none"> 本人の自立に向けた生活には、精神的支えとなる者が不可欠であり、その者を中心とした受容から、壊れかけた精神を安定させる手法が効果的である。 	<ul style="list-style-type: none"> 家族の中に精神的支えとなる者がいない場合、施設で担当職員がその役割を担う必要があるが、必要なニーズを確認し、本人との信頼関係を築くまでには多くの時間を要することになるのではないかと。 *キーパーソンになるのは何か、何を求めているかを見つけることに時間がかかる。 	<p>〔方向性〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の中での担当職員を明確にし、本人の支えとなるよう信頼関係を形成するための最大限の努力が必要。 <p>〔具体策等（支援センター関連）〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 矯正施設・保護観察所・市町村からの情報提供は極めて有意義なものになることから、支援センターは、必要な情報把握に積極的に取り組むことが必要ではないかと。
-----------	--	---	---

第4段階「地域移行に向けた課題等」

項目	現状	課題	対応策等
キーパーソンの確保	<ul style="list-style-type: none"> 地域生活移行後も、精神的な支えとなる何でも相談出来る担当者を位置づけての支援が必要である。 支えるという意味では、本人自身を理解してもらいたい存在としての家族になることもある。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設を経由して、地域に出た場合にその都度キーパーソンが変わり本人にとまどいを招く。施設を経ないでケアホームということが望ましい理由でもある。 	<ul style="list-style-type: none"> キーパーソンは1人に限らずチームで支援グループを作り多面的に支えていくことが必要である。
地域の関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> 地域での支える仕組みを、対象者個々に新たにつくるということに苦慮していることが多い。 矯正施設から出所（院）後については、地域生活定着支援センターではなく、障害者相談支援センターが担うべきものだろうが、更生保護施設を利用して地域移行を図る場合などは、地域生活定着支援センターや更生援護の実施者が事前に地域移行先についても検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域移行については、ケアホーム・施設や相談支援センターの個々の個別支援計画だけでなく、更生援護の実施者による本人のライフプランとしての個別支援計画を作り、支援していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設利用段階から、地域生活移行を目的とした地元の障害者自立支援協議会で協議され、各種福祉サービスのコーディネートされることが必要である。 高齢者の介護保険制度の活用のためには地域包括的地域支援センターとの連携が不可欠である。 生活保護の支援が必要な者には社会福祉協議会、救護施設との連携が不可欠である。
施設のレスパイトの役割	<ul style="list-style-type: none"> 逮捕前、矯正施設、施設生活そして地域とめまぐるしく変わる生活環境に本人がとまどったときに、いつでも受け入れてくれる人、場所が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 一時的に支える機関の一つとして本人が選択できるよりどころとして存在は必要ではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域移行後もレスパイト機能として、いつでも受け入れ相談・援助する役割を担う必要がある
再犯に至った場合の保護体制	<ul style="list-style-type: none"> 再犯に至り、司法機関にゆだねられたときに障害特性に応じた対応ができないことが考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 再犯に至った場合に、司法機関に本人についての説明を行い、障害特性を理解した対応が出来るよう、司法機関とのネットワークが必要ではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> 仮に再犯に至った場合に本人を保護する体制を確保するためのシステムを構築することが必要な場合もある。

○ その他

項 目	現 状	課 題	対応策等
対象者の拡大	<ul style="list-style-type: none"> 自立が困難な者として、三障害者、ホームレス支援が同様の制度の中で支援する必要性が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> 一つの支援センターにおいて、各障害福祉、高齢者福祉、生活保護、就労支援に熟知した担当者を確保できるか。 担当者の確保のための研修と経費の確保が必要 	<p>地域での相談支援センターが介護保険事業所又は地域包括支援センターと併設され、障害・高齢者についてケアマネジメントできる体制が望まれる。</p>

平成20年度障害者保健福祉推進事業

「罪を犯した知的障害者の自立に向けた効果的な支援体制と
必要な機能に関する研究」 中間のまとめ

平成20年12月12日

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

「罪を犯した知的障害者の自立に向けた支援」について（中間まとめ）

平成20年12月12日

罪を犯した知的障害者は、矯正施設を出所（院）後、地域において自立した生活を送るための支援が不十分なために再犯を繰り返す確率が高く、社会的な問題となっている。

こうした知的障害者の再犯を防ぎ、自立した生活に結びつけるためには、出所（院）後に居住する場所や所得保障のための就業の場の確保、福祉サービスの受給等が必要であり、矯正、福祉、就労等の関係機関が連携して効果的な支援を提供できるよう、それらを有機的にコーディネートする仕組・体制等の整備を図ることが重要となっている。

こうした考え方のもと、平成20年度障害者保健福祉推進事業研究プロジェクト「罪を犯した知的障害者の自立に向けた効果的な支援体制と必要な機能に関する研究」の一環として、全国3か所の福祉施設においてモデル的に罪を犯した知的障害者（以下「対象者」という。）を受入れ、福祉サービスの調整や、地域生活移行に向けた社会適応支援等を実践しながら、その過程の中で確認された現状及び課題等を整理するとともに、平成21年度からの取組の方向性として国から示された「地域生活定着支援センター（以下「支援センター」という。）構想」に対して、当検討委員会としての意見等をまとめるため、これまで研究検討委員会2回、ワーキングチーム会議5回の検討を重ねてきたところである。

今般、研究事業の途中経過ではあるが、国が現在行っている支援センターの実施方針の検討作業にその意見等を反映できるよう、現時点までの検討結果を踏まえて中間的な取りまとめを行ったので、その内容を報告する。

また、現時点においては、今回の対象者のうち、福祉施設を退所し地域生活に移行した者はいないが、今後、国の施策として事業化を図るためには、最終的な目標である地域生活移行の段階まで取り組んだ結果をもとに課題や対応策等を整理する必要があると考えており、当研究検討委員会としては、引き続き、年度末に向けて事業を継続し実施状況等の把握を行いながら、さらに内容を精査するとともに、事業全体のマニュアル策定を含む最終報告の取りまとめを行っていきたいと考えている。

なお、研究事業は知的障害者を対象とした支援内容を検討してきたが、国の構想では高齢者や他の障害も含めた福祉サービスが必要とする者になっている。今回の報告は知的障害者を対象としたシステムをモデル的に構築し、その後に他の分野を整備していく方針である。

1. 研究事業の経過等について

この研究事業の実施主体は、国立のぞみの園（群馬県）であるが、モデル事業については、南高愛隣会（長崎県）、及び滋賀県社会福祉事業団（滋賀県）の2法人も加わっている。各法人においては、研究事業の目的に沿って実践的な成果が得られるよう、矯正施設を出所（院）した対象者をモデル的に福祉施設に受入れ、福祉サービスの調整を図るなど、早期に地域生活移行に結びつけるための取組をこれまで行ってきた。

また、こうした取組に並行して、この3法人と既に先駆的に取り組んでいる法人等を加

えた委員から構成される研究検討委員会（委員：別紙1参照）を開催し、その取組の実績の集約と研究成果の取りまとめに向けた検討を行ってきたところである。

取りまとめに当たっては、こうした事業経過を踏まえ、①矯正施設入所（院）中から出所（院）まで、②受刑（在院）中の福祉サービスの受給手続等、③福祉施設での受入れ、④地域生活移行に向けた課題等、の各段階に分けて現状や課題の明確化を図り、その対応策を検討した。このうち、特に、当検討委員会としては、国が計画する支援センターについて、これまで実践してきた過程の中でどのように位置付けられ、どのような機能等を有することが望ましいか等の観点からも、考え方の整理等を試みてきた。

2. 各段階ごとの現状と課題、及び対応策について

これまでの実践結果等を踏まえ、出所（院）から福祉施設における支援までの各段階ごとの現状と課題、その対応策について検討を行ってきたが、現時点でまとめると、別紙2のとおりである。

また、実践段階としてはそこまで至っていないが、今後、具体的に地域生活移行に向けて取組を進めて行った場合に、課題等として考えられるものについて、第4段階として事項のみを整理した。

なお、そうした内容を盛り込んだ関連図を別紙3として添付し、「共有の必要な個人情報」を別紙4として添付した。

3. 支援センターに対する意見等について

- (1) 2の整理等を踏まえ、支援センターの必要な実施体制、機能等については、現時点において、次のように考えるものである。

① 支援センターには、矯正、更生保護、福祉、就労等を熟知し、効果的にコーディネートできる高度なスキルを持った専門職員の配置が必要であり、また、絶えずスキルアップすることができる研修等の機会が与えられることが必要である。

<考え方>

- ・ この事業を円滑に実施するためには、矯正、更生保護、福祉、就労等を有機的にコーディネートすることが重要であり、それを担う支援センターには、それぞれの制度を熟知した高度なスキルを持つ専門職員の配置が必要である（必要な資格や人数については今後検討）。
- ・ また、関係する制度は多岐に渡ることや支援困難事例の研究も必要なことから、専門職員への定期的な研修を実施するなど、絶えずスキルアップを図っていくことが必要である。

② 支援センターは、事業を効果的に実施するため、矯正、更生保護、福祉、就労等に係る様々な権限を制度としての確に付与されることが必要である。

<考え方>

- ・ 支援センターは、この事業の中心となって旗振り役を担うだけでなく、対象者の選択から緊急時の場合の対象者への支援の提供など、実働部隊としての一面も持たざるを得ないことから、様々な各現場、場面で活動できる権限等が、トラブル回避のためにも制度として明確にされ、的確に付与されることが必要である。

- (例えば) ① 早い段階で矯正施設に保護観察所と共に対象者の選択にあたる権限
② 対象者の個人情報を取り扱う権限等
なお、個人情報の共有についてルール作りが必要

- ③ 身元引受人がない等により、緊急避難的に福祉的措置が求められる可能性があることから、支援センターには、当面の居住場所を提供し生活支援等を行う機能を有する必要がある。

<考え方>

- ・ 受入施設が身元引受人になることは、仮釈放が可能になり、福祉サービスが受けやすくなるメリットがある他、満期釈放のケースであっても緊急避難的に居住と日中活動の福祉サービスを提供する受入施設を必要となる場合がある。しかし現状では全国的に受入施設が少ないため、当面支援センターは、コーディネート機能だけでなく、福祉施設に付置するなど自らが居住支援、就労支援等を提供できるような機能を有することが必要である。

4. 国に対する要望について

2のまとめにあるような現状等を踏まえ、支援センターの活動が実効性のあるものとするためには、国においては、次の点に関する仕組の整備等の検討を早急をお願いしたい。

- ① 対象となる者の法律上の責任者（更生援護の実施者）の基準を明確にし、出所（院）後に何らかの必要な支援が確実に受けられるようにするとともに、障害福祉サービスの前提となる療育手帳の交付や様々なサービスの受給手続が速やかに処理されるよう、地方公共団体への協力要請を行われたい。
また、対象となる者に関する手続の簡略化等、特例的な運用の可能性についても、検討されたい。

<考え方>

- ・ 身元引受人がないなどの場合には、福祉サービスの受給が生命線となる可能性が高いことから、誰が支援の責任者かという議論の余地を無くし、早い段階から準備ができるよう、更生援護の実施者を明確にするとともに、地方公共団体の協力を得て、療育手帳の交付や福祉サービスの受給手続が速やかに処理されることが望まれる。

- ・ 福祉サービスの提供の最低条件と考えている市町村が多い療育手帳や、様々な福祉サービスの手続きについては、申請から交付までに数ヶ月かかっている現状があることから、審査における優先的な処理や手続きの簡略化又は法務省関係の心理・精神判定機関の結果の活用等による迅速な交付が可能か検討をお願いしたい。
- ・ なお、更生援護の実施者は、知的障害者福祉法上、「居住地の市町村（多くは出身地の市町村となっている）」が、対象者の希望等を踏まえて弾力的な取扱いの可能性についても、検討されたい。

② 受刑（在院）中に支援会議を行う場合に、当初は出所（院）する矯正施設の所在地の保護観察所と支援センターが中心になるが、早い時期から更生援護の実施者となる居住地の市町村が参加することが望ましい。ただし、本人が希望する帰住地の市町村があれば、そこがその後の更生援護の実施者となり、担当する保護観察所も替わることになることから、どの時点で引き継がれるか等について、明確にされたい。

<考え方>

- ・ 矯正施設の所在地が本人の居住地と限らず、また、本人が帰住を希望する市町村も居住地とは限らない。また、本人が出所（院）後に入所型福祉施設を利用した場合には、施設を退所して地域生活を始めた場所が更生援護の実施者となる。
時系列の中で、担当する保護観察所・支援センター・市町村の編成が変化していくことになるが、混乱を招かないようルール作りが必要である。
また、居住地の福祉が最も本人の地域生活支援に必要な情報を持っていると考えられることから、矯正施設又は保護観察所がどの時点で更生援護の実施者となる市町村へ通知するか明確にする必要がある。

③ 適切な支援を確保するとともに、受入施設の拡大を図る観点から、社会適応が困難な者の状況を考慮した障害程度区分の判定や、支援の特殊性、困難性に配慮した給付費の加算等の措置を講じられたい。

<考え方>

- ・ この事業の対象者に対して、障害程度区分を判定する場合には、身辺処理能力等が高いケースが多いため、「施設入所支援」の要件を満たさないことが考えられることから、社会適応が困難な者の状況を考慮した障害程度区分の判定の工夫や、支援の困難性に比べ障害程度区分が低く認定された場合に、支援の継続が困難となるため給付費を加算するなど、対象者に対して、その特殊性等に配慮した独自の基準や取扱い等を検討されたい。
- ・ 加算制度については、サービスに当たる職員の人的配置に対応するものとなるが、個室等の確保や実際に支援に当たる職員の専門性も考慮することも必要と思われる。

- ・ これにより、財政面からも受入施設を援助することにより、受入施設の全国的な拡大に繋がるほか、同様に受入施設としての機能を有する支援センターについても、実施主体の増加が期待できる。

また、出所（院）時までには福祉サービスの受給決定が終わらなかった場合でも、再犯を防止する観点から、緊急的に福祉サービスの提供が必要な場合には、「やむを得ない措置的な利用」の可能性を検討されたい。

これにより本人の当面の住居の場と就労に向けての支援が期待できる。

④ この事業に関する社会的なコンセンサスと、この業務を担う支援センターが社会的に認知され、活動への協力・支援が得られるよう、その内容の周知への努力をお願いしたい。

<考え方>

- ・ 罪を犯した知的障害者に対し、国全体で支援していくことについて、社会的なコンセンサスを得ることが重要。これにより、地方公共団体が積極的に関わり、福祉施設の利用と協力が得られるなど、取組の進展が期待できるとともに、支援センターの活動がより活性化するものと期待できる。

⑤ 対象となる者の施設入所支援利用の条件を明文化されたい。また、対象者を示す用語として「罪を犯した障害者」が使用されているが、人権に配慮した共通のイメージの持てるものに定めることをお願いしたい。

<考え方>

- ・ 現行では、施設入所支援の条件については、一般的な障害程度区分では、「3」以下が想定されるため、対象外となる可能性が高い。ゆえに「夜間において、介護が必要な者、通所が困難である自立訓練又は就労移行支援の利用者について施設入所支援の対象とすることができる」と定めた通知を活用せざるを得ないが、施設関係者等の判断が迷うところでもあるので、対象者となる者の利用条件について明文化が必要と思われる。

また、対象者を示す用語として、福祉分野では「触法」が児童福祉法で一般的だが、法務分野ではこの「触法」は少年法の対象となっており、成人に対しては使用していない。本研究では「罪を犯した障害者等」を使用しているが、支援センターの対象者が多様化していく中で、各分野で共通してイメージを持てる用語を定めることが必要である。

⑥ 地域で安定した生活を送るためにも、障害者自立支援協議会による効果的な支援はもちろんのこと、地域包括的支援センターや障害者相談支援事業との連携による支援が不可欠であり、その組織作りをお願いしたい。

<考え方>

- ・ 地域で安定した生活を送るためには、精神的に支えとなる者を確保し、地域ぐるみでの支援が必要である。そのためには障害者自立支援協議会の役割は大きく、また、介護保険制度の活用や専門職との連携も必要であり、地域包括支援センターや障害者相談支援事業所との連携を深める組織作りが必要である。

「罪を犯した知的障害者の自立に向けた支援について」

コロニーは大規模施設、公的施設ということでセフティーネットの役割を担っており、知的障害者が矯正施設より出てきて住む場所がなく再犯のおそれがある場合や執行猶予や責任能力が無いために罪を問われないものの、地域での生活が困難になり、緊急に入所してきた例は多い。しかし、本人の情報もほとんどなく、通常より人の配置が必要にも係わらず、公的には何の対応がないなど、受け入れ体制が整備されないままの受け入れであり、十分な対応が出来なかった。

今後、施設での受け入れの重要性は認めるものの、事前の対応についてきちんとした制度化が必要である。

1. 加算制度の創設

現行の障害程度区分の判定では、本人の社会生活の適応が難しい点が加味されておらず、早急の見直しが必要である。制度改革が進まないのであれば人件費を保障する加算制度が必要である。

また、施設利用までの手続きが間に合わなかった場合には、やむを得ない場合の措置的利用により、生活保障が必要である。

2. 施設での支援方法の体系化

これまで積み重ねられきた、支援方法のノウハウの体系化を行い、モデル的な支援方法の参考として、対象施設職員の研修が必要である。

3. 施設での受け入れ形態の制度化

現行では、「夜間において、介護が必要な者、通所が困難である自立訓練又は就労移行支援の利用者」又は「短期入所」で施設入所支援が可能であるが、抜け道としてではなく、正式な入所要件としての制度化（位置づけ）が必要である。

4. 市町村の役割

更生援護の実施者として市町村に、この事業への積極的な関わりを求める必要がある。

5. 用語の共通化

福祉では触法が児童福祉法で、一般的だが、法務関係では「虞犯・触法」は少年法の対象である。「罪を犯した……」もあるが、それらと区別して各分野で利用できる共通のイメージの持てる用語を定める必要がある。

社会生活支援センター研究検討委員会委員名簿

○ 社会生活支援センター研究検討委員会

座長	渡辺 次男	国立のぞみの園理事
委員	清水 義憲	日本更生保護協会常務理事
	狩野 祥司	新潟県コロニー白岩の里所長
	石川 恒	知的障害者支援施設「かりいほ」施設長
	高橋 勝彦	宮城県船形コロニー総合施設長
	山田 邦雄	群馬県健康福祉部障害政策課課長
	遅塚 昭彦	埼玉県福祉部障害者福祉課主幹
	北岡 賢剛	滋賀県社会福祉事業団理事長
	阿部百合子	南高愛隣会理事
	前田 秀信	国立のぞみの園総合施設長
	事務局	小野 隆一

○ ワーキングチーム

座長	小野 隆一	国立のぞみの園地域支援部長
委員	藤本 信次	更生保護法人清心寮常務理事
	久保 泰博	高崎市保健福祉部障害福祉課係長
	関口 清美	栃木県障害者相談支援アドバイザー
	高橋 厚子	宮城県社会福祉協議会課長
	中川 英男	滋賀県立むれやま荘副所長
	吉本ひろみ	南高愛隣会調査研究班長
	渡辺 正幸	国立のぞみの園活動支援部課長
	小林 隆裕	国立のぞみの園生活支援部副寮長
	古川 慎治	国立のぞみの園地域支援部地域生活体験ホーム係長
	事務局	瀬間 康仁

○アドバイザー

前澤 幸喜	法務省矯正局成人矯正課補佐官
等々力伸司	法務省矯正局成人矯正課事務官
木村 敦	法務省矯正局少年矯正課補佐官
岸 規子	法務省保護局更生保護振興課補佐官
前川 洋平	法務省保護局観察課係長
古田 康輔	法務省関東地方更生保護委員会主席審査官
西村 朋子	法務省関東地方更生保護委員会保護観察官
三宅 仁士	法務省前橋保護観察所統括保護観察官
南 一成	法務省前橋保護観察所統括保護観察官
下山 徹	法務省前橋保護観察所統括保護観察官
高原 伸幸	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害福祉専門官
押切 宣裕	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課施設管理室室長補佐
山本 裕之	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課施設管理室のぞみの園係長
村野 伸介	厚生労働省社会・援護局総務課企画法令係長

○国立のぞみの園研究スタッフ（社会生活支援センター準備室）

小野 隆一	地域支援部長
渡邊 正幸	活動支援部課長
小林 隆裕	生活支援部副寮長
古川 慎治	地域支援部地域生活体験ホーム係長
佐藤 孝之	総務部決算係長
小島 秀樹	地域支援部地域移行係長
瀬間 康仁	企画研究部企画調査係長
芝 康隆	生活支援部副寮長
新井 邦彦	活動支援部主任
悴田 徹	生活支援部主任
飯塚 浩司	地域支援部生活支援員
篠原 浩貴	生活支援部生活支援員
小野はるな	生活支援部生活支援員

参 考 文 献

厚生労働科学研究「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」
(平成18－20年度) 研究代表者 田島 良昭

「図説更生保護」 更生保護法人日本更生保護協会

平成20年度障害者保健福祉推進事業
(障害者自立支援調査研究プロジェクト)

「罪を犯した知的障害者の自立に向けた
効果的な支援体制と必要な機能に関する研究」報告書

発 行 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
発 行 者 理事長 遠 藤 浩
発 行 日 平成21年3月
印 刷 所 荒瀬印刷株式会社
事 務 局 〒370-0865
群馬県高崎市寺尾町2120-2
TEL 027-325-1501 (代表)